2026年度

高崎商科大学教職研究年報

（前期号）

高崎商科大学
Takasaki University of Commerce

序

高崎商科大学教職課程二十四年史（「教職課程の沿革2001－2025」のその5）

―過渡期：2022年度～2025年度―

下山 寿子　　雨宮 和輝　　菅原 亮芳

はじめに

今回（その５）は、「第４期　高校商業と情報の免許状」の時代としたい。すなわち2022年度から2025年度の歴史の素描である。この時期を「再整備期」としたい。この時代は経営学科に教科「情報」の免許状が再び導入された時期である。

しかし、それに伴う課程認定で担当教員の入れ替えがおこり、教職科目を担う非常勤講師数が増えたのもこの時期である。

ところが、これまで教職課程を牽引してきた菅原亮芳先生が、2023年度に定年退職を迎えられた。翌年度より特任教員（本学園120年誌の編集と教職課程それぞれの担当）に就任された。

そして新たに教職課程担当教員、雨宮和輝専任講師が着任した。菅原先生が雨宮先生のメンターになった。

第４期は、「再整備期」。「高校商業と情報の免許状の時代」（2022－2025）とはいかなる時代であったのだろうか。　（下山寿子）

１．「第４期　再整備期（2022－2025）」

2022年度から2025年度の時代背景を、小國喜弘（2023）『戦後教育史』（中央公論新社）、日本子どもを守る会（2024－25）『子ども　2024－2025　白書』かもがわ出版、児玉幸多編（2025）『日本史年表・地図』（吉川弘文館）、文部科学省（2023・２版）『生徒指導提要（令和４年12月）』（東洋館出版社）、児美川孝一郎（2025）『新自由主義教育の40年』（青土社）等を参照しつつ素描しておこう。

この時期は、令和の時代は戦争と暴力の時代。世界では、2022年２月ロシアがウクライナに侵略戦争を、2023年10月イスラエル戦争（ハマス対イスラエル）勃発、2025年の今でも殺戮は続いているのか。

国内に目を移せば、2024年１月１日に能登で大地震。2025年11月13日に安部元首相銃撃で死亡（2022年７月８日）。そのようななか、2025年１月20日（現地時間）、米国では再びトランプが再び大統領に就任した。日本では2025年10月に初めての女性首相が誕生した。そのトランプ氏が、2026年１月アメリカはベネズエラを攻撃した。

他方、日本の教育界では「令和の日本型学校教育」の推進に伴う次期学習指導要領の議論が始まり、論点整理が進み、まとめの段階に入った。それに伴う教員養成政策も新たなフェーズに入ったように見られる。公立学校教員採用選考試験の一次試験日前倒しを各教育委員会に要請した。2025年２月には「給特法」の改正案が閣議決定された（６月成立）。

主要な出来事は以下の（１）から（５）の通りである。

（１）子どもをめぐる施策

2022年６月「こども基本法」公布。９月国連障害者権利委員会、日本政府への勧告があった。内容はインクルージブ教育の徹底を、ということであった。2024年11月には「こども家庭庁」が発足

した。

（２）「生徒指導提要　令和４年12月　文部科学省」（改訂版）

2010年の「生徒指導提要」を改訂し、「子どもの権利」を基盤とした多様性の理解と包摂への取組が強調された。また 2021年７月「教育職員による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行された。

（３）次期学習指導要領

2025年９月中央教育審議会は次期学習指導要領の論点整理（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html　2025年12月10日アクセス　最終検索確認日）を行い、①問題解決学習の実装、②多様性の理解と包摂、③実現可能性の確保をキャナライズした。

（４）教員養成

2025年10月15日「中教審答申」「多様性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/houkoku/1360150_00003.htm　2025年12月10日アクセス　最終検索確認日）で、先の次期学習指導要領の改訂をにらみ、①問題解決学習の実装、②多様性の包摂教員対しては「臨床的で実践的な教育研究」を求めた。

（５）2025年12月５日、中教審教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループは「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）たたき台」

この「教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ」の「(中間まとめ）たたき台」は、①教育研究（10年研修）と大学院での授業のリンク化、②教職課程の編成を「児童生徒理解」と「教科指導」との二本立てとし、③「強みの専門性」（学びの要素）を例示した。「強みの専門性」すなわち「学習指導法とその環境」、心理臨床、AI・データサイエンス、「特支」、日本語指導などが各学部学科の専門科目に20単位程度習得させることになろう。しかし、どのような学校種のいかなる免許状を取得する上で必要となるのか、その制度設計はこれからのようである。学部学科によっては右往左往が始まると思われる。　（菅原亮芳）

２．本学の教員養成の理念・目的・組織・教職指導・教職支援等

（１）2024年（前期号）より「高崎商科大学教職課程の沿革」が連載されることになった。

（２）2022年度と2023年度（後期号）より各年度「高崎商科大学教職課程自己点検・評価の作成への覚書」（2022年度）「高崎商科大学教職課程自己点検・評価の作成書の手引き」（2023年度以降)」が連載されることになった。

（３）各年度「高崎商科大学教職課程自己点検・評価書」が2023年度より公衆配信されることになった。

（４）教職 FD・SD（2023年度より SD が追加された。）

2022年６月８日第１回の教職 FD・SD を開催。

2023年１月17日第２回の教職 FD・SD を開催。

（５）教員養成の目的と組織

2025年度から教育理念・目的・教員像が再構築は、以下のように更新された。

１．高崎商科大学の教員養成の理念

高崎商科大学の建学の精神（「自主・自立」）・教育理念（「実学重視」・「人間尊重」・「未来創造」）に立脚し、全学的な指導体制のもとに「未来の人類社会を創造する若者の学習の権利を支援する教員養成」を理念と定める。

2．高崎商科大学の教員養成の目的
（1）探究心を抱き、自律的に学び、問題解決学習ができる教員の育成
（2）積極的に新しい知識と技能をキャッチし「継続的な学び」ができる教員の育成
（3）教員としての発達段階に応じた教職の専門性を獲得する「個別最適な学び」ができる教員の育成
（4）他者との対話を通して省察し、「協働的な学び」ができる教員の育成

3．商学部が目途として育成する高校教員像
（1）問題解決学習力と倫理性・協働性をもって生徒のための教育ができる高校教員の育成を目途とする
（2）教育学・心理学の学問を修め、その上で高度な教職の専門性を身に付け、生徒を理解し、生徒の主体的な学びを保証するための専門的知識とスキルを身に付けた高校教員の育成を目途とする
（3）高度なデジタルリテラシーと情報処理能力を身に付けた高校教員の育成を目途とする
（4）経営学・会計学・商学の高度な専門性を身に付けた高校教員の育成を目途とする
（5）予測困難な社会の到来を踏まえて、未来を想像でき、新しい概念や価値を構築できる教養と専門性を身に付け続ける学びができる高校教員の育成を目途とする

（出典：高崎商科大学教員養成カリキュラム検討委員会編『2025年度　教職課程履修の手引き』高崎商科大学、2025年、「はじめに　i 頁」より）

（雨宮和輝）

3．教職課程担当専任教員の昇格、担当科目、学務分掌

（1）教職課程担当専任教員の担当科目

2023年度までは教職科目担当専任教員は2人。教授で教育学が専門の菅原亮芳先生と教育心理学・臨床心理学が専門の下山寿子である。2024年度からは雨宮先生を加え3人体制となった。それぞれの教科に関する科目とその担当者については、各年度の教職課程の「手引き」を参照されたい。

（2）学務分掌（役職・委員会等）

大学運営に関わる「校務分掌」である。菅原先生は長きにわたり教員養成カリキュラム検討委員会委員長、教育実習委員長をそれぞれ担当された。下山は、2024年度教員養成カリキュラム検討委員会委員長（2025年度まで）、2024年度のみ教育実習委員長、ちなみに2006年度から教務委員長（2018年度まで）、2019年度から学生部長（2021年度まで）、2022年度教務委員長、をそれぞれ担当した。雨宮先生は2025年度より教育実習委員会委員長（現在に至る）、2026年度より教育養成カリキュラム検討委員会委員長となった。

（3）教職支援

教職支援室を活用して在学生の教職入職、卒業生の教職支援を行っている。

（4）2013年度から本学教職課程の情報公開の本格化し現在に至っている。

前回も、前々回も記したが、2011年頃情報公開準備開始、2013年度から本格化。詳細は研究論文集、各年度の「教職課程年報」（2022年度）、「教職研究年報」（2023年度以降）を参照してほしい。

（5）教職指導

①教職課程オリエンテーションは毎年3月（在学生）、4月（新入生）と9月（在学生）に実施している。

②現職教員との研究会

2023年10月21日　高崎商科大学教師教育研究会シンポジウム開催

「高崎商科大学教職課程卒業生と語ろう、未来の『学び』」

2024年10月26－27日　高崎商科大学教師教育研究会開催

「生成 AI　ChatGpt と未来の『学び』を考える」

2025年10月25日　心理教育学研究会発足

③学校フィールドワーク

2022年12月13日　高崎商科大学附属高校

2023年12月12日　高崎商科大学附属高校

2024年10月17日　高崎商科大学附属高校

2025年10月16日　高崎商科大学附属高校

④教員採用選考試験講座（「則、1年間、毎週土曜日開講）

2022年４月４日　教員採用選考試験講座を開講。

2023年４月４日　教員採用選考試験講座を開講。

2024年４月６日　教員採用選考試験講座を開講。

2025年４月12日　教員採用選考試験講座を開講。

⑤教育実習報告会の開催

2023年１月17日　教師教育研究会・教育実習報告会を開催。

2024年１月18日　教師教育研究会・教育実習報告会を開催。

2025年１月14日　教師教育研究会・教育実習報告会を開催。

⑥教育実践の研究・授業研究会・模擬授業合宿

2022年12月27日～29日　高崎商科大学教職課程授業研究会（模擬授業合宿）開催。

2023年１月４日～５日　高崎商科大学教職課程授業研究会（模擬授業合宿）開催。

2023年12月25日～29日　高崎商科大学教職課程授業研究会（模擬授業合宿）開催。

2024年１月４日～５日　高崎商科大学教職課程授業研究会（模擬授業合宿）開催。

2024年12月23日～28日　高崎商科大学教職課程授業研究会（模擬授業合宿）開催。

2025年１月４日　高崎商科大学教職課程授業研究会(模擬授業合宿)開催。

2025年12月25日～27日　高崎商科大学教職課程授業研究会（模擬授業合宿）開催。

⑦教職課程履修者の集い会

2022年５月16日　教職課程履修者の集い。

2023年５月15日　教職課程履修者の集い。

2024年５月14日　教職課程履修者の集い。

2025年５月13日　教職課程履修者の集い。

⑧「履修カルテ」への記入促進日

2022年３月28日　「履修カルテ」への記入。

2023年３月28日　「履修カルテ」への記入。

2024年３月26日　「履修カルテ」への記入。

2025年８月29日　「履修カルテ」への記入。

⑨「教職課程年報」「教職課程研究年報」の刊行

2023年２月28日『TUC 高崎商科大学教職課程年報　2022』を刊行。

2024年１月10日『2023年度高崎商科大学教職課程研究年報（前期号)』を刊行。

2024年３月20日『2023年度高崎商科大学教職課程研究年報（後期号)』を刊行。

2025年12月24日『2024年度高崎商科大学教職課程研究年報（前期号)』を刊行。

2025年３月21日『2024年度高崎商科大学教職課程研究年報（後期号)』を刊行。

2026年１月10日『2025年度高崎商科大学教職課程研究年報（前期号)』を刊行。

（６）外部資金導入

①菅原 亮芳

菅原は下山科研、すなわち2025（令和７）年度から2029（令和11）度、下山寿子研究代表者　科学研究費補助金基盤研究Ｃ「教育上望ましからぬ現象にみる児童・生徒理解の史的研究」の研究分担者、また岡山大学教授、2024（令和６）年度から2026（令和８）年度、浮田真弓研究代表者　科学研究費補助金　基盤研究Ｂ「中等教育に求められた教育水準の歴史的研究」の研究分担者となり、継続中である。

②下山 寿子

下山は、2025（令和７）年度から2029（令和11）年度、下山寿子研究代表者　科学研究費補助金　基盤研究Ｃ「教育上望ましからぬ現象にみる児童・生徒理解の史的研究」を採択され、継続中である。

（７）研究業績（2005年４月以降分）・教職科目（令和３年の「教職課程コアカリキュラム」の教職科目の区分事項）との連動を考慮しつつ〔出典は、６の⑨を参照〕（また、いくつかの科目に充当する場合、二重に記したものもあることをお断りしたい)。

①雨宮 和輝

【教育の理念並びに教育に関する思想及び歴史】

１．「大正期における真言宗専門誌『六大新報』と『大学と道徳』の関係に関する実証的研究－関係記事傾向の検討を手がかりに－」『教職課程年報2023（前期号)』2024、１－５頁。

２．「令和元年～７年における主要な法律・答申が意図する『新しい教員像』に関する一考察」『教職課程年報2024（後期号)』2025、21－29頁。

３．「大正中期真言宗専門誌『六大新報』に見る大学の設立と『宗教教育』に関する研究」『教職課程年報2025（前期号)』2026、１－６頁。

４．「1918年～1921年における真言宗専門誌『六大新報』内容分析－『大学令』（大正７年）への対応と国民の『教化』言う観点から」『高崎商科大学紀要』第40号、2025年、77－80頁。

５．「『教職課程コアカリキュラム』公開後における教職入学概論書に見る『教育課程』関係内容の特徴とその変化」『教職課程年報2025（後期号)』2026、17－20頁。

【教育実習・教職実践演習】

１．「2024年度のアンケートに見る教育実習・教職実践演習・介護等体験実習の成果と課題（１）教育実習」『教職課程年報2024（後期号)』2025、58頁。

２．1.「2024年度のアンケートに見る教育実習・教職実践演習・介護等体験実習の成果と課題（２）教職実践演習」『教職課程年報2024（後期号)』2025、59－60頁。

②下山 寿子

【幼児、児童、生徒の心身の発達及び学習の過程】

１．「明治中期の雑誌『大日本教育会雑誌』にあらわれた『教育病理』情報の基本的性格に関する史的研究」『高崎商科大学紀要』第37号、2022年、11－22頁。

２．「学習と発達における『診断』の意味と役割－医学的視点をてがかりに」『教職課程年報2022』

2023、29－34頁。
3．「2017年11月以降刊行の教職課程テキストシリーズの編集方針と『教育心理学』『発達・学習』の書誌的検討に関する考察」『教職課程年報2023（後期号)』2024、18－34頁。
4．「どのように『教職課程コアカリキュラム』を越えるか？」『教職課程年報2023（後期号)』2024、ⅰ頁。
5．「日本で最初に『教育病理学』を紹介した教育学者・谷本富の『教育的病理学』について－1896年８月25日刊行『上野教育会雑誌』掲載記事を手がかりに」『教職課程年報2024（後期号)』2025、1－9頁。
6．「『千葉教育会雑誌／千葉教育雑誌』における『教育病理』『教育病理学』記事の内容分析－1884（明治17）年～1912（明治45）年を対象として－」『高崎商科大学紀要』第39号、2024年、19－32頁。
10．「『宮城私立教育会雑誌／宮城教育会雑誌／宮城県教育雑誌／宮城県教育会雑誌』における『教育病理』『教育病理学』記事の内容分析－1884（明治17）年～1912（明治45）年を対象として－」『高崎商科大学紀要』第40号、2025、15－25頁。
11．「明治中期の教師向け教育雑誌メディア『教育報知』と『教育病理』情報」『高崎商科大学紀要』第38号、2023年、29－39頁。

【教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。)】
1．「高崎商科大学教職課程の沿革（その１)」共著『教職研究年報2024（前期号)』2025、ⅰ－ⅴ頁。
2．「高崎商科大学教職課程の沿革（その２)」共著『教職研究年報2024（後期号)』2025、ⅰ－XX頁。
3．「高崎商科大学教職課程二十四年史（教職課程の沿革2001－2025」（その３)」共著『教職研究年報2025（前期号)』2025、ⅰ－XX頁。

【総合的な探究の時間の指導法】
1．「日本近代「学習指導案」の形式起源の再整理と未来の『教科・科目』『特活』『総合的な探究の時間』のその形式に関する試論的研究」『教職研究年報（前期号）2023』2024、共著、1－35頁。

【生徒指導の理論及び方法】
1．「近代日本における『異常児（童)』と生徒指導に関する言説的研究」『教職研究年報2024（前期号)』2025、6－13頁。
2．「令和４年『生徒指導提要』と『総合的な探究の時間』『特別活動』の平成29・30年版学習指導要領解説と『重なり記述』の意味に関する一試論」『教職研究年報2024（後期号)』2025、10－20頁。

【進路指導及びキャリア教育の理論及び方法】
1．「進路指導・キャリア教育における『進路情報』の意義と役割に関する研究－1886－1899年までの刊行の『進学案内書』に見る『障がいを負う児童・生徒の学校選択情報』－」『教職研究年報2023（前期号)』2024、36－43頁。
2．「日本近代「学習指導案」の形式起源の再整理と未来の『教科・科目』『特活』『総合的な探究の時間』のその形式に関する試論的研究」『教職研究年報（前期号）2023』2024、共著、1－35頁。
3．「令和４年『生徒指導提要』と『総合的な探究の時間』『特別活動』の平成29・30年版学習指導要領解説と『重なり記述』の意味に関する一試論」『教職研究年報2024（後期号)』2025、10－20頁。

4．「職業教育・進路指導（キャリア教育）における生徒の意識言語化の枠組みに関する一試論－コラージュ技法を用いたHR活動における可能性を手がかりに－」『教職研究年報2025（前期号)』2026、7－10頁。
5．「2017年11月以降刊行の教職課程シリーズと『進路指導（キャリア教育)』関係文献の書誌的研究」『教職課程年報2025（後期号)』2026、7－14頁。

【教育実習・教職実践演習・介護等体験指導】
1．「2023年度高崎商科大学教職課程における質保証と改善・改革に関する一試論－教職課程『教育実践科目』（教育実習・教職実践演習）と『大学独自科目』（介護等体験指導に関するアンケート調査の結果を検討しながら」共著、『教職研究年報2023』2024、35－46頁。
3．「2024年度のアンケートに見る教育実習・教職実践演習・介護等体験実習の成果と課題（３）介護等体験」『教職課程年報2024（後期号)』2025、61－64頁。

③菅原 亮芳
【教育の理念並びに教育に関する思想及び歴史】
1．「明治期の『千葉教育会／千葉教育雑誌』に見る『教育病理』『教育病理学』記事の所載傾向その変化」『高崎商科大学紀要』第37号、2022年、23－33頁。
2．「明治期における『愛知教育会雑誌』／『大日本教育会支部愛知部会雑誌』／『愛知教育会雑誌』に見る『教育病理』『教育病理学』記事の掲載傾向の特色」『教職研究年報2024（前期号)』2025、14－20頁。
3．「民間学術雑誌『教育学術界』が捉えた明治期末年の日本の『教育病理』現象の基本特質に関する実証的研究」『教職研究年報2024（前期号)』2025、11－19頁。
4．「明治期『宮城私立教育会雑誌・宮城教育会雑誌・宮城県教育雑誌・宮城県教育会雑誌』に見る『教育病理』記事傾向とその基本的特質に関する実証的研究」『高崎商科大学紀要』第38号、2023、41－49頁。

【教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。)】
1.「未来の高校教員を育てる高崎商科大学教職課程のケーススタディに向けての一試論」『教育年報2022』2023、1－28頁。
2．「高崎商科大学教職課程の沿革（その１)」共著『教職研究年報2024』2025、ⅰ－ⅴ頁。
3．「高崎商科大学教職課程の沿革（その２)」共著『教職研究年報2024（後期号)』2025、ⅰ－XX頁。
4．「高崎商科大学教職課程二十四年史（教職課程の沿革2001－2025」（その３)」共著『教職研究年報2025（前期号)』2025、ⅰ－XX頁。
5．「『高崎市学事一覧（表） 高崎市』（1924、1928～1933、1936～1938年度）と高崎市所在の『私立裁縫学校』」『高崎商科大学紀要』第39号、2024、33－45頁。

【教師としての適応力・回復力・自己管理力の育成】
1．「教育学・教育史講義録№1 文部省のメンタルヘルス対策から見えてきた学校と教職員のメンタルヘルス問題に関する研究」 12.「2017年11月以降刊行の教職課程シリーズと『進路指導（キャリア教育)』関係文献の書誌的研究」『教職課程年報2025（後期号)』2026、22－41頁。

【総合的な探究の時間の指導法】

1．「日本近代「学習指導案」の形式起源の再整理と未来の『教科・科目』『特活』『総合的な探究の時間』のその形式に関する試論的研究」『教職研究年報（前期号）2023』2024、共著、1－35頁。

【教育実習・教職実践演習・介護等体験指導】

1．「2023年度高崎商科大学教職課程における質保証と改善・改革に関する一試論－教職課程『教育実践科目』（教育実習・教職実践演習）と『大学独自科目』（介護等体験指導に関するアンケート調査の結果を検討しながら」共著、『教職研究年報2023』2024、35－46頁。

【書評及び図書紹介】

1．北村三子『青年と近代』木村直恵『〈青年〉の誕生』平成10年12月、日本教育学、『教育学研究』65-4、384～385頁
2．梶山雅史編著『続・近代日本教育会史研究』平成24年10月、教育史学会『日本の教育史学』教育史学会紀要第55集、183～185頁
3．田嶋一著『〈少年〉と〈青年〉の近代日本－人間形成と教育の社会史』平成29年10月、教育史学会『日本の教育史学』教育史学会紀要第60集145～148頁
4．大多和雅著『戦後夜間中学校の歴史－学齢超過者の教育を受ける権利をめぐって－』平成30年10月、教育史学会『日本の教育史学』教育史学会紀要第61集、133～135頁
5．吉野剛弘著『近代日本における『受験』の成立－「資格」から「選抜」へ－」令和２年５月、全国地方教育史学会『地方教育史研究紀要』第41号、87～91頁
6．布施賢治著『「日本型」育英事業の思想　尚武と錬成の近代」令和６年６月、全国地方教育史学会『地方教育史研究紀要』第45号、51～60頁

（８）教員免許状授与式

2022年３月11日　2021年度教員免許状授与式挙行（223教室）。
2023年３月14日　2022年度教員免許状授与式挙行（223教室）。
2024年３月11日　2023年度教員免許状授与式挙行（223教室）。
2025年３月７日　2024年度教員免許状授与式挙行（223教室）。

（９）教職指導室・教職支援室の設置

2012年度より教職実践演習室・教材作成室・教職指導研究室を設置。
現在は教職指導室と教職支援室となり現在に至る。

（10）教職 FD・SD

2022年６月８日　第１回「教職 FD・SD」を開催。
2023年１月17日　第２回「教職 FD・SD」を開催。
2023年６月21日　第１回「教職 FD・SD」を開催。
2024年１月18日　第２回「教職 FD・SD」を開催。
2024年６月12日　第１回「教職 FD・SD」を開催。
2025年１月14日　第２回「教職 FD・SD」を開催。
2025年６月18日　第１回「教職 FD・SD」を開催。
2026年１月14日　第２回「教職 FD・SD」を開催。

おわりに

今回も読者の中から、学生の顔がよく見えてこないという批判をいただくかもしれない。その点に関しては是非、各年度の検証教育実習等を見てほしい。教職課程で学んだ履修者たちの４年間の記録が掲載されている。さらなる学術研究が必要になろう。教職に不可欠な例えば「高崎商科大学教育学会」等の設置も考えなければならない。（下山寿子）

【引用・参考文献リスト】

・大田堯編（1978）『戦後日本教育史』岩波書店。
・上田薫（1999）『人が人に教えるとは』医学書院。
・水原克敏（2010）『学習指導要領は国民教育の設計書』東北大学出版会。
・菱村幸彦（2010）『戦後教育はなぜ紛糾したか』教育開発研究所。
・斉藤俊彦・佐藤学編著（2016）『新版近現代教育史』学文社。
・貝塚茂樹（2018）『戦後日本教育史』一般財団法人　放送大学教育振興会。
・小國喜弘（2023）『戦後教育史』中央公論新社。
・高田一宏（2024）『新自由主義と教育改革』岩波書店。
・児美川孝一郎　前川喜平（2022）『日本の教育、どうしてこうなった』大月書店。
・教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について　第一次答申 平成９年７月28日」。
・内田樹　前川喜平　寺脇研（2022）『大学と教育の未来』武久社。
・寺﨑昌男（1977）「日本における近代教育体系の整備と青年の進路」『教育学研究』第44巻第２号、153－157頁。
・寺﨑昌男（1978）『昭和五十三年十一月十六日（木）教育学者との座談会　出席者寺﨑昌男氏（立教大学文学部教授）法曹養成に爛する部会委員　日弁連司法問題法曹養成に関する部会　全体資料51』講演記録、全24頁、謄写版。
・寺﨑昌男（1980．6）「大学生の『学力』について－立ち枯れつつある『ものを学ぶ』能力－願う『学問の志』の回復」『文研ジャーナル』文研出版、10-14頁（『大学教育の可能性』東信堂、2002，283-294頁）。
・寺﨑昌男（1980．8）「ふたたび大学生の『学力』について－新入生たちの知性のこわばりと固さ－願う『学問の志』の回復」『文研ジャーナル』文研出版、9-12頁（『大学教育の可能性』東信堂、2002，295－305頁）。
・寺﨑昌男（1982）「戦後日本の教育をふりかえる」『教育開発』第三号、62－96頁。
・寺﨑昌男（1985）「学ぶ力と生きる力」『第8回 PTA 学究講演会報告』千葉市花見川第三小学校 PTA 発行、1－21頁・14－15頁落丁。
・寺﨑昌男（1988）「学ぶ力と生きる力を育てるには」『創立40周年記念講演会　63年度　東京大学教育学部附属学校 PTA』18－34頁。
・寺﨑昌男（1991）「『学ぶ力』と『生きる力』を育てる」『第２回管理職等自主研修講座講演内容』二戸地区小中学校校長会、二戸地区小中学校教頭会、１－31頁。
・寺﨑昌男（1994）「教育の課題と附属学校の役割－『生きる力』と『学ぶ力』を育てる」『筑波大学附属駒場中学・高等学校　第21回教育研究会（19941．18～19）報告書（別冊）』筑波大学附属駒場中学・高等学校研究部、１－24頁。
・寺﨑昌男（1994）「教師教育・教育課程の教育と大学改革－教育の課題と附属学校の役割－『生きる力』と『学ぶ力』を育てる」『筑波大学附属駒場中学・高等学校　第21回教育研究会（19941．18～19）報告書（別冊）』筑波大学附属駒場中学・高等学校研究部、１－24頁。
・児美川孝一郎（2025）『新自由主義教育の40年』青土社。
・児美川孝一郎（2025）『「教育改革」は何を改革してきたか』誠信書房。
・『現代思想04　教育は敗北したか』2025年、誠信書房。
・児美川孝一郎　前川喜平（2022）『日本の教育、どうしてこうなった』大月書店。

（雨宮　和輝）

『2026年度　高崎商科大学教職研究年報』
（前期号）

目　　次

序　高崎商科大学教職課程二十四年史（「教職課程の沿革2001-2025」のその５）
―過渡期：2022年度～2025年度―　…… 下山 寿子 ・ 雨宮 和輝 ・ 菅原 亮芳（ⅰ）

目次

Ⅰ　学術論文
1　教員養成課程で押さえておかねばならない教育法規とは何か
―教師入門概論書 ・「過去問題集（2026年版）、『生徒指導提要』（令和４年12月）を素材に―
…… 雨宮 和輝 ・ 下山 寿子 ・ 菅原 亮芳（１）

2　教職課程テキスト「教育心理学」「発達・学習」における発達理論と発達理解に関する研究
―「発達の概観」の内容分析を通して―　…… 下 山　寿 子（13）

3　多様な特性のある生徒の理解と包摂に関する一試論
―高校における不登校生徒の「特別の教育課程」と生徒指導を中心に―　…… 下 山　寿 子（20）

4　「教育実習・事前指導（高校）」の教授構成に関する研究
―本学「教育実習・事前指導（2023年度）」を素材として－…… 下 山　寿 子（30）

5　学級・HR 担任の役割・職務内容理解と教育実習の実相と研究課題
―2023年度の本学教育実習生の記録を素材として　…… 下 山　寿 子（36）

6　教職課程での学びの集大成としての「使命感や責任感、教育的愛情等」の実相とその課題
―2023年度教生の教職実践演習記録から―　…… 下 山　寿 子（48）

Ⅱ　模擬授業とその省察　……（58）
磯﨑 伶成　　海保 有咲　　春日 遥　　粕川 京雅　　設樂 咲良　　須藤 こもも　　田村 美優
山口 桃花　　山田 桃花

Ⅲ　現役教員からの講評　……（73）
遠藤 真美　　（群馬県立板倉高等学校・教諭）
六本木 多美子（桐生市立桐生商業高校・教諭）
笠井 昭宏　　（長野県小諸義塾高等学校・教諭）
桑原 良典　　（高崎商科大学附属高等学校・教諭）
夏目 智明　　（利根沼田学校組合立利根商業高等学校・教諭）

〈巻末資料〉　……（84）
高崎商科大学教職研究年報発行規則
高崎商科大学教職研究年報執筆要項

学術論文等執筆者紹介

あとがき（教員養成カリキュラム検討委員会）

Ⅰ　学術論文

1　教員養成課程で押さえておかねばならない教育法規とは何か
―教師入門概論書・「過去問題集（2026年版）、『生徒指導提要』（令和４年12月）を素材に―

雨宮　和輝　　下山　寿子　　菅原　亮芳

はじめに

教育法規とは、一体何を指すものなのだろうか。

兼子仁氏によれば、「教育にかかわり深い法の総体が古くから『教育法制』と称され、そのうちの成文法規定が『教育法規』とよばれてきた」（寺崎昌男他監修（2007）『新版　教育小事典【第２版】』学陽書房、83頁）という。別言すれば、戦後日本の憲法・教育基本法体制において成文化された「教育関係法令」が教育法ということになろう。

五十嵐顕他編（1987）『岩波教育小辞典』によると教育法規とは「近代的法治国家では19世紀以来次第に国民の教育が制度として組織されてきたが、この制度を基礎づけるものが」（75頁）であるという。端的に言えば法治主義国家である日本の制度に関わる法規、教育の場合は憲法・教育基本法の趣旨を依拠した教育制度に関わる教育関係法令が教育法規となろう。

しかし、教育制度に特有の法規だけではなく、個別の教育課題に対する「教育関係法令」も教育法規とされる場合が多く出ているとして、佐々木幸寿氏は学校教育に関する法令を「学校法」（『学校法　第二版』学文社、2020年）と呼んでいる、と筆者は解釈している。

では、このようなことを前提として教師入門概論書・「過去問題集（2026年版）、『生徒指導提要』（令和４年12月）は、教師志望者は教職課程ではいかなる教育法規を学ばねばならないといっているのか、整理考察してみよう。

１．使用する教師入門概論書、「過去問題集（2026年版・協同出版）、『生徒指導提要』（文科省・令和４年12月）、故櫻井るゑ子・校外生活指導研究会（1999）『新版生徒指導に活かす社会のルール』（財団法人日本私学教育研究所）について

（１）教師入門概論書は以下の５つをテキストとしたい。

①藤井穂高編著（2018）『教育の法と制度』ミネルヴァ書房
②佐々木幸寿編（2020）『学校法　第二版』学文社
③勝野正章編著（2020）『教育の法制と経営』学文社
④古田薫・山下晃一（2020）『法規で学ぶ教育制度』ミネルヴァ書房
⑤藤井穂高他編著（2021）『教育法規・教育制度・教育経営』協働出版

このなかでも①と②に大きく依拠する形で叙述したい。

（２）「過去問題集（2026年版）」について

ここで利用するのは、協同出版から2025年２月に発行された『教員採用試験『全国版』過去問シリーズ①全国まるごと過去問題集教職教養』所収の「教育法規（５－162頁）」である。周知のように本書は、「全国47都道府県と20の政令指定都市の公立学校の教育採用候補者選考試験を受験する人のために編集されたもの」（協同2025「はじめに」）である。つまり教員採用選考試験のための問題集という位置づけである。で、あればこそ押さえておかなければならない教育法規は凝縮されているはずである。この点から少し恣意的であるが、商業主義の枠を超えた素材として有益と考え、

選択した。

（３）『生徒指導提要』（令和４年12月・120−289頁を対象とする）

周知のように「生徒指導提要」は2010年（平成22年）度に作成された。あれから約12年を経過して改訂された。2022年（令和４年）度の「まえがき」をしたためた文部科学省、本提要は学校管理者や教職員が生徒指導を行う上でのバイブル的役割を果たすものとしている。ここで強調されていることの一つは、とりわけ個別の問題行動に対しては関連法規に照らしながら実践することを強調している。それ故か、読み進んでいくと多くの教育法規を重要視されている。もちろんそれは「子供たちの命」（提要「まえがき」）をケアすることは言うまでもない。それ故、教育システムに関する法規のみならず個別に対応すべき課題や特別に支援を必要とする法規への着目が必要であり、提要を超えるものはない。

２．なぜ教育法規を学ぶのか

なぜ、教師志望者は教職課程で教育法規を学ばねばならないのだろうか。このシンプルな問いに答えることは、そう簡単なことではないことに気づかされる。

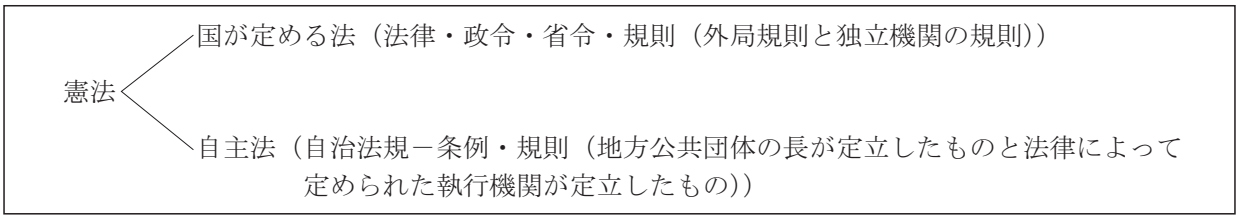
しかし、筆者は児童・生徒の命を守るために教育法規があるのだと考えたい。そして児童・生徒の命を守るためにこんな法律ではだめだということを言うために教育法規を学ばねばならないのである。教育法規は「規範」とか「ルール」という言い方も大切だが、しかしなんといっても児童・生徒の「命」を守るために「成文化規定」されたものといえよう。

３．「法令」と教育法規の種類

「法令」とは何か。三省堂編修所編（2015）によれば「国会が定立する規範である法律および行政機関が定立する規範でる命令の総称のこと」（548頁）と記している。つまり①法律と②行政機関の命令を合体したものといえよう。

学校管理運営法令研究会（2018）は、日本の法体系を、次のように簡便に図式化している（２頁より作成）。

図１



ところで、藤井（2018）は「主な教育法」を「教育の基本、教育奨励、学校環境、私立学校、社会教育・生涯学習、教職員、教育行財政」（３頁）と７つに分類し、そして、「法の種類」を「条約、法律、政令、省令、条例、規則」（４頁）と６種類とした。

法の種類とはその「形式」をさすが、その「形式」によって種別したものと考えられる。これらの他にも「告示・訓令・通達」というものもある（学校管理運営法令研究会2018、11頁）といわれている。

では学校管理運営法令研究会（2018、１−12頁より抜粋）に学びながら、法の種類について少し説明してみたい（【参考資料図１】）。

学校管理運営法令研究会（2018、１−12頁より抜粋）は、「憲法」や「国家行政組織法」の当該条項を整理つつ、

「法律」を立法機関「国会によって定立されたもの」といい、「制定手続き」は「発案・審議・議決・署名、公布、施行」と記し、「政令」を「内閣によって制定される命令」といい、種類は「執行命令と委任命令」の２種類に分類されると記し、「省令」を「各大臣が定立する命令」と記し、「規則」は先の図１の通り２種類あると指摘している。

しかし、「規程」と「規定」の違いも大切という。

『広辞苑』（岩波書店、1974年、540頁）によると「規定」とは「法令の個々の条文」を指し、「規程」とは「一定の目的のために定められた一連の条項の総体をという」と記されている。

【参考資料図１】

「法律」・「政令」・「条例」・「条約」

「日本国憲法」

第41条

〔国会の地位〕

第四十一条　国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第73条

第七十三条　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

六　この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

第94条

〔地方公共団体の権能〕

第九十四条　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第98条

第九十八条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

２　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

（出典：「日本国憲法」https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm アクセス　2026年１月19日最終検索確認日）

「省令」

「国家行政組織法」

第十二条　各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

２　各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。

３　省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

（出典：「国家行政組織法」https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000120 アクセス 2026年１月19日最終検索確認日）

また、古田薫・山下晃一（2020）によれば「命令」は「行政機関」によって定立されたもので、「政令「府令」「省令」があり、「優先順位は政令→府令・省令の順」で「法律の名称が『○○法』」または『○○に関する法律』」、「政令には『○○施行令』、省令には『○○施行規則』という名称」（８頁）が使われると書かれている。また「法規の構成」が丁寧に掲載されている（10頁）。

また、「告示・訓令・通達」について「国家行政組織法」第14条（https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000120 アクセス　2026年１月19日最終検索確認日）は、以下のように規定している。

第十四条　各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

２　各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

学校管理運営法令研究会（2018、１-12頁より抜粋）は、「告示」は「実質上法令と同じような効力をもつものと解される」とも記している（11頁）。

以上のように、法令の骨子を多くの先行研究に学びながら整理してきたが、児童・生徒の命を守るためにこれらの法令の形式をきちんと自覚して理解するようにしなければならない。

という筆者もまだまだ勉強不足であり法学の専門家たちに学んでいきたいと考えている。しかし、今回は法律のみを整理することにしたことを、お断りしたい。

（菅原亮芳）

４．各種教育法

（１）教育法規を学ぶ上で、一体どのような法律が大切なのだろうか。

佐々木幸寿編（2020）がすべての教育法規とりわけ「学校関係法」を網羅した目次構成になっておりが理解しやすい。

以下に章立てのみ掲げてみよう。

図２　佐々木幸寿編2020、目次

序章　国家と教育と法
第Ⅰ部　学校関係法を学ぶ
第１章　日本国憲法－教育の基本理念に関する法①－
第２章　教育基本法－教育の基本理念に関する法②－
第３章　学校教育に関する法律①－学校制度、学校組織運営、教育課程と教科書
第４章　学校教育に関する法律②－児童生徒・特別支援教育・健康教育・学校事務－
第５章　教職員に関する法律
第６章　教育行政組織、制度に関する法律
第７章以下は省略。

（佐々木幸寿編2020、目次より）

（２）教員採用選考試験問題集について

ここに一冊の教員採用選考試験問題集がある。協同教育研究会編（2025）『教員採用試験『全国版』過去問シリーズ①　2026年度版全国まるごと過去問題集教職教養』（協同出版）がそれである。

目次には「教育法規」がある。目次構成は以下のようになっている。

図３　教育法規

１．要点整理
２．日本国憲法

3．教育基本法
4．学校教育に関する法規
5．教職員に関する法規
6．教育制度に関する法規
7．児童・生徒に関する法規
8．教育法規総合

（協同教育研究会編2025、目次より作成）

先に紹介した藤井（2018）の7分類はさらに詳細な内容に応じた分類であり、大変勉強になる。

（3）では、どのような法律が紹介されているのだろうか。

協同教育研究会編2025に掲載された法律と条文を列挙してみよう（以下、協同教育研究会編2025、6－162頁より抜粋）、但し地方色の強い通知等は割愛した。

図3の「1．要点整理」では、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、学校教育施行規則、学校保健安全法、地方公務員法、教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、児童虐待の防止に関する法律、いじめ防止対策推進法、発達障害者支援法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律、こども基本法である（協同教育研究会編2025、6－39頁より抜粋）。

「2．日本国憲法」では、第5、9、12、14、15、17、26、27、30、68条である（協同教育研究会編2025、40－43頁より抜粋）。

「3．教育基本法」（筆者註：平成18年法律120号全部改正教育基本法）では、前文、第2、3、4、5、6、9、16条である（協同教育研究会編2025、44－51頁より抜粋）。

「4．学校教育に関する法規」では、「学校教育法」（第1、11、16、21、29、30、37、49、50条）「学校教育施行規則」（第25、43、48条）、「社会教育法」（第44条）、「学校保健安全法」（第19条）、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」（第3条）である（協同教育研究会編2025、52－61頁より抜粋）。

「5．教職員に関する法規」では、「地方公務員法」（第28、30、33、34、35条）、「教育公務員特例法」（第22条）「学校教育法」（第11、37条）、「学校教育施行規則」（第45条）である（協同教育研究会編2025、63－69頁より抜粋）。

「6．教育制度に関する法規」では、「学校教育施行規則（昭和22年文部省令第11号）」（第1条）「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号」第2・7・8・9・11条）、「学校教育法」（第3・4・38・76条）、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第4・5・14・21・47条）、「教育職員免許法」（第2・4・9・10）である（協同教育研究会編2025、80－87頁より抜粋）。

「7．児童・生徒に関する法規」では、「いじめ防止対策推進法」（第2・3・8・13・14・23・25・26条）、「児童虐待の防止に関する法律」（第2・6・8・13条）、「学校給食法」（第1条）、「食育基本法」（第1条）、「学校保健安全法」（第9・10・12・13・27・29・30条）、「発達障害者支援法」（第2条）、「教育職員等による児童生徒暴力等の防止等に関する法律（令和3年公布）」（第1・9・22条）、「子ども基本法（令和5年4月施行）」（第3条）、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月23日公布・施行）」である（協同教育研究会編2025、88－113頁より抜粋）。

「８．教育法規総合」では、
「教育公務員特例法」（第２・12・17・21・22・23条）、
「いじめ防止対策推進法」（第３・８・15・25条）、
「学校教育法」（第１・８・11・12・13・19・21・34・35・37・72・81・137条）、
「地方公務員法」（第１・22・23・24・27・30・33・34・35・38・39条）、
「学校保健安全法」（第１・５・６・13・19・20・27・30条）、
「教育基本法」（第１・２・４・５・10・11・12・13条）、
「著作権法」（第35条）、
「学校教育施行規則」（第１・25・26・28・43・48条）、
「日本国憲法」（第13・26条）、
「教育職員等による児童生徒暴力等の防止等に関する法律（令和３年公布）」（第10条）、
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第１・４・30・47条）、
「児童虐待の防止に関する法律」（第５・６条）、
「子どもの読書活動の推進に関する法律」（第２条）、
「社会教育法」（第43～48条）、
「食育基本法」（第１・２～13条）、
「学校給食法」（第２条）、
「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」、
「学校教育施行令」（第22条）、
「地方自治法」（第180条）、
「子ども基本法」（第３条）、
「義務教育費国庫負担法」（第２条）、
「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年１月施行）」（第２条）、
「教育職員免許法」（第９条）である（協同教育研究会編2025、114-162頁より抜粋）。

（４）小括

『協同教育研究会編2025』に掲載されている教育関連の法律を見てみると、教職教養として求められている知識を整理することができる。

古田薫・山下晃一編著『法規で学ぶ教育制度』（2024年、ミネルヴァ書房）には、教育に関連する法令を以下のようにそれぞれ分類している。

表１　教育に関連するさまざまな法律

学校教育に関する法律	・学校教育法 ・学校保健安全法 ・学校給食法 ・私立学校法
教育職員に関する法律	・教育公務員特例法 ・教育職員免許法 ・地方公務員法
教育行政に関する法律	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ・地方自治法

教育財政に関する法律	・市町村立学校職員給与負担法 ・義務教育費国庫負担法
社会教育に関する法律	・社会教育法 ・スポーツ基本法 ・図書館法

そこで『協同教育研究会編2025』に掲載されている法規を、以上の類型に当てはめてみると、ここでは教職教養にはどのような出題傾向が見られるのかを整理したい。以下の表２は『協同教育研究会編2025』の44-113頁において掲載されていた教育法規を、『法規で学ぶ教育制度』の類型にて分類したものである。

表２　『協同教育研究会編2025』44-113頁の類型

学校教育に関する法律	学校教育法（第１、３、４、11、16、21，29、30、37、38、49、50、76条） 学校保健安全法（第９、10、12、13、19、27、29、30条） 学校給食法（第１条）	22
教育職員に関する法律	地方公務員法（第28、30、33、34、35条） 教育職員免許法（第２、４、９、10条） 教育公務員特例法（第22条）	10
教育行政に関する法律	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第４、５、14、21、47条）	5
教育財政に関する法律		
社会教育に関する法律	社会教育法（第44条）	1

表２からわかることは、出題の個数を見ると、「学校教育に関する法律」が最多であることである。しかし「教育財政に関する法律」は一つも掲載されていない。

次に『協同教育研究会編2025』の114-162頁の「８．教育法規総合」での出題傾向は以下の表のようになる。

表３　『協同教育研究会編2025』114-162頁の類型

学校教育に関する法律	「学校教育法」（第１・８・11・12・13・19・21・34・35・37・72・81・137条）、 「学校保健安全法」（第１・５・６・13・19・20・27・30条）、 「学校給食法」（第２条）	22
教育職員に関する法律	「地方公務員法」（第１・22・23・24・27・30・33・34・35・38・39条）、 「教育職員免許法」（第９条）	12
教育行政に関する法律	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第１・４・30・47条）	4
教育財政に関する法律	「義務教育費国庫負担法」（第２条）	1
社会教育に関する法律	「社会教育法」（第43、44、45、46、47、48条）	5

「８．教育法規総合」においても、44-113頁と同様に「学校教育に関する法律」が最多数である。また他方「教育財政に関する法律」も掲載されている。

表２、表３を見るとわかるように、「学校教育に関する法律」が教職教養においても最多数で出題される分野であることがわかった。また、その中でも「学校教育法」「学校保健安全法」の出題が多数されていることから、学校の運営などに関連する知識、そして、学校の保健・安全に関する知識を身に付けた人、というのが教育現場の求める人材であることが、教育法規に関連する問題の出題傾向であるように思われる。

さらに、上述したもの以外に教育法規として特記されるのは貧困・特支・性暴力に関する事項である。『法規で学ぶ教育制度』では類型がなかったが、『協同教育研究会編2025』では「児童・生徒に関する法規」として、いくつかの法律が掲載されている。「児童・生徒に関する法規」にのみ掲載されているのは「いじめ防止対策推進法」「児童虐待の防止に関する法律」「食育基本法」「教職員などによる児童生徒性暴力などの防止等に関する法律」「こども基本法」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」などである。これらの法律は雑誌メディア『教職課程』（2026年３月、24-31頁）で「新トレンド法規」「プラスαの法規」として取り上げられており、以下のように分類されている。

表４　『教職課程』（2026年３月、24-31頁）で取り上げられている法律一覧

新トレンド法規	子ども基本法／教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律／学校保健安全法／子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
プラスαの法規	学校図書館法／学校教育の情報化の推進に関する法律／性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

以上の分類を見ると「新トレンド法規」にも学校保健安全法が入っており、『教職課程』ではコロナ禍を背景として出題が増加しているとされている。現在の学校現場においては最新の法規を把握しているだけでなく、生徒の健康や衛生、安全に関する知識を、十分に身に付けた教員が求められているということが、今回の分析を通して明らかとなった。

（雨宮和輝）

５．『生徒指導提要』（令和４年12月改訂）所載の生徒指導関連法令索引作成と補強
―生徒指導の法制度分析：個別の教育課題に着目して―

（１）素材の限定とその範囲

筆者は、紙ベースの『生徒指導提要　令和４年12月　文部科学省』（2023年４月　２版、東洋館出版社）を所蔵し、活用している。授業においても参考資料として学生たちも利活用している。そこで、これらの資料を参考・参照しながら、生徒指導関連法令索引を作成した。学生たちの教職の学びの利便に供することが出来たならば幸いである。

（２）「凡例」

本索引は、（１）『生徒指導提要　令和４年12月　文部科学省』（2023年４月　２版、東洋館出版社）に掲載された生徒指導関連法律の索引作成を行う。もちろん同「提要」には索引があるが、それらを参照しつつ、条文を付し、法律のみの索引とした。（２）掲載された法律名と条項をピックアップし、『生徒指導提要』掲載項目、掲載頁、さらにカテゴリーごとに分類した。（３）カテゴリーは、

「教育法制」（細谷俊夫・奥田真丈・河野重男（1979）『教育学大事典』第２巻、253-257頁）を参照し、①「教育の基本に関するもの（「教育の基本」と略記）」、②「学校教育に関するもの（「学校教育」と略記）」、③「社会教育に関するもの（「社会教育」と略記）」、④「社会行政に関するもの（「教育行政」と略記）、⑤「教育財政に関するもの（「教育財政」と略記）、⑥「教職員に関するもの（「教職員」と略記）、⑦「その他」の７つに分類した。

（３）『生徒指導提要　令和４年12月　文部科学省』（2023年４月　２版、東洋館出版社）に掲載された生徒指導関連法律の索引

表５　『生徒指導提要 令和４年12月 文部科学省』掲載の生徒指導関連法律一覧

番号	カテゴリー	法律名と条項等	『生徒指導提要』掲載項目	掲載頁
1	教育の基本	「教育基本法」（第１条）	（生徒指導の基礎）生徒指導の定義	12頁
2	教育の基本	「こども基本法」	（生徒指導の基礎）児童生徒の権利の理解／こども基本法	33頁
3	教育の基本	「教育基本法」（第５条）	（学校と教育委員会）生徒指導担当の指導主事の役割	110頁
4	教育の基本	「教育基本法」（第10条）	（チーム学校）学校と家庭、地域との連携・協働／学校と家庭	108頁
5	教育の基本	「国民健康保険法」	（多様な背景）支援を必要とする家庭状況／保険料滞納世帯の子どもに帯する短期被保険者証の交付	286頁
6	教育の基本	「民法」（第５条）	（インターネット・携帯電話）インターネット問題への適切かつ迅速な対処／ネット詐欺	251頁
7	学校教育	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（第３条第２号）	（生徒指導の基礎）ICTの活用／不登校児童生徒等への支援	35頁
8	学校教育	「学校教育法」（第５条）	（チーム学校）学校関係機関との連携・協働／学校と教育委員会	110頁
9	学校教育	「学校教育法施行規則」（第43条）	（チーム学校）生徒指導体制／生徒指導部と生徒指導主事の役割	72頁
10	学校教育	「学校教育法施行規則」（第70条第１項）	（チーム学校）生徒指導体制／生徒指導部の役割	73頁
11	学校教育	「個人情報の保護に関する法律」	（チーム学校）学校と関係機関との連携・協働／学校と福祉	117頁
12	学校教育	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」	（不登校）不登校に関する関係法規・基本方針／教育機会確保法	222頁
13	学校教育	「教育機会確保法」	（不登校）関係機関の役割	238頁
14	学校教育	「学校教育法施行規則」（第86条）	（不登校）不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導／ICTを活用した支援	236頁
15	学校教育	「学校教育法」（第59条）	（中途退学）中途退学の関連法規と基本方針／関連法規	210頁
16	学校教育	「学校教育法施行規則」（第26条）	（中途退学）中途退学の関連法規と基本方針／関連法規	210頁
17	学校教育	「学校教育法施行規則」（第26条第２項）	（中途退学）中途退学の関連法規と基本方針／関連法規	210頁
18	学校教育	「学校保健安全法」	（多様な背景）健康課題に関する理解と対応／健康課題に関連した基本法規等	278頁
19	学校教育	「学校保健安全法」（第８条）	（多様な背景）健康課題に関する理解と対応／健康課題への対応	278頁
20	学校教育	「学校保健安全法」	（多様な背景）健康課題に関する理解と対応／健康課題に関する関係機関との連携	280頁
21	学校教育	「学校保健安全法」（第９条）	（多様な背景）健康課題に関する理解と対応／健康課題への対応	278頁
22	社会教育	「社会教育法」（第５条第２項）	（生徒指導の基礎）地域学校協働活動	32頁
23	教育行政	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）	（生徒指導の基礎）コミュニティ・スクール	31頁
24	教育行政	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第18条第1項・第2項・第3項）	（チーム学校）学校と関係者の連携・協働／学校と教育委員会	110頁
25	教育行政	「特定非営利活動促進法」	（チーム学校）学校と関係機関との連携・協働／学校とNPO法人	118頁
26	教職員	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（第３条）	（チーム学校）懲戒と体罰、不適切な指導／部活における不適切な指導について	106頁
27	その他	「子ども・若者育成支援推進法」	（生徒指導の基礎）社会的自立に向けた取組	37頁
28	その他	「子ども・若者育成支援推進法」	（チーム学校）学校と関係機関との連携・協働／学校とNPO法人	118頁
29	その他	「児童福祉法」（第11条第１項第２号）	（チーム学校）学校と関係機関との連携・協働／学校と福祉	115頁
30	その他	「児童福祉法」（第25条の２）	（チーム学校）学校と関係機関との連携・協働／学校と福祉	116頁

31	その他	「児童虐待の防止等に関する法律」（第６条）	（チーム学校）学校と関係機関との連携・協働／学校と福祉	115頁
32	その他	「いじめ防止対策推進法」	（いじめ）いじめ防止対策推進法等／法の成立までの経緯	120頁
33	その他	「いじめ防止対策推進法」（第２条）	（いじめ）いじめ防止対策推進法等／国の基本方針の策定	122頁
34	その他	「いじめ防止対策推進法」（附則第２条）	（いじめ）いじめ防止対策推進法等／国の基本方針の策定	122頁
35	その他	「いじめ防止対策推進法」（第23条第１項）	（いじめ）いじめの重大事態／いじめの重大事態調査の目的	123頁
36	その他	「いじめ防止対策推進法」（第29条第１項）	（いじめ）いじめの重大事態／教育委員会等への報告・調査	124頁
37	その他	「いじめ防止対策推進法」（第30条第１項）	（いじめ）いじめの重大事態／教育委員会等への報告・調査	124頁
38	その他	「いじめ防止対策推進法」（第31条第１項）	（いじめ）いじめの重大事態／教育委員会等への報告・調査	124頁
39	その他	「いじめ防止対策推進法」（第32条第１項）	（いじめ）いじめの重大事態／教育委員会等への報告・調査	124頁
40	その他	「いじめ防止対策推進法」（第30条第２項）	（いじめ）いじめ防止等の対策のための組織と計画／組織の設置	125頁
41	その他	「いじめ防止対策推進法」（第17条）	（いじめ）関係機関等との連携体制／関係者の連携・協働によるいじめ対応	138頁
42	その他	「いじめ防止対策推進法」（第９条）	（いじめ）関係機関との連携体制／保護者との連携	139-140頁
43	その他	「アルコール健康障害対策基本法」	（少年非行）喫煙・飲酒・薬物乱用の現状／飲酒	168頁
44	その他	「覚醒剤取締法」	（少年非行）喫煙・飲酒・薬物乱用	168頁
45	その他	「麻薬及び向精神薬取締法」	（少年非行）喫煙・飲酒・薬物乱用	168頁
46	その他	「児童福祉法」	（少年非行）少年法・児童福祉法等／児童福祉法の要保護児童	155頁
47	その他	「少年法」（第２条第１項）	（少年非行）少年法・児童福祉法等／少年法の非行	153頁
48	その他	「少年法」（第65条第１項）	（少年非行）少年法・児童福祉法等／少年法の非行	155頁
49	その他	「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」	（少年非行）喫煙・飲酒・薬物乱用	167頁
50	その他	「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」	（少年非行）喫煙・飲酒・薬物乱用	167頁
51	その他	「刑法」（第204条）	（暴力行為）暴力行為の未然防止教育	147頁
52	その他	「刑法」（第208条）	（暴力行為）暴力行為の未然防止教育	147頁
53	その他	「刑法」（第261条）	（暴力行為）暴力行為の未然防止教育	147頁
54	その他	「鉄砲刀剣類所持等取締法」（第22条）	（暴力行為）暴力行為の未然防止教育	147頁
55	その他	「軽犯罪法」（第１条）	（暴力行為）暴力行為の未然防止教育	147頁
56	その他	「児童福祉法」	（児童虐待）児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律／児童虐待防止法成立までの経緯	171頁
57	その他	「児童福祉法」（第25条の３第１項）	（児童虐待）福祉による児童虐待への介入と支援	174頁
58	その他	「児童福祉法」（第25条）	（児童虐待）児童虐待の発見／児童虐待に類似する枠組み	179頁
59	その他	「児童福祉法」	（児童虐待）児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律等／児童虐待防止成立までの経緯	171頁
60	その他	「児童福祉法等の一部を改正する法律」	（児童虐待）関係機関への情報提供／子育て世帯への包括的支援	187頁
61	その他	「児童虐待の防止等に関する法律」	（児童虐待）関係機関への情報提供／通告・相談と守秘義務	187頁
62	その他	「児童虐待の防止等に関する法律」（第２条）	（児童虐待）児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律／児童虐待の定義	172頁
63	その他	「児童虐待の防止等に関する法律」（第５条第５項）	（児童虐待）児童虐待の課題予防的生徒指導／児童虐待の未然防止	176頁
64	その他	「児童虐待の防止等に関する法律」（第６条第１項）	（児童虐待）児童虐待の通告／児童虐待防止法による通告	180頁
65	その他	「児童虐待の防止等に関する法律」（第25条）	（児童虐待）児童虐待の課題予防的生徒指導／児童虐待に類似する枠組み	179頁
66	その他	「児童虐待の防止等に関する法律」（第13条の４）	（児童虐待）福祉による児童虐待への介入と支援	174頁
67	その他	「児童虐待防止法」（第５条第５項）	（児童虐待）児童虐待の未然防止	176頁
68	その他	「児童虐待防止法」（第14条）	（児童虐待）親権者等による体罰の禁止規定	177頁
69	その他	「児童虐待防止法」（第５条）	（児童虐待）児童虐待の発見／児童虐待の影響	178頁
70	その他	「児童虐待防止法」（第６条第１項）	（児童虐待）児童虐待の通告／児童虐待防止法による通告	180頁
71	その他	「児童虐待防止法」（第６条第３項）	（児童虐待）関係機関への情報提供／通告・相談と守秘義務	187頁
72	その他	「児童虐待防止法」（第７条）	（児童虐待）関係機関への情報提供／通告・相談と守秘義務	187頁
73	その他	「自殺対策基本法」	（自殺）自殺対策基本法等／自殺対策基本法の成立と改正までの経緯	190頁
74	その他	「自殺対策基本法」（第17条第３項）	（自殺）自殺対策基本法等／自殺対策基本法の成立と改正までの経緯	190頁
75	その他	「職業安定法」（第27条）	（中途退学）中途退学者の指導と関係機関との連携体制／就職支援	218頁
76	その他	「いじめ防止対策推進法」	（性）「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応	264頁

77	その他	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」	（性）性犯罪・性暴力対策の強化の方針／性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	256頁
78	その他	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（第２条）	（性）「性的マイノリティ」に関する課題と対応	263頁
79	その他	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」	（インターネット・携帯電話）関連法規・基本方針／出会い系サイト規制法	241頁
80	その他	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律」	（インターネット・携帯電話）関係法規・基本方針等／インターネット環境整備法	240頁
81	その他	「児童買春、児童ポルノに係わる行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」	（インターネット・携帯電話）関連法規・基本方針／その他の法律等	242頁
82	その他	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」	（インターネット・携帯電話）関連法規・基本方針／プロバイダ責任制限法	241-242頁
83	その他	「著作権法」	（インターネット・携帯電話）インターネット問題への適切かつ迅速な対処／違法投稿	251頁
84	その他	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	（多様な背景）発達障害に関する理解と対応／障害者差別解消法と合理的配慮	268頁
85	その他	「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」	（多様な背景）支援を必要とする家庭状況／児童生徒の家庭での過重な負担についての支援	287頁
86	その他	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」	（多様な背景）支援を要する家庭状況／経済的困難を抱える場合	285頁
87	その他	「児童福祉法」	（多様な背景）家庭の養育機能と行政の役割	281頁
88	その他	「児童福祉法」	（多様な背景）支援を要する家庭状況	281頁
89	その他	「発達障害支援法」	（多様な背景）発達障害に関する理解	269頁
90	その他	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」	（多様な背景）支援を要する家庭状況／ひとり親家庭支援	285頁

（『生徒指導提要　令和４年12月』より作成）

（４）小括

『生徒指導提要　令和４年12月　文部科学省』（2023年４月　２版、東洋館出版社）に掲載された法律は、管見の限り90件であった。

それらを分類すると、①「その他」64件、②「学校教育」15件、③「教育の基本」６件、④「育行政」３件、⑤「社会教育」１件、「教職員」１件の順に多かった。「その他」に分類される法律が多かったことは、学校教育場面で起こる事象が多様化し、その事象に対応する必要性の証左であると言えるのではないだろうか。

そこで、分類したカテゴリーのなかで最も多かった「その他」について、『生徒指導提要』に掲載された項目にもとづきさらに分類してみると、次のような結果になる。①「児童虐待」17件、②「いじめ」11件、③「少年非行」８件、④「多様な背景」７件、⑤「暴力行為」「インターネット・携帯電話」５件、⑦「チーム学校」４件、⑧「性」３件、⑨「自殺」２件、⑩「生徒指導の基礎」「中途退学」１件の順に多い。何れの事象についても法律によるアプローチが必要であろうが、特に「児童虐待」や「いじめ」については、教育の範囲を超えた福祉や人権等の立場によるアプローチが求められる。

（下山寿子）

おわりに

本論文では「教員養成で押さえておかねばならない教育法規とは何か」をテーマとして、教師入門概論書、教員採用試験の過去問題集、『生徒指導提要』を素材とし、それぞれにどのような教育法規が掲載されているか、その実態を分析し、分類を行った。以下に、それぞれの項目の分析結果について確認しておきたい。

まず、教育法規とはどのようなものであるかについてである。本論文では教育法規が「児童・生

徒の命を守るために」存在するものであると定義した。なぜ教育法規を学ぶ必要があるのかを考えた時に「児童・生徒の命を守る」ための「成分化規定」されたものとして、学ぶ必要がある」とした。教育法規というものが教員を目指すもの、あるいは教員として働く者にとって、児童・生徒と接する上で不可欠なものであることがわかる。そして、その法令と教育法規を「主な教育法」「法の種類」として整理すると、その形式が細分化されていることがわかった。

次に各種教育法についてである。教員採用試験の過去問題集を対象として、どのような教育法が掲載されているのかを分析し、分類した。最も多く掲載されている法律は「学校教育に関する教育」であったが、これは、教員志望者に対して、学校に関する基礎的な知識として、各種法律を身につけていてほしいという願いが顕れていると見ることができるだろう。さらに、教職雑誌メディアにおいては「トレンド法規」として、最近成立した各種教育法が掲載されていた。実際の学校現場で問題となっている事象に関する法規も、知識として身につけることが、教員志望者に求められていると言えるだろう。

そして、『生徒指導提要』についてである。本論文では『生徒指導提要』を「生徒指導を行う上でのバイブル」であると定義している。そのうえで同書に掲載された生徒指導に関する法律を各種、分類している。「その他」の分類が最も多かったとされており、同項目をさらに分類すると「児童虐待」であり、ついで「いじめ」となっている。過去問題集にも「児童・生徒に関する法規」として児童に対する暴力やいじめに関する法律が掲載されていたのを踏まえると、教育の現場においてそれらが大きな問題であるということが認識されており、生徒指導を行うに際しては法律を把握しておくように求められていると言えるだろう。

以上、本論文では、教育法規とは何であるか、教育法規を学ぶ上でどのような法が重要とされているのか、生徒指導を行うに際してどのような法律が重要とされているのかが詳細になったと思う。ここで明らかになったことは、過去問題集や生徒指導提要において、学校教育に関する基礎的な法規だけでなく、児童虐待やいじめといった現場において緊急的な対応を要する事柄に関する教育法規が重要とされていたのは、そのような事象に対応できるような人材が求められているという、現代の社会のあり方を反映していると思われる。

今後、さらに複雑化する教育現場において、重要とされる教育法規、教育法を押さえておくことは、教員の養成段階だけでなく、現場で働く教員にとっても必須になっていくと言える。

【引用・参考文献一覧】

・油布佐和子編著（2015）『現代日本の教師』放送大学教育振興会
・三省堂編修所編（2015）『デイリー法学用語辞典』三省堂
・学校管理運営法令研究会編著（2018）『第六次全訂　新学校管理読本』第一法規
・藤井穂高編著（2018）『教育の法と制度』ミネルヴァ書房
・佐々木亜紀他編著（2019）『アクティベート教育学②現代の教師論』ミネルヴァ書房
・佐々木幸寿編（2020）『学校法　第二版』学文社
・勝野正章編著（2020）『教育の法制と経営』学文社
・古田薫・山下晃一（2020）『法規で学ぶ教育制度』ミネルヴァ書房
・櫻井るゑ子・校外生活指導研究会『新版生徒指導に活かす社会のルール』（1999年・財団法人日本私学教育研究所）
藤井穂高他編著（2021）『教育法規・教育制度・教育経営』協働出版

（雨宮和輝）

Ⅰ　学術論文

2　教職課程テキスト「教育心理学」「発達・学習」における発達理論と発達理解に関する研究

－「発達の概観」の内容分析を通して－

下 山　寿 子

はじめに

本論文は、菅原亮芳・下山寿子（2024）「2017年11月以降刊行の教職課程テキストシリーズの編集方針と『教育心理学』『発達・学習』の書誌的検討に関する考察」（以下、「2024論文」と略記）に継続するものである。

「2024論文」では、教職課程コアカリキュラム制定後の教職課程テキストシリーズを研究対象とし、「シリーズのなかで、教育心理学関係文献をピックアップし、『教育心理学』『発達・学習』のテキストはどのような知識を情報化しようとしたかという問に解を示しながら、『教職科目』テキストの再構築への一助」（19頁）とすることを目的として研究を遂行した。研究対象とするシリーズ本の書誌的検討や「教育心理学」「発達・学習」関係文献の検討などから、①「『教職課程コアカリキュラム』が提示した内容のうち、取り上げられなかった内容は全くなかったこと」、②「動機づけ」や「教育評価」については８文献のうち６文献が取り上げていたこと、他方、③「言語発達」、「認知発達」、「運動発達」については１文献しか取り上げていなかったことなどについて明らかにした。

ここでは、それらの結果を踏まえて、「教職課程コアカリキュラム（令和３年８月４日　教員養成部会決定」の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」における「全体目標　幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程について、基礎的な知識を身につけ、各発達段階における心理的特性を踏まえた学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解する。」「項目（１）幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程」「一般目標　幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程及び特徴を理解する。」「到達目標　１）幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。」のうち、「2024論文」において筆者が「発達の概観」とカテゴライズした文献の内容について分析を試みたい。

これらの作業を通して、これまでの研究に重ねて「教育心理学」「発達・学習」において、「発達の概観」として教職課程としてはどのような概念や理論等についての知識を情報化しようとしているのかについて検証し、「教職科目」テキストの再構築を目指したい。

１．対象とする文献群

「2024論文」でピックアップした５文献を、文献番号（「2024論文」と同じ）、シリーズ名、書名、出版社、刊行年、執筆者（所属）／対象とする章の順で、以下に掲げる。

［文献１］「教師のための教育学シリーズ」／『教育心理学』／学文社／2020年／
糸井尚子（東京学芸大学教育学部教授）／「第１章　発達理論と発達段階」

［文献２］「教職教養講座」／『発達と学習』／協同出版／2019年／
西垣順子（大阪市立大学大学教育センター准教授）／「第３章　発達期への視点」
［文献４］「はじめて学ぶ教職」／「教育心理学」／ミネルヴァ書房／2020年／
濱口佳和（筑波大学人間系心理学教授）／「第２章　発達とは何か」
［文献７］「新しい教職教育講座・教職教育編」／『教育心理学』／ミネルヴァ書房／2021年／
川那部隆司（立命館大学文学部准教授）／「第１章　発達の捉え方」
［文献８］「新・教職課程演習」／『教育心理学』／協同出版／2021年／
川那部隆司（立命館大学文学部准教授）／「第２章　人間の発達と教育」

２．各章の内容

次に、「１．対象とする文献群」で示したここで対象とする文献群のうち、それぞれの章の「発達の概観」に該当する内容をピックアップし、そこに記された項目を掲げることで紹介する。

［文献１］第１章　発達理論と発達段階
第１節　発達とは何か
１．発達とは何か　　２．生得的な基盤
第２節　発達理論と発達段階
１．発達と学習の時期　　２．発達理論　　３．発達段階
第３節　個人差はどうして生まれるか
１．生得的な気質　　２．個人差はどこから来るのか　　３．ポリジーン・システム　　４．遺伝も環境も

［文献２］第３章　発達期への視点
はじめに
第１節　ビアジェの発達理論と教師の役割
第１項　ビアジェによる発達理論の構築　　第２項　ピアジェ理論の特徴
第３項　教育のあり方と教師の役割
第２節　ヴィゴツキーによる発達の最近接領域
第１項　発達の最近接領域とは　　第２項　高次精神機能の発達：精神間から精神内へ
第３節　「発達」「発達段階」への批判
第１項　発達の多様性と発達段階　　第２項　発達への誤解
第４節　生涯発達
第１項　思春期以降の発達に関する研究　　第２項　発達の３つの系

［文献４］第２章　発達とは何か
１　発達という概念
（１）発達の定義　（２）発達の時期区分・発達段階　（３）発達課題
（４）個人と環境との相互作用　（５）発達の方向性と順序性
２　発達の規定要因①－遺伝的要因
（１）遺伝子とは何か　（２）遺伝子の機能の多因子性と間接性
３　発達の規定要因②－環境的要因とその働き
（１）ヘップの行動発達における要因の分類　（２）発達初期の経験の重要性
（３）発達初期以降における環境の影響　（４）生態学的環境

4　遺伝・環境論争

5　行動遺伝学の知見

［文献７］第１章　発達の捉え方

1　発達とは

（1）発達とは　（2）発達を規定する要因　（3）「遺伝か環境か」から「遺伝も環境も」へ

2　知的発達

（1）ピアジェの認知発達論　（2）ヴィゴツキーの発達理論

3　社会性の発達

（1）親子関係の発達　（2）仲間関係の発達　（3）道徳性の発達

（4）エリクソンのライフサイクル理論

［文献８］第２章　人間の発達と教育

Q４　ビアジェの考えによると、子どもはどのように発達するのか述べなさい

1．認知発達段階説　（1）感覚運動期（０～２歳）　（2）前操作期（２～６歳）

（3）具体的操作期（６～12歳）　（4）形式的操作期（12歳以降）

2．シェマと同化、調節　（1）同化と調節　（2）構成主義

Q５　ヴィゴツキーの考えによると、教育が効果的なのはどのような時期か述べなさい

1．社会文化的アプローチ

2．発達の最近接領域　（1）現在の発達水準と明日の発達水準　（2）学習者自身の興味・関心

3．教育が効果的なのはいつ？

Q６　初期の言語習得における生得性と母子の相互作用のそれぞれの役割と意義について論じなさい

1．前言語的コミュニケーション

2．マターナル・デプリベーション（maternal deprivation）

3．臨界期

Q７　初期の親子関係や愛着がその後の発達に及ぼす影響について論じなさい

1．愛着の発達　（1）ボウルヴィ（Bowlby,J.）の愛着理論　（2）愛着の個人差

Q８　バンデューラとコールバーグで、子どもの社会化についての考え方がどのように異なるか論じなさい

1．バンデューラ（Badura,A.）の社会的学習理論における社会化

2．コールバーグ（Kohlberg,L.）の認知発達理論における社会化

Q９　デュリエルの道徳の３つの領域の違いについて説明しなさい

1．テュリエル（Turiel,E.）の領域別特殊理論

Q10　児童期から青年期になると自己への見方がどのように変化するか説明しなさい

1．自己について

2．自己概念の発達

Q11　青年は自己の生き方（アイデンティティ）をどのように模索し、確立するか論じなさい

1．エリクソンの心理社会的発達理論とアイデンティティの確立

2．ハヴィガーストの発達課題

Q12　子どもの発達における仲間関係の役割と意義を述べなさい

1．発達とともに変化する仲間関係

2．現代における仲間関係

3．子どもの発達における仲間関係の役割と意義

以上のように、［文献１］は３項目から、［文献２］は４項目から、［文献４］は５項目から、［文献７］は３項目から、［文献８］は９つの「問い」から、「発達の概観」を示している。これら文献群の内容を検討してみると、次のような点が明らかになった。

まず第１には、それぞれの文献によって「発達」の概念規定に特徴が見られた。５文献のうち、その記述が確認できた下記の４文献の該当箇所を示したい。

［文献１］

ヒトは生まれてから死にいたるまで成長を続ける。胎児から老年期まで生涯にわたって、発達していく。身体的な成長のみならず、心や能力の発達もある。発達は英語の development の訳語である。内部に包まれていたものを、解く、聞く、広げることを意味している（１頁）。

［文献２］

発達は、発達する主体が外界に働きかけ、外界の変化などの手ごたえを受け取り、それを通じて自分自身が変化していく過程として理解できる（61頁）。

［文献４］

心理学者によってさまざまな定義があるが、例えば以下のように定義されている。「生命の誕生から死に至るまでの、生活体と環境との相互交渉を通した、心身の機能や構造の分化・統合過程」（小泉、1991）（13頁）。

［文献７］

受精してから死ぬまでの順序立った系統的な変化のことを「発達」と呼ぶ（２頁）。

これらの文献の記述から「発達」とは、①［文献１］糸井は、「内部に包まれていたものを、解く、聞く、広げること」、［文献４］濱口は、「分化・統合過程」、そして［文献２］西垣及び［文献７］川那部は、「変化」であるとして表現したこと、②［文献１・２・４］では、主体が相互交渉する過程であるとされていることが特徴としてあげられる。

なかでも特筆すべきは、［文献２］西垣の記述である。上記のように「発達」を定義づけながらも、「『発達』という概念そのものへの否定的な見解」（60頁）について述べている。具体的には、①「『発達を支える教育』とか『発達を大事にする実践』においては、将来に生かす能力や技能の獲得が優先され、子どもたちが今ここで充実した幸福な時間を過ごすことが犠牲にされるという主張」（61頁）、②「『個々人の発達に応じた教育』を実施することで、社会が分断されるという主張」（61頁）があるという。後者には、「発達は差別概念（または差別を助長する概念）」であると指摘する。どのくらい「発達」しているかのアセスメントによって、比較や選別が行われることは容易に想像できる。「『発達』を正しく理解し適切に活用してこそ、人が能力や障害によって不当に差別されることのない社会や教育を創出できるのではないか」（62頁）という指摘は重要であり、「発達」の概念を講じる上で、そこに「差別概念」が潜んでいることを自覚化するという、示唆に富んだ指摘がなされている。

第２には、これらの文献で取り上げられた研究者等には、次のような特徴がある。整理をしたものが、表１である。

表１　「発達の概念」で取り上げられた研究者等

研究者名等	文献１	文献２	文献４	文献７	文献８
Piaget,J.	○	○		○	○
Vigotskym,L.S.	○	○		○	○
Eriksaon,E.H.	○	○		○	○
Kohlberg,L.		○		○	○
Gesell,A.	○		○	○	
Havighurst,R.J.			○		○
Lorenz,K.			○	○	
Stern,W.			○	○	
Jensen,A.R.			○	○	
Caspi,A.			○	○	
Bowlby,J.				○	○
Ainsworth,M.D.S.				○	○
Werner,H.			○		
Chomsky,A.N.	○				
Wynn,K.	○				
Geary,D.C.	○				
Chess,S.&Thomas,A.	○				
Rutter, M.	○				
Hebb,D.O.			○		
Bronfenbrenner,U.			○		
Locke,J.			○		
WatsonJ.B.			○		
Innis,N.K.				○	
Bandura,A.					○
Turiel,E.					○
James,W.					○
Mercia,J.E					○
National Human Genome Research Institute	○				
田中昌人		○			
Bexter Magolda,M.B.		○			

（文献１・２・４・７・８より作成）

この表１からわかるように、４文献が取り上げた最も多い研究者等は、Piaget,J. と Vigotskym,L.S. と Eriksaon,E.H. であった。続いて、Kohlberg,L. と Gesell,A. については、３文献。Havighurst,R.J. と Lorenz,K. と Stern,W. と Jensen,A.R. と Caspi,A. と Bowlby,J. と Ainsworth,M.D.S. については、２文献が取り上げていた。

第３には、「遺伝」と「環境」について取り上げた文献が、［文献１］［文献４］［文献７］と３文献であった。なかでも［文献１］［文献４］では、「遺伝子」研究についても紹介していた。

第４には、［2024論文］において「発達の概観」とカテゴライズした内容のなかに、「遺伝」（［文献１・４・７］）及び「社会性の発達」（［文献７・８］）に関する内容が含まれていた。「認知発達」についても、（［文献２・７・８］）に含まれていた。したがって、［2024論文」で掲げた表３（「『教職課程コアカリキュラム』の目標と教育心理学関係文献」30頁に掲載）を下記の表２のように修正したい。

表 2 「教職課程コアカリキュラム」の目標と教育心理学関係文献（2026年 8 月 1 日改訂）

タイトル	全体目標	項目	一般目標	到達目標		文献1	文献2	文献3	文献4	文献5	文献6	文献7	文献8
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程にうちて、基礎的な知識を身につけ、各発達段階における心理的特性を踏まえた学習活動を支援する指導の基礎となる考え方を理解する。	(1)幼児、児童、及び生徒の心身の発達の過程)	幼児、児童及び心身の発達の過程を理解する。	1）幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。	①発達の概観	○	○		○			○	○
					②遺伝	○		○	○		○	○	
				2）乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について、その具体的な内容を理解している。	③乳児期の発達				○	○			
					④幼児期の発達		○		○				
					⑤児童期の発達		○		○	○			
					⑥青年期の発達		○		○	○			
					⑦社会性の発達	○					○	○	○
					⑧言語発達	○							
					⑨認知発達	○	○					○	○
					⑩運動発達	○							
		(2)幼児、児童及び生徒の学習の過程	幼児、児童及び生徒の学習に関する基礎的知識を身に付け、発達を踏まえた学習を支える指導について基礎的な考え方を理解する。	1）様々な学習の形態や概念及びその過程を説明する代表的理論の基礎を理解している。	⑪記憶	○		○	○	○			
					⑫学習の理論	○			○		○		○
					⑬学習形態			○					○
				2）主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解している。	⑭動機づけ	○			○	○	○	○	○
					⑮教育評価	○			○	○	○	○	○
					⑯集団	○		○		○		○	○
					⑰知性						○	○	
					⑱学力		○	○					
					⑲知能	○			○				○
				3）幼児、児童及び生徒の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解している。	⑳個人差	○		○		○			
					㉑学習指導・支援	○		○		○		○	
					㉒障害支援		○			○			
					㉓発達障害				○		○		○
					㉔問題行動				○	○			
					㉕教育環境（含・家庭環境）		○	○		○	○		
					㉖コミュニケーション						○	○	
					㉗情報			○				○	

おわりに

これまでの作業を通してわかったことを、一言まとめておきたい。

第 1 には、「発達」の概念規定は一律ではないこと。第 2 には、Piaget,J. と Vigotskym,L.S. と Eriksaon,E.H. の理論が「発達の概観」を情報化する上で重要な理論とされていること。第 3 には、「遺伝か環境か」あるいは「遺伝も環境も」というテーマが掲げられ、なかでも遺伝子、ポリジーン・システムなどの「遺伝」に関する内容が取り上げられていたこと。第 4 には、今回「発達の概観」とカテゴライズした内容のなかには、「到達目標　2）乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について、その具体的な内容を理解している。」にカテゴライズできる内容を含んでいたことなどがあげられる。そして第 5 には、Werner,H.　Wynn,K.　Geary,D.C.　Chess,S.＆Thomas,A.　Rutter,M.　Hebb,D.O.　Bronfenbrenner,U.　Innis,N.K.　Turiel,E.　Bexter Magolda,M.B.などの、これまで着目されてこなかった研究者たちの理論に注視する必要があることなどである。

また最後に、［文献 2］糸井の「生涯発達」に知ることの重要性を指摘した一文を引用しておきたい。

> どこの学級にも、標準よりも多くのケアや配慮を必要とする子どもはいる。その際にその子どもの発達を大事にするために教師が過重労働になったり、特定の子どもに手を取られて多の子どもたちが放置されたりして、子どもと教師、1 人の子どもと他の子ども達の発達が、対立関係に陥ることは避けなければならない。子ども同士が協力しあえるクラス運営をしたり、教師自身が教育技術を高めるとともに他の教師と協働できる体勢を作ったりして、教師も子どもも発達できるような集団へ学校が発展していく必要がある。
>
> また実際にそれが実現するためには、社会の制度や財政、支配的な価値観や文化が、すべての子どもの発達を守ろうとする方向へと変化していく必要がある。つまり、発達は個人のものとしてのみ捉えられるべきではなく、集団の発展と社会の進歩という観点とを合わせて考えられなければならない。
>
> （糸井尚子（2017）「発達期への視点」『教職教養講座　発達と学習』協同出版、64-65頁）

筆者がこれまで研究してきた明治期における「教育病理」情報研究においても、教師たちが「教育上望ましからぬ行動」をとる児童・生徒たちに、献身的に対峙しようとする姿が多く見受けられた。その献身性に頼るだけでなく、「教師も子どもも発達できるような集団へ学校が発展していく必要」そして、「発達は個人のものとしてのみ捉えられるべきではなく、集団の発展と社会の進歩という観点とを合わせて考えられなければならない」という視点は、教育に携わる者、ひとりひとりが胸に刻まなければならない言葉であると痛感する。

今後の課題としては、「発達」の過程、なかでも「乳児期から青年期の各期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達」の内容についての分析を進め、どのような知識を情報化しようとしているのかについて検証してみたい。

【引用・参考文献リスト】

菅原亮芳・下山寿子（2024）「2017年11月以降刊行の教職課程テキストシリーズの編集方針と『教育心理学』『発達・学習』の書誌的検討に関する考察」（『2023年度高崎商科大学教職研究年報（後期号）』18-34頁）

（付記）本論文は令和 4 年度高崎商科大学共同研究費による成果の一部であることを明記し、ここに感謝する。

3　多様な特性のある生徒の理解と包摂に関する一試論

－高校における不登校生徒の「特別の教育課程」と生徒指導を中心に－

下 山　寿 子

はじめに

筆者はこれまで「教育病理・教育病理学」を研究対象とし、文科省の文言を借用すれば「生徒の個々の多様な特性の理解」について歴史的・実証的に研究を重ねてきた(1)。これらの研究の流れの上に、本論文では、「包摂」（文科省の言葉）も視野に入れ、文部科学省提案「生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」の基本的特質、なかでも高校における不登校生徒の支援施策に焦点を当て言説的に検討することを目的とする。さらに教職課程・教職科目担当の専任教員として何を教えればよいのか、教職課程履修生たちは何を学ぶと「理解と包摂」を理解したことになるのかについて提起することも、本稿の目的の一つに加えておきたい。

「生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」に関する先行研究を見てみると、たしかに講演資料は散見されるが、現調査段階では本格的な実証的研究は少ないように思われ、文科省の資料に依拠せざるを得ない状況である。

しかし、皆無ではない。①「排除」と「社会的包摂」と学校教育の質保証システムの必要性を説いた酒井朗（2015）「教育における排除と包摂」（『教育社会学研究』第96号、５～24頁）、②教育福祉学という観点から検討した倉石一郎（2018）『排除と包摂の教育学』（生活書院）・倉石一郎（2021）『教育福祉の社会学』（明石書房）、③聶蕙菁・山脇佳・榎井縁・王一瓊・大川へナン・山本晃輔・石川朝子「公教育における外国人生徒の排除と包摂　５つの高校の比較調査から」（「未来共創」第10号（2023）、219～263頁、https://www.jstage.jst.go.jp/article/miraikyoso/10/0/10_219/_pdf　2026年６月20日アクセス　最終検索確認日）などがあり、注目される。

だが、これらは「理解と包摂」ではなく、「排除と包摂・社会的包摂」に力点がかかっており、「理解」を前面に出したものではないように思われる。また、教育学・教育心理学関係学問分野以外では、④本多敏明（2024）『「排除」の構造とコミュニケーション論的「包摂」』（風鳴舎）、⑤高橋進編著（2010）『包摂と排除の比較政治学』（ミネルヴァ書房）があるが、特別に支援が必要な生徒理解という観点からの指摘は十分ではないように思われる。

そこで、ここでは問いを立ててみたい。すなわち高校に限定して、文科省が提案したオリジナリティとしての「理解と包摂」概念、つまり「生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」とは何か、いかにあるべきか、そしてどのような対応（「包摂」を「学校組織等支援対応」と置換する）がよりベターであるとし、可能としているのか、を問いとする。管見の限りではあるが、文科省の資料を素材として検証し、回答を試み、仮説も、できたら提示したい。

見落としもあるのではないかと心配するが、使用する文科省の資料群は以下の通りである。

［文献１］文部科学省『令和６年２月改定設置に向けて手引き』file:///C:/Users/sugaw/Desktop/20260612%E6%95%99%E8%81%B7FD/20240304-mxt_jidou02-000004552_b.pdf、「学びの多様化学校解説資料」file:///C:/Users/sugaw/Desktop/20260612%E6%95%99%E8%81%B7FD/20240304-mxt_jidou02-000004552_c.pdf、2026年６月20日アクセス最

終検索確認日。
［文献２］「事務連絡令和６年２月29日各都道府県教育委員会指導事務主管課 各指定都市教育委員会指導事務主管課各都道府県私立学校主管課 附属学校を置く各国立公立大学法人担当課 御中 小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体担当課 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】の改定について」file:///C:/Users/sugaw/Desktop/20260612%E6%95%99%E8%81%B7FD/20240303-mxt_jidou02-000004552_a.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献３］「資料２資質・能力を育成する日本語指導に向けて（案）」file:///C:/Users/sugaw/Desktop/20260612%E6%95%99%E8%81%B7FD/20251218-mxt_kyokoku-000046297_2.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献４］「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 論点整理」令和３年12月17日 file:///C:/Users/sugaw/Desktop/20260612%E6%95%99%E8%81%B7FD/20220928-mxt_kyoiku02_000016594_03.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献５］特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」令和４年９月26日 file:///C:/Users/sugaw/Desktop/20260612%E6%95%99%E8%81%B7FD/20220928-mxt_kyoiku02_000016594_01.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献６］特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する取組事例のポイント」file:///C:/Users/sugaw/Desktop/20260612%E6%95%99%E8%81%B7FD/20221020-mxt_kyoiku02_000016594_001.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献７］『生徒指導提要　令和４年12月　文部科学省』https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献８］文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策　COCOLOプラン　令和５年３月」file:///C:/Users/sugaw/OneDrive/%E3%83%87%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%83%E3%83%97/%E5%A3%BD20260621/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献９］文部科学省　令和６年２月改定「学びの多様化学校設置に向けて手引き」https://www.mext.go.jp/content/20240304-mxt_jidou02-000004552_b.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献10］文部科学省「学びの多様化学校解説資料」0file:///C:/Users/sugaw/OneDrive/%E3%83%87%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%83%E3%83%97/%E5%A3%BD20260621/20240304-mxt_jidou02-000004552_c.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献11］「第三章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方（論点整理 P25～46関係」https://www.mext.go.jp/content/20251002-mxt_kyoiku01-000044934_005.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献12］関西大学名誉教授 松村 暢隆「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援Ⅱ　才能が輝く個別最適な学びと協働的な学び」独立行政法人教職員支援機構　file:///C:/Users/sugaw/OneDrive/%E3%83%87%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%83%E3%83%97/%E5%A3%BD20260621/123_001.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
［文献13］文部科学省「不登校児童生徒に係る特別の教育課程WGとりまとめ骨子案」https://www.mext.go.jp/content/20260617-mxt_jidou01-000050502_3.pdf、2026年６月22日アクセス最終検索確認日。
［文献14］「検討資料⑦　高等学校の単位制の大幅な柔軟化について（令和８年２月19日教育課程部会総則・評価特別部会資料２」https://www.mext.go.jp/content/20260220-mxt_kyoiku01-000047485_07.pdf、2026年６月22日アクセス最終検索確認日。

［文献15］「論点整理（素案）」令和７年９月５日中央教育審議会教育課程企画特別部会 https://www.mext.go.jp/content/20250904-mxt-kyoiku-000043994_03.pdf、2026年６月22日アクセス最終検索確認日。
［文献16］令和８年２月２日「教育課程企画特別部会参考資料１」「論点整理」「令和７年９月25日」中央教育審議会教育課程企画特別部会 https://www.mext.go.jp/content/20260202-mxt-kyoiku-000047088_09.pdf、2026年６月22日アクセス最終検索確認日。
［文献17］「児童生徒等理解・支援シート」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493_002.pdf、2026年６月22日アクセス最終検索確認日。
［文献18］「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（諮問）参考資料令和７年１月29日時点版 https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_3.pdf、2026年６月22日アクセス最終検索確認日。
［文献19］「『不登校特例校』の新たな名称について（通知）」https://www.mext.go.jp/content/20230905-mxt_jidou02-100002759_a.pdf、2026年６月27日アクセス最終検索確認日。

加えて、最後に筆者の適応指導教室での活動も踏まえて、提案と今後の研究課題も提示したいと考えている。

１.「多様な特性」とは何か－論点整理の議論から－

上記の文科省資料・［文献11］は、小・中学校を念頭に置いているが「どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化」していると指摘している（［文献15］、27頁・［文献18］の調査を根拠にしている）。学級内は一律ではなく、顕著になった多様な児童群の存在を自覚的に認知した内容となっている。

では、ここで言う「多様な個性や特性」とは何か。［文献15］は「特異な才能のある子供」・「不登校」・「日本語を家であまり話さない子供」・「学習面又は行動面で著しい困難を示す子供」など、と大きく分けている（27頁）。すなわち、ここで言う「多様な特性」というのは筆者なりの言葉で言えば、「教育を教育ならしめない」児童・生徒と「教育を教育ならしめる」児童・生徒がいるという意味において使用している概念であると考えられる。翻って歴史にその起源を求めるならば、明治20年代後半から日本において「教育病理」と称される言葉で、認知されていた事柄でもある（但し、2025（令和７）年９月段階であることをお断りしたい）。

ところが［文献16］（2026（令和８）年、２月「素案」は削除されている）は、［文献15］と同様に「第三章　多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」の「ポイント」は、「多様な子供たちを包摂できる教育課程の実現に向け、標準授業時数の弾力化を可能とする『調整授業時数制度』の導入等を通じ、各学校で柔軟な教育課程を編成可能としつつ、不登校児童生徒や特異な才能のある児童生徒等に特別の教育課程を編成可能とする」（25頁）と述べている。

［文献13］（2026（令和８）年６月17日）によると、「通級指導　特別支援学級」「日本語指導」「不登校」「特異な才能のある子供」としている（19頁）。よって「多様な特性」とは、現時点では上記の４種類（「通級指導」「日本語指導」「不登校児童生徒」「特異な才能のある児童生徒」）を指しているものと考えられる。

２.「理解と包摂」とは何か－論点整理の議論から－

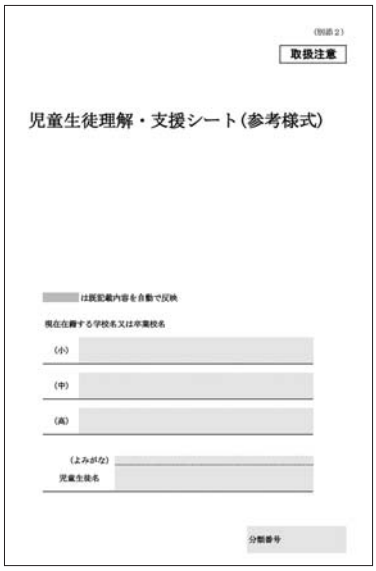
（１）「理解」の方法とは

次に、「理解」である。どのように概念化したらよいのか。

この点に関しては、［文献17］「児童生徒等理解・支援シート」の活用が不可欠という。

それはどのようなものであろうか。図１である。

図１　文部科学省「児童生徒等理解・支援シート（参考様式）」


（別添２）
取扱注意
児童生徒理解・支援シート（参考様式）
は民記載内容を自動で反映
現在在籍する学校名又は卒業校名
（小）
（中）
（高）
（よみがな）
児童生徒名
分類番号

（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493_002.pdf、2026年６月27日アクセス最終検索確認日）

同時に「児童生徒等理解・支援シートの作成と活用について（以下、「作成と活用」と略記）」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493_001.pdf、2026年６月27日アクセス最終検索確認日）が付されている（もちろん「児童生徒等理解・支援シートの作成と活用について」は、2016（平成28）年７月に不登校に関する調査研究協力者会議の「不登校生徒への支援に関する最終報告」（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1374856_2.pdf、2026年７月10日アクセス最終検索確認日）で触れられていた）。

それによると、2017（平成29）年の中央教育審議会答申中間まとめ「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/01/26/1400723_01.pdf、2026年６月27日アクセス最終検索確認日）を踏まえたという。

そして上記の「作成と活用」（2018）は、「児童生徒の状況を的確に把握し、校内の教職員や関係機関で共有して組織的・計画的に支援を行うために必要となる指導計画･･･を１つにまとめ作成する場合の参考様式として作成」したという（１頁）。

さらに「児童生徒等理解・支援シート」とは、「支援を必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれている状況を関係機関で共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、担当分野の担当教員・養護教諭等の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成するものです」とされた（２頁）。ここで重要なことは、「学校が組織的に作成するものです」という箇所である。「作成と活用」（2018）は、継続的支援、そして滞りのない支援体制が学校に求められている、と述べている（２頁）。

「作成と活用」（2018）は、「児童生徒等理解・支援シート」（[文献17]）の内容を「（1）共通シート」「（2）学年別シート」「（3）ケース会議・検討会等記録シート」であり、当該各児童生徒の「特記事項」「家族関係」「引き継ぎ事項」「本人と保護者の希望等」「個別の『指導計画』（経年的）」

「関係機関からの情報」「確認・同意事項」等であり、「個人情報の保護」の保護、「学校間での情報の引き継ぎ」（[文献17] より抜粋）が重要であり、さらに「５年間の保存」とあると記している（「作成と活用（2018）：4-6、9頁）。「生徒の個々の多様な特性の理解」となると、このシートが重要になるということなのであろう。

（２）「包摂」の方法とは

①学びの多様化学校

ここに１つの新聞記事がある。『上毛新聞』2026年６月25日一面に、「藤岡に学びの多様化学校　不登校対応　県内初、来春開校へ」と見出しが打たれている。

［文献９］には、以下のように記されている。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

（平成二十八年法律第百五号）

（特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等）

（補注：https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000105、2026年６月27日アクセス最終検索確認日）

第十条　国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（https://www.mext.go.jp/content/20240304-mxt_jidou02-000004552_b.pdf、2026年６月27日アクセス最終検索確認日）

「第十条」では、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校」への努めを求めた。

また、文科省の「『不登校特例校』の新たな名称について（通知）」は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）、すなわち小学校は第56条、中学校第79条、高等学校第86条、中等教育学校は第108条に依り、かつての「不登校特例校」の「学びの多様化学校」への名称変更について「令和５年８月31日に開催された『誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策推進本部』において、永岡文部科学大臣から新たな名称の公表を行いました」（https://www.mext.go.jp/content/20230905-mxt_jidou02-100002759_a.pdf、2026年６月27日アクセス最終検索確認日）と述べている。そして「５初児生第17号 令和５年８月31日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長伊藤史恵」の名による同通知によれば、「１．新たな名称の決定」として、「文部科学省として、当該学校の名称を、従来使用していた『不登校特例校』に代えて、新たに『学びの多様化学校』とすること」と記している。

さらに、次のように記した。

４．「学びの多様化学校」を含めた全ての学校における取組

特に義務教育段階の学校は、「学びの多様化学校」を含め、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、その役割は極めて大きいこと。

その前提の下、「学びの多様化学校」に限らず全ての学校において、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」（令和３年１月中央教育審議会答申）や「教育振興基本計画」（令和５年６月16日閣議決定）で示された、

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた多様な子供の状況に応じた学びの一層の推進が必要であること。（https://www.mext.go.jp/content/20230905-mxt_jidou02-100002759_a.pdfm、2026年６月27日アクセス最終検索確認日）

では、高校段階ではどのような対応が求められているのだろうか。

［文献13］は、「２．対象となる児童生徒」「（1）対象となる学校種」、ここでは公立の義務校においては校内教育教育支援センターが設置され特例の実態も把握し、理解と包摂に関するさらなる検討も進められているという。

しかし、高等学校においては次のように述べるにとどまっている。

> 高等学校における不登校支援については、現行制度においても、①学校設定科目の開設により、不登校により十分な学力の定着ができなかった生徒の学び直しを行うことや、不登校の支援として効果的な活動（SST や体験活動など）を実施することが可能であること、また、②一定の要件の下、遠隔授業や通信教育による単位修得の機会が設けられており、学校や教室に入れない生徒に対しても学びを保障する取組が可能であるなど、個々の生徒に応じた取組の一部が、制度上認められているところ（[文献13]：4 頁）。

さらに同文献は「加えて、総則評価・特別部会では、「高等学校の単位制の柔軟化の検討の中で、以下の方向性も示されている」として、次のような項目を提示した。抜粋してかかげよう（ナンバーは筆者が付した）。

①「卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数の上限を引き上げること」
②「一定の要件の下、共通教科・科目等と学校設定科目を組み合わせるなどの科目の柔軟な組み替えを可能とすることとし、その場合にも、現行制度と同様、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことも可能にすること」
③「単位の計算方法を見直し、50分×17コマの授業をもって 1 単位を標準とすること」
④「減単の基本的な考え方を改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で減単が可能と整理すること」

そして、「以上を踏まえれば、高等学校段階については、通常の教育課程の中でこうした仕組みを活用することで、不登校生徒の個々の状態に応じた、柔軟で効果的な学びに繋げるため取組を行うことが可能と考えられる」、「このため、本特例の対象については、当面、義務教育段階（小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む）、義務教育学校、特別支援学校の小学部・中学部）とし、本特例の運用上の成果・課題を踏まえ、将来的に、必要に応じて、高等学校段階の扱いについて検討することとする」とした。

さらに、「その上で、高等学校段階においても、通常の教育課程における仕組みを活用し、不登校児童生徒に対し、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保や、組織的・計画的な指導の充実が図られることが重要であり、このような取組の促進を図っていくことが必要と考えられる」（https://www.mext.go.jp/content/20260617-mxt_jidou01-000050502_3.pdf、2026年 6 月22日アクセス最終検索確認日）と述べた。

この文言から、高等学校においては不登校生の支援については検討する事項が多く固まっていないようである。その要因は、不登校生徒は高校選択の時、通信制高校への入学を希望し、また全日制に入学しても転出し、通信制高校に進む場合が多いからではないかと考えられる。

何れにしても義務校のように「学びの多様化高校」を設置するというよりも、例えば白根開善学校中等部・高等部（https://www.shirane.ac.jp）のように「不登校や中退者などの転入学・編入学も相談に応じて」いる学校や学校法人日章学園鹿児島城西高校（普通科ドリームコース・「特別の教育課程を編成して教育する学校」（https://www.mext.go.jp/content/20240304-mxt_jidou02-000004552_b.pdf　80頁）https://kjh.ed.jp/course/dream/長崎県の「離党留学」五島南高校（https://www2.news.ed.jp/bunrui/syoukai/tokusyoku/70250tokusyoku/）などのように、特定コースの設定などを設けている高校への進学が中心となるからではない

だろうか。

しかし、いずれにしても「児童生徒等理解・支援シート」を活用し、理解に努め、それに基づき「多様な特性」に応じて包摂すなわち対応が求められよう（文科省は、「2階シート（仮称）（[文献13]：19頁）」とも言うようである（https://www.mext.go.jp/content/20260617-mxt_jidou01-000050502_3.pdf、2026年6月22日アクセス最終検索確認日）。

以上のように、「生徒の多様な特性」化が進行する現在において、新しい学校が求められてきていることだけは確かなことと考える。

②特別の教育課程－高校の教育課程の柔軟化の仕組み－

［文献13］には、「高等学校の教育課程の柔軟化の仕組みの方法性（イメージ）」（38頁）が掲載されている。この資料は、「令和8年2月19日教育課程部会総則・評価特別部会資料2より抜粋」したものである。

それによるとこうなるようである。ここでその全てを紹介することはできないが、誤解を恐れず記すと、特徴の1つは多様な特性に合わせた多様な教育課程の編成が可能となっていること、2つめには、そのためには（i）50分で17コマで1単位とするすなわち「新単位」の導入、(ii)「科目の柔軟な組み替えを可能」にすることとそれによる単数の減単、(iii) 学校設定科目の増加、(iv) 科目に限定されるが外部試験の単位認定化などである。そして3つめは、「改善・質確保のための仕組み」の設定である。

このように確かにきめ細かな支援であることは間違いなく、多様な特性のある児童生徒のニーズに柔軟に応えるカリキュラムになっていることは確かであるが、「多様な特性」とは、まさに「多種多様」であろう。その「多種多様」性に、どのように「個別の指導計画」を作成して実践していくのか疑問には思うが、今後の動向を見極める必要があろう。

3.「不登校」生徒の「包摂」としての生徒指導
－令和4年の『生徒指導提要』の「不登校」の記述に学びながら－

「今後の動向を見極める必要があろう」と述べたが、現実に高校にも多様な個性や特性のある生徒が、既に在籍している。そのような生徒たちへの「理解と包摂」は、生徒指導という形でも顕在化する。

そこで、ここでは、仮に2022（令和4）年の改訂版『生徒指導提要』は、「生徒の個々の多様な特性の理解」という観点から見てみると、「第Ⅱ部　個別の課題に対する生徒指導」として「不登校」「発達障害」「支援を必要とする家庭状況」を掲げた。なかでも「支援を必要とする家庭状況」については、さらに細分化され「ヤングケアラー」「外国人児童生徒等」を挙げている。

このように筆者の目から見ると、これらが「生徒の個々の多様な特性」と見極めることができるのではないかと考える。

今回は、なかでも「不登校」に限定して述べてゆきたい。

先述したように、不登校に関しては、平成二十八年法律第百五号の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000105/20170214_00000、2026年6月20日アクセス最終検索確認日。以降「確保法」という。）法律が定められ、必ずしも、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます」（2022・令和4年『生徒指導提要』、221頁）とされた。

筆者がかつて適応指導教室に勤務していた1989・平成元年頃には、たしかに「学校に登校」させ

ることが大切であった。その時期に比べると、考え方の幅が広まったと思われる。しかし、現実的には難しい側面もあるのかと推測できる。

2016・平成28年７月の不登校に関する調査研究協力者会議による「不登校生徒への支援に関する最終報告」（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1374856_2.pdf、2026年７月10日アクセス最終検索確認日）では、「第６章　中学校卒業後の課題　」「１　高等学校に関する取組」において、「高等学校入学者選抜等の改善」を求め「今後は、このような選抜方法の多様化の流れの中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これをより適切に評価することが望まれる。」（24頁）とした。また、「なお、国の実施する中学校卒業程度認定試験については、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、その受験資格の拡大が図られており、不登校生徒や保護者に対して、この制度に関する適切な情報提供を行い、様々な選択の幅を広げる配慮が重要である」（24頁）と検定試験にも触れている。さらに「（２）高等学校における長期欠席・中途退学への取組の充実　」においては中途退学者を含めて「就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等」が不可欠という。加えて「（３）中学校卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援」では、「中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、例えば、通信制の高等学校や高等専修学校への進学、放送大学の選科履修生・科目履修生や高等学校卒業程度認定試験等を通じた多様な進学、職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要である」（25頁）とし、「夜間中学」での学びの可能性の模索、「保護者を支援する観点からも、保護者の了解を得た上で「子ども・若者総合相談センター」や「地域若者サポートステーション」など青少年担当部局や福祉・労働担当部局などにつなぐことで、引き続き、社会的自立を促す支援をしていく必要がある」（25頁）と記している。2022・令和４年の『生徒指導要領』は、2016・平成28年の「教育機会確保法」第７条を根拠に、「教育支援センター」「不登校特例校」「フリースクール」などを「学びの場と」し、校長の判断により一定の条件をクリアーした場合には指導要録に出席扱いとして記載されるという（223頁より抜粋）。「不登校特例校」が、先述した「学びの多様化学校」である。

2022・令和４年の『生徒指導提要』は、様々な貴重な提言を行っている。

例えば、「学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自ら進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せる様に支援を行うことが求められている」（225頁）という。そのためは教員は、「本人の意向に即した支援につながるアセスメント」（224頁より要約）の視点を身に付けること、さらには人生選択としての多様な教育機会や教育資格獲得のための選択肢を提示することが求められている（225頁より要約）。

それを可能にするためには、2022・令和４年の『生徒指導提要』は、「教育相談体制の充実」、ホームルーム担任を孤独にさせないチーム（養護教諭・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター・SC・SSW等）学校としての機能の充実、「校種を超えての情報連携」（226-228頁より抜粋）が重要と記している。

そして2022・令和４年の『生徒指導提要』は、「早期発見課題対応」として「教職員の受診力の向上と情報共有」が重要と言い、「『ちょっとした変化』」や「行動・表情に気を配る」など「アンテナを高くしておく必要がある」とまで述べている（231-232頁より抜粋）。さらに興味深いのは、「ICTを活用した支援」である。オンラインにより学習を「一定のルールの下、出席扱いすること」もできるという（236頁）。2019・令和元年10月25日「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」の「別記２　不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00005.htm、2026

年７月10日アクセス最終検索確認日）において、「２　出席扱いの要件」について説明し、高等学校においては2009・平成21年３月31日「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育における単位認定について（通知）」（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2009/06/04/1260129_005_1.pdf、2026年７月10日アクセス最終検索確認日）で、上限はあるものの単位認定が可能となったとしている（236頁）。

このようにして、不登校生と生徒指導においても生徒の社会的自立を視野においた多様なニーズを理解した上で柔軟に多様な教育機会をとしての選択肢を提示する「包摂」としての教育活動が求められている。

おわりに

高校における不登校生徒の「特別の教育課程」と生徒指導という角度から、「生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」の基本的特質と支援の在り方について整理してきた。先にも述べたように、それは教職科目担当教員として、何を教えると「生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」を教授したことになるのか、教職課程履修生たちは、何を修得すればよいのかという問いに、今出せる当面の解答を示してみたい。

①高校、否教室には、「多様な特性」をもつ生徒がおり、彼等の特性は、個人内で複雑に絡み合っているという事実を認識できる力を養うこと。
②生徒をよく観察しようとする姿勢を持つこと。そして、観察を積み重ね、その可能な限りの客観的事実に基づきアセスメントをしようとする姿勢を持つこと。
③とくに、「不登校」には、様々な要因が考えられるため、その背後に何があるのかを仮説を持ちながら検証し、見極める力を養うこと。
④多種多様な「教育病理」現象と「特性」との関係を把握し、どう柔軟に対応すべきかを考え、割り切れない事象があることを自覚し、チームとして専門機関と連携することを厭わない力を養成すること。
⑤①～④を認識しつつ、柔軟な教育課程の編成、学習評価の方法の基本を理解し、例示し、実践できる力を養成すること。

以上のような教授内容が、教職課程には課されていることを把握することができた。

今後の課題としては、「特異な才能のある生徒」への視点から、「理解と包摂」の在り方について検討していきたいと考えている。

【引用・参考文献一覧】

・奈須正裕「多様な個性や特性を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方について」https://www.mext.go.jp/content/20250328-mext_kyoiku01-000041358_07.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
・関西大学名誉教授 松村暢隆「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援　Ⅱ才能が輝く個別最適な学びと協働的な学び」https://www.nits.go.jp/materials/intramural/files/123_001.pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
・聶蕙菁・山脇佳・榎井縁・王一瓊・大川ヘナン・山本晃輔・石川朝子「公教育における外国人生徒の排除と包摂５つの高校の比較調査から」「未来共創」 第10号（2023）、219-263頁、https://www.jstage.jst.go.jp/article/miraikyoso/10/0/10_219/_pdf、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。
・「内外教育」第7320号（2026/04/17号）「攻めの教育課程編成を◇多様性テーマのイベントで文科省室長」内外教育編集部　竹内瑞穂 https://edu-naigai.jiji.com/article/3108、2026年６月20日アクセス最終検索確認日。

註

（1）例えば、拙著（2009）『近代日本教育心理学における『教育病理』の系譜と心理・教育ジャーナリズム―雑誌『児童研究』の研究―』（平成20～23年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））（一般）中間報告書、課題番号：20530636、研究代表者：下山寿子）、拙著（2017）『近代日本における『教育病理学』の移入過程と心理・教育・精神医学ジャーナリズム』平成25～28年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））（一般）研究成果報告書、課題番号：25381037、研究代表者：下山寿子）等を参照。

4　「教育実習・事前指導（高校）」の教授構成に関する研究
－本学「教育実習・事前指導（2023年度）」を素材として－

下 山　寿 子

はじめに

下山寿子他（2020）『教育実習（学校体験活動）・介護等体験・教職実践演習』（高崎商科大学・以降「下山他2020」と記す）に、嘗て高崎商大学名誉教授・菅原亮芳は、「教育実習の意義：事前指導（意義・心構え・高校研究等）」（下山他2020、14-46頁／以降、「菅原2020」と記す）をしたためた。菅原は、本学教職課程を創設に主体的にかかわり、その後24年間にわたり本学教職課程を牽引した人物である。その菅原の研究に学びながら、これからの本学「教育実習・事前指導（高校）」の在り方を考えるヒントを得ることをねらいとしたい(1)。

1．菅原亮芳「教育実習の意義：事前指導（意義・心構え・高校研究等）」（下山他2020，14-46頁所収）を読む

（1）「研究姿勢の観点」と問いの重要性

「教職課程コアカリキュラム」（2017年・製本版）の「教育実習（学校体験活動）」・「（1）事前指導・事後指導に関する事項」に、本学の「教育実習・事前指導（高校）」を対応させたと菅原は言う（菅原2020、14頁）。

そこでは、「2．大学教職課程で実施する上での事前指導のエッセンス」として、仏教大学の小林隆教授に学びながら「研究姿勢の観点」、すなわち「実践上の研究自覚化観点」として、「A　専門的知識と実践との往還作業であること（教科専門性）、B　教職教養理論と実践との往還作業であること（教職専門性）、C　教育への情熱と適性を確認すること（教員適格性）の3点」を示し、「A＋Bは実践的指導力あるいは人間教養力となる。が、実践を通して、この実践上の研究自覚化観点の3点がバランスよく統合されることが重要である。教育実習では教生が成長したかどうかのメルクマールとなる」と記した（菅原2020、17-18頁）。

また、成蹊大学・木内剛教授による学び実践上の研究テーマや「問い」を持つことの重要性の指摘を踏まえて、「研究テーマは、①教えることについて、②人間理解について、③自分についての3点である」（菅原2020、18頁）と述べた。「教えること」、「人間理解」、「自分について」のぞれぞれに具体的な「問い」が示されている。何れも重要な「問い」であり、「教育実習・事前指導（高校）」を実施するなかで、履修生たちに伝えたいものである。

2．2023年度「教育実習・事前指導」の日程と内容

「1．菅原亮芳『教育実習の意義：事前指導（意義・心構え・高校研究等）』を読む」で記した指導内容は、2019から2020年度のものである。ここでは、その後の2023年度の内容について検討してみたい。

まず、日程である。日程は、拙著（2024）「教職履修生の『学び』の記録（教育実習を基盤とした『学び』の集大成＝教職実践演習／1．教育実習及び教職実践演習の現況」（48頁）に掲載してい

る（そちらも参照されたい）。そこでは「教育実習・事前指導」は、3年次9月後半から開始され、翌年の1月末15回実施し、4年次の4月後半から5月末まで6回となっている（もちろん「事後指導」は、11月に3回実施される）。都合21回の「事前指導」を実施している。教生は「教育実習の記録」を携え、事前指導の内容を記入する。その教授内容を以下に記す。

（1）オリエンテーション

①「教職課程履修生の集い」の告知、②各教育実習校の事前指導及び実習期間の確認、③教育実習訪問指導教員への提出書類（連絡票）の確認作業、④外部講師の招聘方について、⑤教員採用選考試験へのエントリーの方法について、⑥4年次の事前指導のスケジュールについて等。

（2）教育実習の目的・意義・内容

①実践学習としての教育実習、②教育実習とは実践的能力・倫理性基礎訓練、③体験ではなく実習、④実習とは専門的知識・教職教養を統合する実践的力量の基礎的形成、⑤教育実習の心構え、⑥教育実習生に強く求められていること等。

（3）HR活動・授業づくりの構成要素と手順と情報通信機器の活用と教材の提示

①教材作成、教材研究、学習指導基礎技術、②教科専門性と教職教養との融和等。

（4）HR活動・授業づくりの構成要素と手順と情報通信機器の活用と教材の提示

①HR経営案・学習指導案の作成とその方法等。

（5）教員の職務に関する服務（教育実習の心構え：遵守義務等）･･･外部講師：学校現職教員

（6）学校保健と安全教育･･･外部講師：学校現職教員

（7）学校運営組織と校務分掌等･･･外部講師：学校現職教員

（8）～（13）模擬授業と相互批評

①各単元を選択し、学習指導案・ワークシート・PPTスライドを作成し臨む、②台本を作成する者もいる、③実施された模擬授業に対して、相互批評を実施する等。

(14) 学校体験活動・学校インターンシップ

①概念、②意義、③研究上の課題等。

※冬期休業期間の年末年始に、「授業研究会・模擬授業合宿」を開催。本学教職課程卒業生の現職教員等も参加する。

(15) 模擬授業と相互批評

①各単元を選択し、学習指導案・ワークシート・PPTスライドを作成し臨む、②台本を作成する者もいる、③実施された模擬授業に対して、相互批評を実施する等。

(16) 生徒指導・生徒理解と清掃活動等

①生徒を理解する＝生徒を観察すること、②現在の高校生を知る。その上でどういう授業をするか、③何が生徒指導の問題なのかを観察する。例えば、何が良くて何が悪いのかを判断する力はどれくらいあるのか、それを見極めるなど、④生徒の中に入っていく。生徒とのコミュニケーションをとる上で、清掃活動は有効か等。

(17) 高校・生徒・教員と授業実習

①高校：実習校を知ろう・教育の特色を知ろう、②生徒：生徒を観察しよう・生徒の中に入り込もう、③教員：同僚性を発揮しよう・補助的役割を積極的にしよう、④授業実習：授業の構成要素（ⅰ．何を教えるか＝教育内容、ⅱ．何で教えるか＝教材、ⅲ．どのように教えるか＝教授行為、ⅳ．理解度のでこぼこ、すなわち学習者の理解について）等。

(18) HR担任としての役割と職務内容･･･外部講師：学校現職教員

(19) 特別活動・学校行事への取組･･･外部講師：学校現職教員

(20) 教育実習に向けての授業チェック

①実習への心構え（自分を信じる／実習校の指導の先生に従う／「自分らしく」）、②教育実習直前チェック『教育実習の記録』（3－5頁参照）、③事前準備、④教育実習日誌の書き方等。

(21) 直前オリエンテーション

①教育実習に向けての仮説の確認、②持ち物の確認等。

以上のように、手前味噌とは思うが、21回きめ細かい指導が実施されていると考えている。加えて年末年始に模擬授業合宿を行っている点は高く評価されるべきであろう。この模擬授業合宿には、本学教職課程で学び教員になった先輩たちがたくさん蝟集し指導に当たっている。

ところで、「心構え：事前指導において教生たちがチェックすべき基本的確認事項」として、「以下の諸点を確認して教育実習に向かわなければならない。本学の場合は各年度『教職課程履修の手引き』の『はじめに　2．教師を希望する学生に考へてほしい10ヶ条』と『教育実習の記録』の『実習上の諸注意』（9－11頁）という項目があるので、以下の諸点と併行して確認しておく必要があるので敢えて再録する」（菅原2020、38頁）とし、解説を加えつつ整理している。ここではそれらを引用し、2020年度以降の状況の変化に呼応させ、筆者・下山が補足した箇所を［**補足**］として掲げたい。

①教育実習校から「受入決定通知」は得ているのか

本学の場合は、第3学年次実習校との交渉（4～9月）を行い内諾をいただくようにしている。きちんと「受入通知書」は12月頃に届くのでその確認をする必要がある。

そして9月ころには教育実習事前指導を行うようにしている。

［**補足**］第3学年次実習校との交渉は4月に行い内諾をいただくようにしている。「受け入れ通知」は教育実習校の受け入れ時期によって異なっている。近年では4年次の秋に実習を受け入れる高校がある。9月後半から事前指導を開始している。

②実習校からの事前指導を受けたか

事前指導で大切なことは何か。まず実習校からの事前指導である。何といっても実習校からの実習直前事前指導が最も重要となる。

特に実習開始の一ヶ月前の事前指導は重要である。なぜか、第1回目の事前指導においては教壇実習の範囲や担当ホームルームが決定するからである。

実習校の指導教諭は、教科書、教材、学習指導案（略案か、精案、細案か）の作成などについて細かな指導を行う。校長、教頭先生は実習中の心構え、「守秘義務」等の遵守事項の確認、部活動の参加、出勤時間、出勤簿への捺印、車通勤の有無、服装などの確認を行う。

続いて、直前第2回事前指導がある。そこでは時間割に基づいた担当単元の決定が行われるだけでなく、授業観察と教壇実習の日取りが確定する。しかし、この時点では研究授業の日程は確定されない場合が多い。

［**補足**］この点は学生の不利益にならないようにしっかりと指導している。

②（ママ）何週間実習するのかをわかっているのか。

教生は2週間の実習であることを自覚することが肝要である。

［**補足**］事前指導で実習校の実習担当の先生に期間を聞かれることがあるので、前もって確認をしている。

③教員免許状取得のための単位は取れているのか

教科に関する科目、教職に関する科目の単位などが取れているのかを確認する必要である。

［**補足**］教科「情報」の教育職員免許状取得が可能になってから、教科科目の履修が変則になったので勘違いしないように指導している。

④教育実習に行くための許可単位は取っているのか

この科目の単位を取得していないと教育実習にいけない場合があるので注意が必要である。この縛りは厳しいものがある。本学の場合は「教育原理」「学校の制度」「学習・発達論」「教育相談の理論と方法」「生徒・進路指導論」「教育方法論」「特別活動の指導法」「商業科教育法Ⅰ・Ⅱ」である。確認が必要である。

［**補足**］各学年の履修カルテ記入時に履修状況を確認するよう促しているが、とりわけ3年次の終わり、4年次のはじめには、履修状況のチェックを事務局と協働で行い、学生の履修指導を行っている。

⑤観察→参加→授業とそれぞれの実習プロセスがあることをわかっているのか

2017年制定の「教職課程コアカリキュラム」は、「教育実習（学校体験活動）」の「（２）観察及び参加並に教育実習校の理解に関する事項」の「一般目標」において「幼児、児童及び生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校（園）の幼児、指導又は生徒の実態とこれを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する」と記している。

同コアカリキュラムの全体目標は「教育実習は、観察・参加・実習という方法」を通して「学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける」ことであることを認識しておく必要がある。

教育実習の方法は「観察・参加・実習」であることを肝に銘じておく必要がある。

［**補足**］この点は、事前指導で自覚的に指導する必要があると考えている。

⑥研究授業と事後検討会があるのはわかっているのか

研究授業終了後に事後検討会すなわち授業研究会が行われる。このレッスン・スタディは「学び続ける教員」の素地を形成する。現職の先生方に否定されたと考えるのではなく何ができていて、何ができていないのかをチェックする有意義な機会と捉えて欲しい。

⑦研究授業に日時を事務局とゼミ担の先生に連絡することを確認しているか

一人一人の先生方は授業がいのちと考えている。その先生方のお授業を拝見させていただくときに礼を尽くすのは当然の振る舞いである。

⑧教育実習記録の書き方

記録は指導の先生にご教示を仰ぎ提出方法などを伺わねばならない。しかし、それ以上に毎日書くことが原則である。今日は何があり、何をしたのかという教育実習活動の事実と課題発見と方策と実践というサイクルを記録しておくことは成長しようとする教師にとっては不可欠な作業である。

［**補足**］記録は箇条書きにならないように、文章にして書くように指導している。

⑨マナー（電話のかけ方、実習校訪問時と帰りの姿勢など）

電話のかけ方の勘所は、手帳を持つこと、テキパキと手短に終わらせること、確認すること（復唱）、挨拶と御礼を申し上げること。とくに「失礼します」という言葉は大切である。

［**補足**］テンプレートなどを用意して練習も重ねている。

⑩ 服務規律について

授業で習った地方公務員法第30～37条、教育公務員特例法第18条を熟知しておかねばならない。

［**補足**］遵守すべき義務には厳しく指導している。

⑪言葉遣いについて

尊敬語や謙譲語を適切に使えるように日頃より鍛錬しておくこと。人権に配慮した言葉遣いをすることが大切である。

⑫服装について

事前指導にジャージ、サンダル姿で行く人はいないと思うが気をつけること。スーツに白いワイシャツにネクタイが良い。

［**補足**］髪の色にはとりわけ注意を向けている。

⑬「挨・詫び・御礼・報・連・相」を忘れずに

挨拶、お詫び、御礼に加え「ホー・レン・ソウ」が大切である。勝手に自分の判断で動かないこと。指導教諭の指示を待つこと。

⑭通勤方法の確認

車通勤の有無を確認すること。

⑮実習室控え室の利用の仕方と掃除

教生は整理整頓をすることが何より大切である。実習控え室で歌を歌ったり、ゲームは論外である。また大きな声で電話をするのも禁物である。

⑯昼食の摂り方について

指導教諭の指示を待つこと。給食費が発生することがあるので注意をして欲しい。

⑰持ち物について

学校の備品を借りることはもってのほかである。大きな筆箱に必要なものは入れてゆくこと肝心である。

⑱健康管理は自己管理能力

緊張でお腹が痛くなったりしないように、暴飲暴食は避けること。

⑲厳禁事項を厳守

守秘義務は絶対です。

［**補足**］テクノロジーの発展と個人情報・情報セキュリティと守秘義務との関係を考える授業をしている。

⑳教職員との接し方を学ぶ

会釈を忘れずに、誠実に謙虚に学ぶこと。

［**補足**］社会性・対人関係能力の育成という観点から教授している。

㉑生徒との接し方を学ぶ

顔と名前を早く覚えること。ツイッター、ラインのアドレス交換をはしないこと。生徒にも敬語で接すること。感情的に接しないこと。生徒には公平に接すること。生徒の安全を第一に考えること。

［**補足**］生徒の中に入り、適切な距離を取って指導することの意味を考えさせている。

㉒実習生の一日はどうなっているのか

イメージを形成すること。出勤前、出勤、職員会議、SHR、授業、教材研究、休み時間、お昼、清掃活動、帰りの SHR、放課後、部活、退勤。

［**補足**］イメージトレーニング大切と考えている。

㉓留意点

途中で無断で実習を放棄した場合は実習中止になる場合がある。

［**補足**］そのような経験は今までは無かったが、万が一そうなった場合の対応策を考えている。

（菅原2020、38-43頁より。筆者が［補足］修正しつつ作成した。）

以上のように、2020年度以降の状況の変化にあわせ2023年度は改善している。

おわりに

ここでは、菅原（2020）「教育実習の意義：事前指導（意義・心構え・高校研究等）」をあらためて読み、2023年度に計画し実施した内容を点検してみた。

結果は、概ね良好なプログラムといいたい。しかし、課題も残されている。第 1 には、観察実習の観点と記録の取り方についてもう少し積極的に教授すべきこと。第 2 には、学級・ホームルーム経営すなわち担任の役割と職務内容について（もちろん現職の教員のご講義をいただているが）、教育心理学等の知見をさらに教授内容として加える必要があること。

これらの点を課題として自覚化し、そのための改善策として想定できる事項としては、①学習理

論の学びと授業での検証、②学級経営における教育心理学的考察を繰り返すこと、③生徒理解・生徒支援につなげて研究課題を提示できるところまでレベルを上げることなどが必要があろう。

他方、「教職課程コアカリキュラム」は、「教育実習」は「教育実践ならびに教育実践研究の基礎的能力と態度を身に付け」させよと言う。この言葉の意味を、今一度考察する必要があろう。それは、教育実習に行く前に「問い」を立て、「研究テーマ」をかかげ、そして「仮説」を持ち、検証する場としての教育実習の意味を再確認することの必要性を示唆しているのではないだろうか。

その意味では、菅原テーゼは現在も踏襲すべき事項かもしれない。が、しかし、菅原テーゼにも限界がある。それはテクノロジーの発展とそれへの対応である。「生成 AI」の活用と注意点である。いまや個人が購入した PC で授業を展開できる時代である。この点への配慮は欠かせないであろう。それを教授内容に加えた構成にしなければないと考えている。

【引用・参考文献リスト】

①柴田義松・木内剛編著（2004）『教育実習ハンドブック』学文社。
②柴田義松・木内剛編著（2011）『教育実習ハンドブック〔改訂版〕』学文社。
③柴田義松・木内剛編著（2012）『教育実習ハンドブック〔増補版〕』学文社。
④次世代教員養成研究会編（2016）『次世代教員養成のための教育実習』学文社。
⑤永添祥多他（2017）『高等学校教育実習ハンドブック』風間書房。
⑥土井進（2017）『テキスト中等教育実習「事前・事後指導」教育実習で成長するために』ジダイ社。
⑦筒井美紀・遠藤野ゆり編（2017）『ベストをつくす教育実習』有斐閣。
⑧小林隆・森田真樹編著（2018）『教育実習・学校体験活動』ミネルヴァ書房。
⑨小林隆・森田真樹編著（2021）『教育実習・学校体験活動』ミネルヴァ書房。
⑩櫻井眞治他編著（2022）『教育実習論』ミネルヴァ書房。
⑪三田部勇他編著（2023）『教育実習』ミネルヴァ書房。
⑫下山寿子・菅原亮芳・簗雅之（2020）『教育実習（学校体験活動）・介護等体験・教職実践演習』高崎商科大学。
⑬菅原亮芳・下山寿子編著（2024）『2023年度　高崎商科大学教職研究年報（後期号）』高崎商科大学。

註

（1）本稿では、菅原先生の引用が長くなるがご本人の許諾を得ている。また菅原先生は、ここに書いた内容は下山と議論を重ねた成果を文字化したに過ぎないともおっしゃってくださった。ここにあらためて感謝申し上げたい。

5　学級・HR担任の役割・職務内容理解と教育実習の実相と研究課題
－2023年度の本学教育実習生の記録を素材として－

下 山　寿 子

はじめに

ここでの問いは、「何を教えると『学級・HR担任の役割と職務内容』を学んだことになるのか」である。今回は、教職課程履修生とりわけ教育実習を目前にした第3・4学年の学生たちへの授業内容を、学級・HR活動に関する教育心理学や教育学の学問的知見を、教育実践者の経験的知見に組み入れることをめざし、上記の問いにこたえてみたい。そのような作業の上で、本学教職課程での「教育実習・事前指導」の教授内容の構成における課題と改善も示してみたい。

1．教育心理学から見た知っておきたい学級・HR経営の知見とキーワード
―教育心理学入門概論書と教育学及び心理学関係辞典・事典等所収の関係キーワードを引用しつつ―

（1）「集団の凝集性」

「集団の凝集性」について本多潤子は、「ある集団がその成員を引きつけて、その集団から離れることへの抵抗を感じさせる心理的な力」と概念化している（黒田2016、126頁）。その利点について渡部雪子は、「（1）団結力が強くお互いが協力し合う傾向」があり、「（2）お互いに好意的」であることだという（濱口2018、149頁）。本多や渡部の指摘からわかることは、ある集団への親和性の強弱が集団の団結力を高める機能のことを指していると解釈できる。

しかし、欠点もあるという。渡部は集団には規範が生まれ、暗黙の内にその規範に従わなければならないのではないかという空気が生まれる傾向があるという（濱口2018、150頁）。それを本多は「組織風土」・「学級風土」と呼ばれるといい、またクラスで何かを達成するときその目標に向かって達成欲求としての意欲と志、すなわち「モラール（志気）」が登場するという（黒田2016、126頁より抜粋）。

これら研究から学ぶことは、如何によい「クラスの風土」を醸成していくかが学級・HR担任の、また副担任の役割となるということであろう。かつて大分県生まれの小学校教師（船越1995、59頁より抜粋）・澤正は「級風」という言葉を使い、「学級経営の意義」は「級風の善良を期すべきこと」として「級風は教師の人格を中心とし、児童の総合的人格を周囲として何等か特殊の風を有するもの呈するものである」と述べている（澤1912、9－10頁）。

まさしく本多の言う「学級風土」とは澤の言う「級風」を指していよう。

（2）学級・HR集団を考える上でのいくつかのキーワード

①モデリング

森昭はコリンズらの研究を「認知的徒弟制」として位置づけ、そのステージを4段階に整理し、第一段階としてのモデリングについて「教師が模範を示し、学習者はそれを観察する学習」と定義した（森2011、12頁）。一方、先の渡部は、心理学者「バンデューラ（A.Bandura）の社会的学習理論の中核」概念と紹介しつつ、「学習者に直接経験や外部からの強化がなくても、他者の行動を観察することによって、行動（中略）を学習すること」と記した（濱口2018、151頁）。さらに、辰野は、「モデルの行動を観察することによって、観察者の行動の中に新しい反応パターンを取り入れたり、

すでに存在している反応レパートリーが修正あるいは消去されること」とあり、またその逆もあるという（辰野1989、381頁）。

②社会化

先の本多は、「教師や同年齢の仲間とともに活動することによって、社会的規範や人間関係の技術など」を学ぶ過程としている（黒田2016、127頁）。森は、「社会化とは社会の規範や自己の内部に取り入れる過程」と述べている（森2011、116頁）。また渡部は、「個人が所属する社会（中略）の習慣・知識・価値・言語・道徳観などを獲得していく過程」と書いている（濱口2018、151頁）。さらに木下芳子は、「個人がその社会のメンバーとなるための知識、技能、傾性などを習得していく過程」と記している（寺﨑2011、161頁）。

③光背効果（後光効果・ハロー効果）

辰野によれば、「ある人の優れた（または劣った）特徴が目立つと、その人の他の側面まで優れたもの（また劣ったもの）と見なす傾向」と記している（辰野1989、129頁）。藤澤は、「特定の側面が良いとすべての側を肯定し、特定の側面が良くないとすべての側面を否定的に評価してしまう傾向」と述べている（藤澤2021、87頁）。

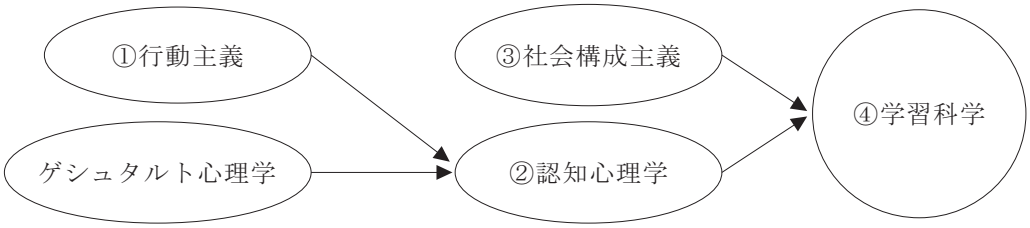
④ピグマリオン効果

藤澤は、「相手に対して無意識の期待をもつと、知らない間に相手に伝わり、相手に期待に添うような変化を誘発する現象」とした（藤澤2021、87頁）。辰野は、「教師がある児童・生徒に特定の期待をもって接していると、その児童・生徒は教師の期待する方向に伸びていくという現象。教師期待効果ともいう」と述べている（辰野1989、337-338頁）。

⑤学習理論

心理学者・森敏昭は学習理論の系譜を以下のように図にして整理した。

図１　森敏昭作成　学習理論の系譜



（森敏昭他共著2011、15頁より作成、ナンバリングは筆者が付した。）

森は①行動主義の心理学は、すなわち「経験の結果として生ずる比較的永続的な行動の変化」（森2011、３頁）、②認知心理学（認知理論）は、すなわち「新しい知識を獲得し、初心者が熟達者になる過程」（森2011、８頁）、③社会構成主義は、すなわち「知識は他者から受動的に与えられそして④学習科学は、すなわち「知識獲得モデル」に対して「知識創造モデル」（森2011、13頁）、「教育実践の現実なかで発掘した問題を科学的な分析・吟味・理論化し、それを再び教育実践の現実に還元するという絶えざる知の往還作業」（森2011、14頁）と解説した（森敏昭（2011）『学習心理学』培風館、５-20頁）。

さらに森は学習科学としての学習理論は1980年代後半から注目されるようになるという。そして森は学習科学は「学校での学習が学校外での学習に転移」し「研究者との双方向コミュニケーションを可能にし」、「『コンピュータ支援による協調学習：CSCL』のような新しい学習環境」を、そし

て「新たな学習コミュニティが形成されようとしている」と述べている（森敏昭2011、13頁，19頁）。

他方、認知科学者・益川 弘如は「学ぶ力を引き出し高める『学習科学』という学問分野」という一文を公衆配信し「教育界では、二項対立的な議論が常に絶えず、分断的に位置づけられたり、片方が重視されると片方が軽視されたりするような、『振り子』のように振れ続けな、『振り子』のように振れ続ける歴史を繰り返しています」と指摘した。

ここで益川がいう二項対立項目とは、

「答えのある課題と答えのない課題、
個別最適な学びと協働的な学び、
コンテンツ中心とコンピテンシー中心、
ドリル学習と発見学習、
基礎基本の学習と応用発展の学習、
教科の学習と教科を超えた学習。」

であると記している（筆者が少し形式を変えて引用した）。

そして益川は、「教育の二項対立的な議論を超え、私たちはどのように『人の学び』を捉えて、いかなる教育を実現していくことが」希求されていると主張している（出典：学ぶ力を引き出し高める「学習科学」という学問分野｜2023年５月号｜先端教育オ　学ぶ力を引き出し高める「学習科学」という学問分野・益川 弘如（聖心女子大学 現代教養学部教育学科 教授）・2023年５月号 https://www.sentankyo.jp/articles/96110804-be68-45c3-a781-6232cc8d4d34　2026年８月20日　アクセス　最終検索確認日）。

森の指摘といい、益川の主張は一考の価値がある。つまり筆者の言葉で言えば、生徒のための、生徒の育つ学びとは何か、学習環境とは何か、教師の役割はという「学ぶ者の側からの教育創生」が求められる学習理論に到達していることを意味していよう。

しかし、上の森が図に整理した学習理論は、場によって重なり合い乍ら使用されるものであり、この学習理論が正しいというものでもなかろう。

生徒にとって、生徒の成長・発達にとってどの理論が有効かを実践して研究するためのツールとしての理論という認識でいる必要があるし、この理論は学習指導のみならず、生徒指導、学級指導に生かされるものと考えるのである。

森敏昭他共著（2011）『学習心理学』培風館

以上の①～⑤までの知見は、学級・HR経営を考えるとき、学級・HR担任が常に考え、自覚化して運営に当たる必要があると考えるものである。

２．学級・HR経営に関連する各法律・法令

法律・法令は、どのように学級・HR経営を規定しているのだろうか。以下に整理してみよう。

①平成十八年法律第百二十号　教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正
（https://laws.e-gov.go.jp/law/418AC0000000120　2026年７月10日アクセス最終検索確認日）

「同法第６条（学校教育）２」は、「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」規定している。すなわち生徒の学校生活規律の遵守と学習意欲と志の喚起を示した。

②昭和三十六年法律第百八十八号「公立高等学の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
（https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000188　2026年７月10日アクセス　最終検索確認日）

「同法第四章第六条」は、以下のように規定している。

第四章　公立の高等学校等の学級編制の標準

（学級編制の標準）

第六条　公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）の全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、四十人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

このように、一学級の生徒数を40人を標準としている。

③平成十六年文部科学省令第二十号「高等学校設置基準」

（ttps://laws.e-gov.go.jp/law/416M60000080020　2026年７月10日アクセス　最終検索確認日）

同基準は、

第三章　編制

（授業を受ける生徒数）

第七条　同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

ここでは、一学級の生徒数を40人以下としている。少なくとも１クラス、生徒40人程度をクラスマネージメントするのが担任であり、副担任である（本図2023、124-125頁を参考とした）。

３．学習指導要領上の位置づけ（目標・内容・方法）

学習指導要領上、学級活動やHR活動はどのように記述されているのだろうか。以下に列挙してみよう。

①「高等学校学習指導要領（平成30年）告示　平成30年７月告示」

（https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf　2026年７月10日アクセス最終検索確認日）、「第３章各活動・学校行事のも区表と内容」（479頁）

同学習指導要領「第５章」「第１『目標』」では、次のように示している。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

（１）多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

（２）集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

（３）自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

②「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説　特別活動編　平成30年７月告示」

（https://www.mext.go.jp/content/1407196_22_1_1_2.pdf　2026年７月10日アクセス最終検索確認日）

同解説「第5章特別活動」は、「第5章第2の〔ホームルーム活動〕の2」「内容」では次のように示している。

（1）ホームルームや学校における生活づくりへの参画

ア　ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ　ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

ウ　学校における多様な集団の生活の向上

生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合って決めること。

（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア　自他の個性の理解と尊重

よりよい人間関係の形成自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

イ　男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

ウ　国際理解と国際交流の推進

我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとすること。

エ　青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとすること。

オ　生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

ア　学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

イ　主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用

自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。

ウ　社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

エ　主体的な進路の選択決定と将来設計

適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、目標をもって、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

（40-41頁）

これらの記述からわかるように、周知のことではあるが、学級・HR活動においては、「集団」がキーワードとなる。集団のなかで、如何に自己を生かすかが課題となる。

他方、高校の場合は、HR担任（中には副担がいる場合がある）と教科担任に分かれて教育実習

生を指導する。時には、教生もSHRやLHRや個人面談や呼び出し面談など重要な関わりをもつ時間もあろうかと思うが、その面談等の場合は個人的な情報が含まれることもあるので、「守秘義務」(「地方公務員法」第34条）を徹底する必要がある。

4．学級・HR担任は何をするのか

学級・HR担任は何をする人か。

表1は、「本図2023、126頁」に所収された学級（ホームルーム）担任の仕事である。以下のように整理され一覧化されている。

表1　「本図2023、126頁」にみる学級（ホームルーム）担任の仕事の整理一覧

（ナンバリングは筆者が付した）

1．○学級目標等の設定、学級経営案の作成	6．○学級の組織づくり（生活集団・学習集団）
2．○学習指導（各教科・道徳・学級活動等）	7．○生徒指導（教育相談・進路指導・日常の指導等）
3．○好ましい人間関係や個の居場所づくり	8．○児童生徒による活動の支援
4．○教室環境の整備（安全・快適さ・掲示物）	9．○各種学級事務、資料や記録の蓄積
5．○他の教職員との連携・情報共有	10．○保護者の連携、助言

（出典：「本図2023、126頁」より作成）

この10項目を眺めてみると、一つの会社組織の経営者のような仕事を学級・HR担任は担っていることがわかる。

次に、かつて筆者は概説入門書（下記のA～C）を資料として、文献の著者たちが大切にしている学級・HR活動のキーワードを抜き取り整理し、表を作成した。今回はその表に若干の補筆修正を加えた。

A．柴田義松・木内剛編著（2011）『教育実習ハンドブック〔増補版〕』（学文社）
B．土井進（2017）『テキスト中等教育実習「事前・事後指導」教育実習で成長するために』（ジダイ社）
C．小林隆・森田真樹編著（2018）『教育実習・学校体験活動』（ミネルヴァ書房）

表2　3つの概説入門書が語る学級・HR活動の内容

A．柴田義松・木内剛編著（2011）『教育実習ハンドブック〔増補版〕』（学文社）	B．土井進（2017）『テキスト中等教育実習「事前・事後指導」教育実習で成長するために』（ジダイ社）	C．小林隆・森田真樹編著（2018）『教育実習・学校体験活動』（ミネルヴァ書房）
学級会（ホームルーム） 係 委員会 教科係 当番活動 班活動 清掃 生徒会 学校行事	学年経営と学級経営 生徒の名前を覚える 学級の雰囲気 生徒どうしの関係 生徒の学習意欲 教室環境 保護者との連携 事務（出席簿、金銭出納の処理等） 日直 係 清掃指導	学年会 所属感 安心感 支持的風土 「授業を通じた学級経営」と「授業外の学級営」 「条件整備」か「人間関係づくりか」 授業外とは休み時間・清掃時間

（初出は、「下山2020、112－113頁」より作成）

表のキーワードからわかるように、教員は、学問し、教え、環境を整備し、同僚との関係を密にして、生徒指導・進路指導・教育相談、そして事務もこなし、保護者や地域とも連携する。スーパーマン的な仕事ぶりである。プライオリティを付けた仕事の仕方ができなければ、パンクしてしまいそうである。メンタルヘルス問題を引き起こさないようにするためには、どのような対処方法があるのだろうか。課題である。

5．教育実習の入門概説書にみる教育実習のエッセンス

何を教えると、「教育実習」に関する内容を教えたことになるのだろうか。

下記の教育実習入門概説書に焦点づけてみたい。文献Ａ群は、「教職課程コアカリキュラム」（2017年11月17日製本版）発行以前の中等学校教員を主な読者対象としたもの、文献Ｂ群は、「教職課程コアカリキュラム」発行以後の初等・中等教員を読者対象として含んだものをピックアップした。以下の通りである。

文献Ａ群「教職課程コアカリキュラム」（2017年11月17日製本版）発行以前

①柴田義松・木内剛編著（2004）『教育実習ハンドブック』学文社。

②柴田義松・木内剛編著（2011）『教育実習ハンドブック〔改訂版〕』学文社。

③柴田義松・木内剛編著（2012）『教育実習ハンドブック〔増補版〕』学文社。

④次世代教員養成研究会編（2016）『次世代教員養成のための教育実習』学文社。

⑤永添祥多他（2017）『高等学校教育実習ハンドブック』風間書房。

⑥土井進（2017）『テキスト中等教育実習「事前・事後指導」教育実習で成長するために』ジダイ社。

⑦筒井美紀・遠藤野ゆり編（2017）『ベストをつくす教育実習』有斐閣。

文献Ｂ群「教職課程コアカリキュラム」発行以後

⑧小林隆・森田真樹編著（2018）『教育実習・学校体験活動』ミネルヴァ書房。

⑨小林隆・森田真樹編著（2021）『教育実習・学校体験活動』ミネルヴァ書房。

⑩櫻井眞治他編著（2022）『教育実習論』ミネルヴァ書房。

⑪三田部勇他編著（2023）『教育実習』ミネルヴァ書房。

これらの文献のうち、文献Ａ群として④⑤⑥、文献Ｂ群として⑨⑩⑪の目次を一覧化し比較してみたい。

表３　教職教育の入門概説書の目次一覧

Category	文献番号と刊行年	目次の構成
文献Ａ群 「教職課程コアカリキュラム」発行以前	④ 2012	はしがき 第１章　教育実習の意義と課題 第２章　学校の教育課程編成の工夫とその見方 第３章　最近の生徒の理解と指導 第４章　授業観察の視点と方法 第５章　授業づくりの方法と準備 第６章　教科外指導の観察と参加 第７章　事後学習と研究レポートの作成 第８章　学校の運営・教職員と近年の動き 第９章　教職実践演習 資料

	⑤ 2017	はじめに 第１章　教育実習の目的と意義 第２章　高等学校の推移と課題 第３章　高等学校教員に求められる資質・能力 第４章　現在の高校生の理解と指導 第５章　高等学校現場の理由 第６章　教育実習の実際
	⑥ 2017	はじめに Ⅰ部　事前指導 １.「中等教育実習」を受ける前の準備 ２. 教育実習生としての基本姿勢・心構え Ⅱ部　教育実習 ３. 教育実習のスタート ４. 第１週「観察実習」の学びと学校経営・学級経営 ５. 第２週「参加実習」の学びと生徒指導 ６. 第３週「教育実習」の学びと授業のふり返り ７. 道徳・総合的な学習の時間・特別活動の学習指導案づくり ８.「研究授業」と授業研究会、実習最終日のあいさつ Ⅲ部　事後指導 ９. 教育実習事後指導－教育実習で何を学んだか－ おわりに
文献Ｂ群 「教職課程コアカリキュラム」発行以後	⑨ 2021	はじめに 第１章　教育実習の意義、目的と内容 第２章　教育実習にあたって－事前指導 第３章　教育実習の実際（１）－観察・参加実習 第４章　教育実習の実際（２）－授業実習 第５章　教育実習を振り返って－事後指導と評価 第６章　（略） 第７章　（略） 第８章　（略） 第９章　高等学校教育実習の特質 第10章　（略） 第11章　介護等体験 第12章　学校インターンシップ参加学生のキャリア意識 第13章　教職実践演習 索引
	⑩ 2022	まえがき 序章　　教育実習とは 第１部　理論と事前学習 第１章　教育実習の全体像 第２章　教科指導と教育実習 第３章　教科外・その他の指導 第４章　教育実習のまとめ・評価・振り返り 第２部　教育実習の実際 第５章　教育実習事前準備－実習校の子どもたちと実習生の姿－ 第６章　実習受け入れ校の現状を知る－現校長からのメッセージ－ 第７章　教育実習校での指導と学生の成長・課題 第３部　危機管理

		第８章　危機管理と教育実習 第９章　教育実習生を支える－諸機関と連携したメンタルヘルス支援－ 第４部　教育実習の高度化 第10章　複層型の実習制度と副免許実習 第11章　教職大学院における実習 索引
	⑪ 2023	はじめに 第１章　教育実習とは何か 第２章　教育実習前に学校現場を体験しよう 第３章　教育実習の前に準備しておくこと 第４章　介護等体験の前に心得ておくこと 第５章　教育実習の直前に準備しておくこと 第６章　教育実習の実際 第７章　学級経営に参加するために 第８章　教科指導の体験のために 第９章　（略） 第10章　（略） 第11章　高等学校の学習指導案 第12章　教科外指導の体験のために 第13章　学校運営と安全管理 第14章　教育実習終了時とその直後にするべきこと 第15章　事後指導への参加 第16章　教職実践演習への参加 巻末資料 索引

※高等学校以外の章の目次は省略した。

表３から、どのような特色と変化を見ることができるのだろうか。

第１には、学級・HR 経営に関する独立項目を設けている文献は少ない。今回の調査では文献⑪のみであった。そこには「第７章　学級経営に参加するために」として実習中での教生による「生徒理解」と「個人情報の保護」の重要性を指摘している（文献⑪、67-70頁より抜粋）。第２には、「危機管理」「安全管理」という項目が登場するのは文献群 B である。文献⑩と⑪がそれであり、文献⑩の危機管理すなわち感染症・事故・ハラスメントなど、特に「教育実習・情報管理・守秘義務チェックリスト」（文献⑩、164頁）はとても参考になる。さらに文献⑩では、実習生のメンタルヘルス問題に言及している。とくに、執筆者・大森美湖（東京学芸大学保健管理センター）氏の「東京学芸大学のメンタルヘルス支援の取り組み」（文献⑩、177-182頁）は興味深い。第３には、文献群 B 文献⑨には、学校インターンシップについての指摘がある。学校体験活動についてはまだまだ議論の余地があろう。義務校では可能であっても高校段階では難しいという現実もあるように思われる。

いずれにしても、「教職課程コアカリキュラム」発行以後に設けられた、「危機管理」、「安全管理」、そして「学校インターンシップ」については注視する必要がある。

６．2023年度の教生たちはどのような HR 担任の役割と職務内容を学んだのだろうか

2023年度の教育実習終了教生は12人である。彼らはどのように HR 担任の役割と職務内容を学んだのだろうか。その結果を一覧化したものが表４である。

表 4　HR 担任の役割と職務内容で学んだことの一覧

	SHR・LHR担当の有無	生徒会活動への参加の有無	学校行事への参加の有無	補助的行役割と職務内容について（概要要約）
A	SHR を担当。	無	無	連絡事項を正確に伝えること／プリントの配布／清掃。
B	SHR を担当。	無	体育祭	出席確認／連絡事項／回収物の処理／配布物の配布／学級日誌の記入／伝えることの確認／マナーアップ講座開催の準備と生徒の行動観察／清掃。
C	SHR・LHR を担当。	無	無	朝読書の監督／出席簿管理／健康記録表への記入／配布物の準備／授業の補助指導／掲示物の張り出しと説明／連絡事項の伝達／清掃／校外学習。
D	SHR を担当。	無	無	プリント配布／机間支援／伝えるべき内容の確認／清掃。
E	SHR・LHR を担当。	無	無	配布物の確認／学級日誌の記入／生徒の行動観察／伝達事項の確認／提出物の確認／文化祭の出し物の内容と進捗状況の確認／清掃。
F	SHR を担当。	無	無	出欠確認／検温確認／連絡事項の伝達／学級日誌への記入／生徒の行動観察／机間支援／補助指導／指導教諭との情報共有／清掃。
G	SHR を担当。	無	無	連絡事項・配布物の確認／出席簿や学級日誌の確認／机間支援／適宜補助指導／放課後の補習／清掃。
H	SHR を担当。	無	無	連絡事項・配布物の確認／出席簿や学級日誌の確認／清掃
I	SHR を担当。	無	無	伝達事項の確認／掲示物の貼り付け／「今日の一言」時間の設定／清掃
J	SHR を担当。	無	無	連絡事項・配布物の確認／出席簿の確認／「記録を残すこと」／清掃。
K	SHR を担当。	無	無	連絡事項確認／提出物の回収／「気になるニュース」すなわち「新聞の内容の要約」／清掃。
L	SHR を担当。	無	無	連絡事項の確認／出席簿や学級日誌の確認／机間支援／適宜補助指導／清掃。

（菅原・下山2024、50-91頁より要約抜粋）

まず、HR 担任の役割と職務内容という観点から「教職課程コアカリキュラム」を眺めてみたい。とりわけ「教育実習（学校体験活動）」の全体目標としては、「指導教員のもとで体験を積み」、「教育実践（中略）の基礎的な能力と態度を身に付ける」と記してある。そして HR 担任の役割と職務内容については、「教育実習」「（2）到達目標 4）」の「学級担任（中略）の補助的な役割を担う」と「（3－1）到達目標 3）」の「学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している」となっている（「平成29年11月17日教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会『教職課程コアカリキュラム』製本版29頁・「教職課程コアカリキュラム（令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定）」https://www.mext.go.jp/content/20230821-mxt_kyoikujinzai01-000031486_1.pdf　2026年 7 月27日アクセス最終検索確認日）。

この観点から表 4 を見ると、以下のようないくつかの特徴を抽出することができる。

第 1 には教生は、SHR を主に担当していること。第 2 には、LHR を担当した場合には、進路学習の一端を担っていること。第 3 には職務内容の主なものに、①連絡事項の伝達、②出欠席管理、③提出物の回収、④学級日誌の確認があること。そして第 4 には、「補助的な役割」として、①プリ

ント類の把握、②机間支援と適宜補助指導となるように見受けられる。

「事前指導」時には、これらの役割と職務内容を担うことを自覚化させ、その内容から何を学んだのかを「教職実践演習」や「事後指導」に生かしてゆきたい。

おわりに

「はじめに」で掲げた「何を教えると『HR担任の役割と職務内容』を学んだことになるのか」に回答を求めるとすると、現状では上述の表1と2が掲げる職務内容までは到達してはいないのかもしれない。しかし「教職課程コアカリキュラム」で要求している内容については、教生たちはほぼ実施に経験し、理解していると読み解くことができよう。

当面の課題としては、「学級・ホームルーム経営指導案」の作成が必要であると考えている。この作成を通して、教育心理学・「学習・発達」研究の知見や、表1と2が提供する学級・HR経営に関する内容を学ぶことができるのではないだろうか。この作業は、「教育実践演習」の教授内容に引き継がれることになろう。

ところで、学級・HR経営について教育学者・神野健は、学校生活を安心・安全にするためには危機管理意識を高めることが喫緊の課題の一つであると力説し、「危機対応の基本姿勢には、学校教育現場で浸透している『さ・し・す・せ・そ』」があると、以下のように紹介している。

「さ」は最悪の事態を想定して、
「し」は慎重に、
「す」は速やかに、
「せ」は誠意をもって、
「そ」は組織的に対応する

（森山2014、80頁より作成）

この姿勢が学校教育現場で浸透しているかどうかはともかく、常に想像力を持って確認・確認の姿勢を崩さないことが危機管理のコツと、神野に学んだ。このことを本学教生に伝えねばならないだろう。

また、学級・HR担任はある意味でリーダーである。どのようなリーダーが求められているのだろうか。上武大学ラクビー部監督・成田仁は「リーダーのタイプ」という一文を『上毛新聞』（2026年7月11日　21面　ひろば）の「みんなのひろば視点」に載せた。

成田は、ダニエル・ゴールマンのリーダーシップ論（補注：ダニエル・ゴールマン　リチャード・ボヤツィス　アニーマッキー　土屋京子訳（2016）『EQリーダーシップ』日本経済新聞社、六つのタイプ＝1.『ビジョン型』 2.『コーチ型』 3.『関係重視型』 4.『民主型』 5.『ベースセッター型』 6.『強制型』、78-79頁より抜粋）を根拠にし、自らの監督としての経験を概念化するように、「自分のリーダーシップをそれまでの『強制型』から『ビジョン型』に変え」、そして「『ビジョン型』をベースにして･･･『コーチ型』でしっかり寄り添う。突然のピンチは『強制型』で素早く回避するリーダーシップ型を使い分けていくこともリーダーの役割だと感じています」と述べている（21面）。

この指摘は重要である。何が起こるかわからない学級・HR経営、突然やってくる問題に対応するためには、学級・HR担任は「タクト」を働かせ、「型」を俊敏に使い分ける力が必要になることを自覚化してほしいと考える。

【引用・参考文献一覧】

①柴田義松・木内剛編著（2004）『教育実習ハンドブック』学文社。
②柴田義松・木内剛編著（2011）『教育実習ハンドブック　〔改訂版〕』学文社。
③柴田義松・木内剛編著（2012）『教育実習ハンドブック〔増補版〕』学文社。
④次世代教員養成研究会編（2016）『次世代教員養成のための教育実習』学文社。
⑤永添祥多他（2017）『高等学校教育実習ハンドブック』風間書房。
⑥土井進（2017）『テキスト中等教育実習「事前・事後指導」教育実習で成長するために』ジダイ社。
⑦筒井美紀・遠藤野ゆり編（2017）『ベストをつくす教育実習』有斐閣。
⑧小林隆・森田真樹編著（2018）『教育実習・学校体験活動』ミネルヴァ書房。
⑨小林隆・森田真樹編著（2021）『教育実習・学校体験活動』ミネルヴァ書房。
⑩櫻井眞治他編著（2022）『教育実習論』ミネルヴァ書房。
⑪三田部勇他編著（2023）『教育実習』ミネルヴァ書房。
⑫下山寿子・菅原亮芳・簗雅之（2020）『教育実習（学校体験活動）・介護等体験・教職実践演習』高崎商科大学。
⑬濱口佳和（2018）『教育心理学』ミネルヴァ書房。
⑭本図愛美（2023）『新・教育の制度と経営［四訂版］』学事出版。
⑮森山賢一他編著（2014）『自己成長を目指す教職実践演習テキスト』北樹出版。
⑯立教大学教職課程研究室編（1997）『教育実習ハンドブック』立教大学。
⑰黒田祐二編著（2016）『実践につながる教育心理学』北樹出版。
⑱澤正（1912）『学級経営』弘道館／国立国会図書館 DC：https://dl.ndl.go.jp/pid/809980　2026年 7 月24日アクセス最終検索確認日。
⑲船橋勝（1995）「澤正の『学級経営』論に関する教育方法史研究」（『奈良教育大学教育実践研究指導センター研究紀要』第 4 巻、57-68頁、 file:///C:/Users/sugaw/Downloads/CERT4_57-68%20（3）.pdf　2026年 7 月24日アクセス最終検索確認日）。
⑳森昭他共著（2011）『学習心理学』培風館。
㉑寺﨑昌男他編（2011）『新版　教育学小事典』学陽書房。
㉒菅原亮芳・下山寿子編著（2024）『2023年度高崎商科大学教職研究年報（後期号）』高崎商科大学。
㉓辰野千寿他編（1989）『多項目教育心理学辞典』教育出版。
㉔藤澤伸介編（2021）『探究！教育心理学の世界』新曜社。

6　教職課程での学びの集大成としての「使命感や責任感、教育的愛情等」の実相とその課題

－2023年度教生の教職実践演習記録から－

下 山　寿 子

はじめに

本稿は「教職実践演習とは何か」、「教生たちはどのように認識したか」というテーマのもとに、①「教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（令和９年度開設用）＜本体＞文部科学省初等中等教育局」教育職員政策課」（https://www.mext.go.jp/content/20260210-mxt_kyoikujinzai01000003171_00.pdf、2026年７月１日アクセス最終検索確認日）、②中央教育審議会答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（平成18年・https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337006.htm、2026年７月１日アクセス最終検索確認日）、③中央教育審議会中間報告『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（平成17年・https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120802.htm、2026年７月１日アクセス最終検索確認日）、④「教職課程コアカリキュラム」（平成29年11月17日製本版所収、中央教育審議会答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（別添１）教職実践演習（仮称）について」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337016.htm、2026年７月１日アクセス最終検索確認日）、そして⑤本学の教生たちの記録などを素材として言説的に検討することを目的とする。

この作業を通して、今後の本学の教職実践演習の教育活動に資するヒントを得ることを目指したい。

１．教職実践演習とは

ここでは「教職実践演習とは何か」を整理しておきたい。

教職実践演習は、2006年・平成18年７月11日　中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」において、「（２）『教職実践演習（仮称）』の新設・必修化―教員として必要な資質能力の最終的な形成と確認―」として、「今後、教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認するため、教職課程の中に、新たな必修科目（「教職実践演習（仮称）」）を設定することが適当である」として登場した（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337006.htm、2026年７月１日アクセス最終検索確認日）。

また、「教職課程コアカリキュラム」（2017・平成29年11月17日製本版所収『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（別添１）教職実践演習（仮称）について」によれば、「１．科目の趣旨・ねらい」は、「教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた『学びの軌跡の集大成』として位置付けられるものである」とし、「学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される」（同書49頁）と記された（「教職実践演習（仮称）について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337016.htm、2026年７月１日アクセス最終検索確認日）。

つまり、簡潔に言えば、教職実践演習とは、2010年度に入学し教職課程を履修する教生より導入（2018年11月教育職員免許法施行規則改正による）され、彼等が大学を卒業し、一人前と見なされた新任教員として実際に教育現場に立つことを想定して、養成の段階で実務的な知識と技能が身に付いていることを確認する科目であると言うことである。別言すれば、「教員養成スタンダード」（石井2018、70頁）の確認と課題の抽出する科目であり、文科省の言葉で言えば、「『学びの軌跡の集大成』」ということになろう。さらに森山賢一の言葉をお借りすれば、「教職課程の総まとめの科目」（森山2014、11頁）といえよう。

この背景には、多くの先行研究が指摘しているように、実践的・実務的な能力に力点が置かれた教員養成が叫ばれた社会的事情があった。つまり「教員の大量退職」、新任教員であっても「即戦力」（小林・森田2018、186頁）などが求められ、それを打破する施策としてすなわち養成段階における4年間の学びの研修会的役割を持たせたとも考えられる。

他方、「西岡2014」所収の石井英真（「教職実践演習の導入」4－5頁）は、たしかに「開放制教員養成」における教科指導や教科外指導など、「実践的指導力」育成への限界を目的的教員養成を担う人々から批判をされていたと述べた。しかし、学生を「開放制教員養成」機関の教職課程専任担当教員は、「『教育される客体』」ではなく、「『研究的・自律的に学ぶ主体』」として育成するという捉え方をすることが重要であるとも指摘した（5頁より抜粋）。

また石井英真は、「教職実践演習の導入」時の議論について次のように整理している。

> 「教育実践演習」の導入については、（中略）免許授与時に「完成品」を求める想定、および、要素的・直線的な教師の資質能力の成長イメージの是非、単位認定権を持つ教員の下で教職課程や学生生活の学びの総括を行うことがもたらす管理的側面、そして、教員養成に対する大学の自律性の縮小といった点に関して議論がある。
>
> （西岡加名恵他著（2014）『教職実践演習ワークブック』ミネルヴァ書房、4頁　注2）

教育学者・菅原亮芳は、この石井（西岡2013、5頁）の提言について、「大学の教員養成」は、「①学校が児童・生徒が21世紀を生き抜く力を育成に対応する教員」を、「②研究的・自律的に学ぶ主体としての教員」を養成すべきであり、大学は「③大学における教員養成の原則の放棄でなく、その実質化をこそ追求していくべき」という指摘を真摯に受け止めるように促した（菅原2020、176頁抜粋）。続けて、横須賀薫（1976）『教師養成教育の探究』（評論社、46-47頁）の指摘を引用した。それを踏まえ、「戦後の開放制教員養成批判とも受け止められようが、『師範学校』への先祖返りでは困る。『教職課程コアカリキュラム』が『理論と実践』の往還、『学芸と実践性との融合』（『教職課程コアカリキュラム』（平成29年11月17日）、1頁）の役割を果たせるのかが課題となっている」と指摘した（菅原2020、176-178頁・引用については菅原の許可をいただいている）。

いずれにせよ、筆者は学問の修得なくして教えの術は成立しないと考える。横須賀が言うような「なわばり責任論―他の分野でどうしているかは知らないが、わたしが教えられるのはこのところだけだ。あとのことは知らない。」（横須賀1976、46-47頁）などという教師教育を行っている課程認定大学が多いのだろうか。むしろ、開放制教員養成システムであればこそ、存分に自律性と専門性（「強みの専門性」文科省）が出せるのであるから、各種の専門性に立脚した教員養成をしているように思えてならない。石井の指摘した「大学の自律性」と「研究的・自律的に学ぶ主体」としての教員の養成こそが、今求められているのではないだろうか。

ところで、近年においては文科省は、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」（平成20年10月24日 課程認定委員会決定 一部改正 令和３年８月４日 一部改正 令和５年９月28日）において「１．教育研究実

施組織 ○当該科目の実施に当たっては、中央教育審議会答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（平成18年７月）（以下、「18年答申」という。）に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教科及び教職に関する科目の担当教員が協力して行うこと」としたが、「２．履修時期 ○履修時期は、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施すること」とした。これは４年次後期に必ずしも設定しなくてもよいということを意味していると考えられる。

さらには「３．授業方法」として以下のように記した。

○授業の方法は演習を中心とし、ICT を積極的に活用すること。
○受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。
○学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとすること。
○役割演技（ロールプレーイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。また、その際、学生が ICT を活用し取り組む内容とすることが望ましい。
○学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。
○連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。
○その他18年答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。
（出典：教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（令和９年度開設用 ＜本体＞ 文部科学省初等中等教育局」教育職員政策課」https://www.mext.go.jp/content/20260210-mxt_kyoikujinzai01000003171_00.pdf、192頁、2026年７月１日アクセス最終検索確認日）

ここで気になるのは、「○ 履修時期は、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施すること」という一文である。「『学びの軌跡の集大成』」という観点から考えるならば、４年後期が妥当と考えられよう。しかし、今後さらなる検証が不可欠なのかもしれない。

２．履修カルテについて

ここでも「履修カルテ」について整理しておこう。

「履修カルテ」とは上記の「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」（平成20年10月24日 課程認定委員会決定 一部改正 令和３年８月４日 一部改正 令和５年９月28日）の「（５）教職実践演習への活用【教職実践演習担当教員】」によれば「教職実践演習の実施に当たり、担当教員が、履修カルテを参照して学生の履修状況を把握」「教職実践演習の進め方についての参考とすることや、個別の補完的な指導等に活用」（https://www.mext.go.jp/content/20260210-mxt_kyoikujinzai01000003171_00.pdf 199-120頁、2026年７月１日アクセス最終検索確認日）とある。

すなわち、各大学の対象教生の理解と対応のためのカルテという位置づけであるといえよう。各教生たちの教育研究上および教育実践上の身についたものの評価を自ら行い、その上で担当教員のアドバイスなどを参考に研究課題を自覚し、過不足分を補うための装置と位置づけられよう。

では、どのような内容を点検し、いかに研究すればよいのだろうか。

表１を一瞥すると興味深いのは「課題探求」が含まれていることである。この項目は嘗ての「教職総合演習」の後継という意味も含まれているのかもしれない。

しかし、最も重要なことは活用の仕方であろう。

同「留意事項」は、「（4）教職指導への活用【大学】履修カルテを学生の教職指導に活用。」で「・必要に応じた苦手分野の補完的な指導の実施・クラス毎の指導計画の策定」と記し、そして「（5）教職実践演習への活用【教職実践演習担当教員】・教職実践演習の実施に当たり、担当教員が、履修カルテを参照して学生の履修状況を把握。・教職実践演習の進め方についての参考とすることや、個別の補完的な指導等に活用。」（https://www.mext.go.jp/content/20260210-mxt_kyoikujinzai01000003171_00.pdf　199-120頁、2026年7月1日アクセス　最終検索確認日）と述べている。

このように学生の教職指導の不足しているところを補う、それこそカルテ（診療の経過を記録する情報メディア）を活用して分析し、評価して、問題解決に向かわせるように促す装置して機能させるように指示しているのである。

表1　「履修カルテ」の基本形（但し本学の高校教員免許に対応して筆者が修正作成した。）

必要な脂質能力の指標		
項目	項　目	指　標
学校教育についての理解	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、生徒に対する責務を理解していますか。
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。使命感や責任感、
生徒たちについての理解	心理・発達論的な生徒理解	生徒理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得していますか。
	学習集団の形成	学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。
	生徒の状況に応じた対応	いじめ、不登校、特別支援教育などについて、個々の生徒の特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。
他者との協力	他者意見の受容	他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。社会性や対人関係
	保護者・地域との連携協力	保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。
	共同授業実施	他者と共同して授業を企画・運営・展開することができますか。
	他者との連携・協力	集団において、他者と協力して課題に取り組むことができますか。社会性や対人関係
	役割遂行	集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。社会性や対人関係
コミュニケーション	発達段階に対応したコミュニケーション	生徒たちの発達段階を考慮して、適切に接することができますか。
	生徒に対する態度	気軽に生徒と顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。
	公平・受容的態度	生徒たちの声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか
	社会人としての基本	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についていますか

教科・教育課程に関する基本知識技能	商業科	これまで履修した商業科教育分野の科目の内容について理解していますか。
	情報科	これまで履修した情報科教育分野の科目の内容について理解していますか。
	教科書・学習指導要領	教科書や中学校学習指導要領（商業あるいは情報編）の内容を理解していますか。
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識	教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。
	道徳教育・特別活動	道徳教育・特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。
	総合的な学習の探究の時間	「総合的な探究の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。
	情報機器の活用	情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。
	学習指導法	学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。
教育実践	教材分析能力	教材を分析することができますか。
	授業構想力	教材研究を生かした社会科の授業を構想し、生徒たちの反応を想定した指導案としてまとめることができますか。
	教材開発力	教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。
	授業展開力	生徒の反応を生かし、皆で協力しながら授業を展開することができますか。
	表現技術	板書や発問、的確な話し方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。
	学級経営力	ホームルーム経営案を作成することができますか。
課題探求	課題認識と探求心	自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っていますか。
	教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができていますか。

（出典：文科省の「〇〇〇〇大学教職課程　履修カルテ②〈自己評価シート〉より作成。https://www.mext.go.jp/content/20260210-mxt_kyoikujinzai01000003171_00.pdf　197-198頁より作成（ただし「（2）教職を目指す上で課題と考えている事項」や「H18年答申との対応」「自己評価」欄は割愛した。）2026年７月１日アクセス最終検索確認日）

本学では、2018年度より「履修カルテ」は電子ポートフォリオとなった。電子ポートフォリオは学内システム A-Portal で記入するようになっており、「1　情報一覧　自分について/緊急連絡先/所属/進路/所得済み免許/教育実習/介護等等体験/教職に活かせそうな趣味・特技/課外での活動」「2　履修状況　取得を希望している教員免許状/教員からのアドバイス」、「3　自己評価シート」、「4　ポートフォリオ」の項目がある。そして７年後の2025年にはさらなる更新を図っている。

3．到達目標と到達目標の確認指標例

教職実践演習における到達目標は、いかなるものであるのだろうか。

表 2　教職実践演習の到達目標及び目標到達の確認指標例

教職実践演習の到達目標及び目標到達の確認指標例		
含めることが必要な事項	到達目標	到達の確認指標例
①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項	○ 教育に対する使命感や情熱を持ち、常に子どもから学び、共に成長しようとする姿勢が身に付いている。 ○ 高い倫理観と規範意識、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自己の職責を果たすことができる ○ 子どもの成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。	○ 誠実、公平かつ責任感を持って子どもに接し、子どもから学び、共に成長しようとする意識を持って、指導に当たることができるか。 ○ 教員の使命や職務についての基本的な理解に基づき、自発的・積極的に自己の職責を果たそうとする姿勢を持っているか。 ○ 自己の課題を認識し、その解決に向けて、自己研鑽に励むなど、常に学び続けようとする姿勢を持っているか。 ○ 子どもの成長や安全、健康管理に常に配慮して、具体的な教育活動を組み立てることができるか。
②社会性や対人関係能力に関する事項	○ 教員としての職責や義務の自覚に基づき、目的や状況に応じた適切な言動をとることができる。 ○ 組織の一員としての自覚を持ち、他の教職員と協力して職務を遂行することができる。 ○ 保護者や地域の関係者と良好な人間関係を築くことができる。	○ 気軽に子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができるか。 ○ 子どもの声を真摯に受け止め、子どもの健康状態や性格、生育歴等を理解し、公平かつ受容的な態度で接することができるか。 ○ 社会状況や時代の変化に伴い生じる新たな課題や子どもの変化を、進んで捉えようとする姿勢を持っているか。 ○ 子どもの特性や心身の状況を把握した上で学級経営案を作成し、それに基づく学級づくりをしようとする姿勢を持っているか。
③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項	○ 子どもに対して公平かつ受容的な態度で接し、豊かな人間的交流を行うことができる。 ○ 子どもの発達や心身の状況に応じて、抱える課題を理解し、適切な指導を行うことができる。 ○ 子どもとの間に信頼関係を築き、学級集団を把握して、規律ある学級経営を行うことができる。	○ 自ら主体的に教材研究を行うとともに、それを活かした学習指導案を作成することができるか。 ○ 教科書の内容を十分理解し、教科書を介して分かりやすく学習を組み立てるとともに、子どもからの質問に的確に応えることができるか。 ○ 板書や発問、的確な話し方など基本的な授業技術を身に付けるとともに、子どもの反応を生かしながら、集中力を保った授業を行うことができるか。 ○ 基礎的な知識や技能について反復して教えたり、板書や資料の提示を分かりやすくするなど、基礎学力の定着を図る指導法を工夫することができるか。
④教科・保育内容等の指導力に関する事項	○ 教科書の内容を理解しているなど、学習指導の基本的事項（教科等の知識や技能など）を身に付けている。 ○ 板書、話し方、表情など授業を行う上での基本的な表現力を身に付けている。 ○ 子どもの反応や学習の定着状況に応じて、授業計画や学習形態等を工夫することができる。	○ 自ら主体的に教材研究を行うとともに、それを活かした学習指導案を作成することができるか。 ○ 教科書の内容を十分理解し、教科書を介して分かりやすく学習を組み立てるとともに、子どもからの質問に的確に応えることができるか。 ○ 板書や発問、的確な話し方など基本的な授業技術を身に付けるとともに、子どもの反応を生かしながら、集中力を保った授業を行うことができるか。 ○ 基礎的な知識や技能について反復して教えたり、板書や資料の提示を分かりやすくするなど、基礎学力の定着を図る指導法を工夫することができるか。

（出典：「教職課程コアカリキュラム」（平成29年11月17日製本版所収『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（別添１）教職実践演習（仮称）について」50－52頁、「教職実践演習（仮称）について」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337016.htm　2026年７月１日アクセス　最終検索確認日）

この表２からわかるように、４つの領域から成り立っている。筆者の言葉で言えば、①ミッション、②人間関係能力、③生徒理解、そして④学習指導力ということになるだろう。ここでは、①を対象とし、続けて検討する。

４．文科省が提示する教員として求められるミッション、すなわち「使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項」の到達目標と確認指標例と教生たちの記録から見た「使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項」の実相

それでは、このミッションの到達目標に対して、本学の教生たちはどのように認識したのだろうか。それを整理したものが、表４である。

表３　2023年度教生たちの記録から見た「使命感や責任感、教育的愛情等」の実相

事項	到達目標の確認指標例	教生の記述
使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項	○ 誠実、公平かつ責任感を持って子どもに接し、子どもから学び、共に成長しようとする意識を持って、指導に当たることができるか。	Ａは「うそを教えない、誠実な態度『正義』を貫いた」から。 Ａは「『平等』に関わるのではなく、『公平』に関わることを学んだ」から。 Ｃは「全生徒を公平に評価できる評価方法」とは何かがを課題としてから。 Ｆは「生徒のためになるにはどうしたらよいか」を考えたから。 ＧやＨやＩやＬは「生徒との信頼関係を築くことが」大切と考えるから。 Ｉは「教師の見本」と感得したから。 Ｊは「生徒の個性を考慮する」としどういうことかを課題としたから。
	○ 教員の使命や職務についての基本的な理解に基づき、自発的・積極的に自己の職責を果たそうとする姿勢を持っているか。	Ａは「自ら率先して教職員の皆様、生徒にも挨拶するようにした」から。 Ｄは「身だしなみは(中略)乱してはいけない」と考えるから。 Ｅは「正しい生活リズム」や「身だしなみ」と考えるから。 Ｈは「冷静に物事を考え、対処できるように柔軟性が必要」考えたから。 Ｊは「日常生活と学ぶ教科がリンクしていることを体得してほしいこという願いを mission」にしたから。 Ｋは「教師はどのようなミッションを持って生徒に接するか」という課題を持てたから。
	○ 自己の課題を認識し、その解決に向けて、自己研鑽に励むなど、常に学び続けようとする姿勢を持っているか。	Ａは「わかりやすく伝える授業を研究する」のが課題としたから。 ＢとＩやＪは「生徒との距離感」が課題としたから。 Ｂは「生徒の反応を見ながらの説明がをできる」が課題したから。 Ｃは「能動的なコミュニケーションを図ること」が課題と考えたから。 Ｆは「さらなる専門性を高める」と思考したから。
	○ 子どもの成長や安全、健康管理に常に配慮して、具体的な教育活動	Ｂは「生徒のため」・「生徒を中心にして考える」ことができたから。 Ｇは「生徒に真面目に生きる」ことを伝えられたから。」

	を組み立てることができるか。	

（菅原2024、50-91頁より抜粋して補足して作成）

先に掲げた、今回は、表１「『履修カルテ』の基本形」の結果との比較はできていないが、表４のように整理してみると、「～ができるか」とか「～を持っているか」というのはいかなる教育実習をしてきたか、あるいは自己の課題を認識し自覚化できたかという点においては、目標には到達していると見てよいであろう。

その意味で言えば、それぞれが教師としての教育実践、教育実践研究上の研究課題を自覚しているともいえよう。

さらに、全体的な傾向としては課題探求のためのテーマが多くの教生は抱いているように見て取れる。

しかし、「～ができるかとか持っているか」と問われても、どのように説明すれば納得してもらえるのかに、教生たちは困惑している。到達目標に掲げられている項目を教育実習でそのようにやってきたとか、こういう教育実践、教育実践研究上の研究課題を自覚しているという回答をするのが精一杯であろうと考える。

その点では十分に到達目標に達していると考えられる回答をしているといえよう。

おわりに

「はじめに」で「本学の教職実践演習の教育活動に資するヒントを得ることを目的としたい」と書いた。何がヒントとなったか、表１との関連で述べると、いくつかの課題があり、改善が必要と思われる。

「使命感や責任感、教育的愛情等」という角度からの課題ではあるが、「高等学校教育の理解」にある。表３の結果からはたしかに教職の意義の理解は十分できているが、しかし、教育理念史、教育の制度・経営と社会と教育という観点からのいわゆる学校の制度の基礎理論と知識という面では必ずしも自覚的に捉えられていないことがわかる。つまりそれが課題なのである。

もちろん、本学では教育原理や学校の制度などの教職科目でそのことは講じているが、教職実践演習でも再確認をする必要があろう。

改善としては以下のような「教育実習・教職実践演習の研究・教育実践研究記録の目次（案）」へと再構築していくことが不可欠となろう。以下に図１を示す。

図１　教育実習・教職実践演習の研究・教育実践研究記録の目次（案）

はじめに
1. 使命感・責任感・教育的愛情等
（１）使命・・生徒の成長を願うことができたか
（２）責任・・教職の意義を理解し、高い志を抱き、遵守すべき義務を果たすことができたか
（例えば、現職教員との意見交換が有効であろう）
（３）愛情・・生徒の成長や安全を第一として考えたか
（４）教育実習校の経営方針と学校教育の基礎的知識を有しているか
（５）教育実習に向けての仮説を立てたか、自己の教員としての課題を認識できたか
（６）高等学校教育の理念・歴史・思想の基礎理論と知識を修得しているか
（７）教育の制度・経営と社会と教育の基礎理論と知識を修得しているか

2．社会性・対人関係能力
（1）社会性・・挨拶・社会人としての基本姿勢をもてたか／組織の一員として協働して校務の運営に当たるように意識できたか
（2）対人関係能力・・指導教諭からのアドバスを傾聴し、職務を全うできたか／保護者・地域人々の声に耳を傾ける機会を得たか
（3）研究授業と事後検討会
（4）指導教諭から学んだこと
3．生徒理解・生徒支援
（1）生徒理解・・発達的論的知識のもとに公平な態度で接することができたか
（例えば、役割演技が重要であろう）
（2）生徒支援・・生徒の特性を理解し、受容的態度で接することができたか
（例えば、役割演技が重要であろう）
（3）課題探求・・教育の新しい課題を把握するのにつとめたか
（例えば、学校フィールドワークを通した当面の新しい課題の抽出が重要であろう。そして、その新しい課題の探究を事例研究を通して行う必要があるだろう）
（4）部活動
4．ホームルーム活動と職務内容
（1）学級経営案を作成できたか
（例えば、教育実習を基に学級経営指導案の作成をすることが有効であろう）
（2）ホームルーム活動・・学級集団を理解し、生徒との健康状態等を把握できたか
（3）清掃・相談等で生徒とコミュニケーションを図ることができたか
（4）学級担任等の補助的役割を担うことができたか
（5）学級担任の役割と職務内容を理解できたか
5．教科内容指導等の指導力
（1）観察実習
（2）教材研究や教材開発を基盤に学習指導案を作成することができたか
（3）教書書分析ができたか
（4）学習に必要な基礎的技術（発問・学習形態・板書・話し方）をもって授業ができたか
（5）適切に情報機器を活用することができたか
（6）学力の定着をはかる方策を講じたか
（7）生徒の反応を生かして授業が展開できたか
（8）学習理論に基づいて授業ができたか
（9）教育課程に関する編成の仕方を習得しているか
6．実習前と実習後の自分の変化
7．大学からの巡回指導
おわりに

図1の中の「1．使命感・責任感・教育的愛情等」の（1）～（7）項目を講ずる必要があると同時に課題追求においても探究する必要があろう。表4でJは「『日常生活と学ぶ教科がリンクしていることを体得してほしいこという願いをmission』にしたから」と回答していたが、まさに社会と学校教育のテーマを抽出して論文を作成する時間が必要であろう。しかし、そこまで教職実践演習で行うには時間がないこともまた事実である。

教育の実態から、教育の新しい課題から、今の社会を教育を学びを見つめ、再構築する力を養う必要があるすれば、嘗て教職科目にあった「教職総合演習」の復活が求められよう。教育学者・石井英真が提案する「『学問する』教師」、すなわち問いを設計できる教師の専門職化が求められよう（西岡2014、8－9頁より抜粋）。

他方、教職の意義の理解について、千葉市立千城台北小学校長（2014年現在）の小松礼子先生は、コラムを書いた。「教員として存在するコツ【教員必須アイテム5】」と題した。

以下のように紹介している。

「その１　クラスでもっとも気になる子ども、１人から見ましょう。」
「その２　『学校はまちがうところだ。まちがいから学べ』と説きましょう。」
「その３　小さな変化も見逃さずに認め、伝えましょう。」
「その４　『どの子もまっすぐ伸びようとしている』と信じましょう。」
「その５　いろいろのことをおもしろがってやりましょう。」

（森山2014、100頁より抜粋）

ここに小松が示した【教員必須アイテム５】は、初等教育向けのものではあるが、中等学校教員にも通ずる箴言、是非、本学の教生たちにも伝えたいと考えている。

【引用・参考文献一覧】
①柴田義松・木内剛編著（2012）『教育実習ハンドブック〔増補版〕』学文社
②西岡加名恵他（2014）『教職実践演習ワークブック』ミネルヴァ書房
③小林隆・森田真樹編著（2018）『教育実習・学校体験活動』ミネルヴァ書房
④石井英真・渡辺洋子編著（2018）『教育実習・教職実践演習・フィールドワーク』協同出版
⑤小林隆・森田真樹編著（2020・2018年の初版第３刷）『教育実習・学校体験活動』ミネルヴァ書房
⑥三田部勇・吉田武男編著（2023）『教育実習』ミネルヴァ書房
⑦下山寿子・菅原亮芳・簗雅之（2020）『教育実習（学校体験活動）・介護等体験・教職実践演習』高崎商科大学
⑧森山賢一他編著（2014）『自己成長を目指す教職実践演習テキスト』北樹出版
⑨菅原亮芳・下山寿子編著（2024）『2023年度高崎商科大学教職研究年報』高崎商科大学
⑩菅原亮芳（2020）「教職実践演習とは：概念・進め方・『履修カルテ』と評価」（下山他『教育実習（学校体験活動）・介護等体験・教職実践演習』）高崎商科大学、173-189頁。

Ⅱ　模擬授業とその省察

生徒の側に立った授業をめざして

磯﨑　伶成

1．何ができたのか

教科書の内容を確認し、授業で扱う範囲や基本的な用語を把握した状態で模擬授業に臨むことができた。完成度は高くなかったが、授業の流れを意識して学習指導案を作成し、模擬授業を実施するための土台を整えることはできた。発問を用いて生徒に考えさせる場面を設定し、一方的な説明にならないよう工夫することができた。不十分ではあったもの、ワークシートやスライドを準備し、授業を成立させるための最低限の準備は行った。授業の中で知識・技能に関する内容を扱い、生徒の理解状況を大まかに確認しようとする意識をもって授業を行うことはできた。

2．何ができなかったか

教科書の内容の理解にとどまり、生徒の理解段階やつまずきを想定した教材研究を十分に行うことができなかった。時間配分や発問の配置が不十分で、学習指導案を授業の中で有効に活用することができなかった。生徒の反応を見取りながら授業を調整する余裕がなく、説明が中心となり、一方的な指導になってしまった。また、声の抑揚やトーンにまで意識ができず、棒読みになってしまった。板書計画や授業中の動きを具体的に想定できず、わかりやすい提示をできなかった。知識・技能の確認にとどまり、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度を評価する場面を十分に設定することができなかった。

3．何が課題として残ったか

生徒の立場に立ち、理解段階やつまずきを想定した教材研究を行うことが今後の課題として残った。実際の授業時間を意識した現実的な時間配分と、発問を効果的に配置した学習指導案の作成が課題である。実際の授業時間を意識した現実的な時間配分と、発問を効果的に配置した学習指導案の作成が課題である。板書計画やICTの活用を含め、生徒にとって分かりやすい提示方法を事前に具体化することが課題である。3観点（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度）を意識した評価場面を授業の中に組み込むことが課題として残った。

4．教育実習に向けての抱負

以上の模擬授業の振り返りを踏まえ、教育実習に向けて以下の点を重点的に改善していきたい。

第一に、教材研究の質を高めることである。今後は教科書の内容を把握するだけでなく、「どこで生徒がつまずきやすいのか」「なぜその内容を学ぶ必要があるのか」を生徒の立場に立って考え、具体例や日常生活との関連を意識した教材研究を行いたい。これにより、学習内容の目的を明確にし、生徒の理解をより深める授業を目指す。

第二に、学習指導案の実用性を高めることである。模擬授業では指導案を十分に活用できなかったため、実際の事業時間を強く意識し、発問や活動、説明の時間配分を具体的に想定した指導案を作成する必要がある。特に、生徒の思考を促す発問を授業の洋書に配置することで、一方的な授業にならないよう改善したい。

第三に、指導技術の向上である。教育実習では気管支炎を積極的に行い、生徒一人一人の理解状況を把握しながら授業を進められるようにしたい。また、話し方についても声の大きさや抑揚、間の取り方を意識し、生徒が集中して話を聞きやすい授業を心掛ける。

第四に、事前準備の充実である。模擬授業では教材研究、時間配分、説明する内容、板書計画において、準備が不足していたように感じる。そのため、事前準備に時間をかけ、授業中に慌てることなく、落ち着いて授業ができるよう準備を徹底していきたい。

最後に、評価の在り方についてである。知識・技術の確認だけでなく、思考・判断・表現力や主体的に学習に取り組む態度を評価できる場面を言授業の中に意図的に設定したり、ワークシートや振り返りシートを工夫したりすることで、生徒の学びを多面的に捉えられるよう改善していきたい。「生徒のための授業とは何か」というテーマのもと、模擬授業を通して自らの実践を振り返ってきた。模擬授業では、授業を成立させるための最低限の準備や工夫をした一方で、生徒の理解を深めるための教材研究や指導技術、評価の在り方に多くの課題が残った。今回の模擬授業を通して、生徒の立場に立って授業を構想し、柔軟に対応することの難しさと重要性を実感した。教育実習では、これらの反省を生かし、知識を一方的に与えるのではなく、生徒になぜ学ぶ必要があるのかを考えさせられるような授業づくりに努めていきたい。

模擬授業合宿を終えて―経験と概念の重点の置き方を考えて―

海保　有咲

1．何ができたか

教科書を読み込んで、生徒に身近な例を提示して説明する等生徒により伝わるよう説明できた。観点別学習状況の評価の手立てを明確にし、生徒への具体的なヒント・アドバイス等へ役立てることができた。指示を的確に出せ、生徒が行動に迷うことは少なかった。練習を重ね、想定される生徒の態度や質問等に備えることができた。ペア学習の際、ペアで協力して取り組んでいるかという視点から思考力・判断力・表現力を評価することができた。

2．何ができなかったか

経験をメインに授業を作ったが実際には概念をメインに授業を進めたため、授業を行った際にギャップが生じてしまった。授業の展開の量が多く、まとめまでできなかった。説明している場面が多く、生徒が自発的に取り組む場面が最後の方のみだったため、生徒自身ができたかどうかあまり理解できない授業だったと考える。情報機器の活用について、アニメーション等を使用しもっと分かりやすい資料にすることができなかった。時間が足りずふりかえりまでできなかったため、主体態の評価ができなかった。

3．何が課題として残ったか

経験と概念のどちらかを主軸とするのか明確にし、それに沿った授業を展開していくこと。より現実的な展開の構成をすること。説明を聞く量と生徒に活動してもらう量のバランスをとること。

自身だけで分かりやすいか判断するのではなく、様々な人から各々が受けてきた授業ではどうだったか・どのような授業内容なら分かりやすいか等の意見を募り、総合的に授業構成やパワーポイントの作成、ワークシートの作成に活かすこと。ふりかえりまで進まないことを踏まえて、主体態の評価をどのように捉えればよいのか明確にすること。

4．教育実習に向けての抱負

経験と概念のどちらかを主軸とするのか明確にすることである。一斉学習の際に理解できていないであろう生徒を把握し、ペア学習の際には特にその生徒のところを巡回しアドバイスが必要な状況か判断することである。アニメーションや色合いから、より視覚的に理解できる資料を作成することである。以上のことから、筆者が目指す模擬授業の仮説に基づき、できたこと、できなかったこと、改善策を整理した。今後の課題として、経験と概念のどちらかを主軸とするのか明確にし、生徒を信用して授業を行うこと、時には仲間を頼り、粘り強く教材研究を行うこと、何のために机間支援をするのかを意識して授業を展開することを上げ、それらに着目して教育実習に取り組みたい。

模擬授業を通して、教科書理解・生徒対応・授業展開は適切にできたか

春　日　　遥

1．何ができたか

自分自身が教科書の内容をよりよく理解してもらうために、図や表などを多く取り入れることで、視覚的にわかりやすく提示することができた。授業の展開（導入・展開・まとめ）の流れを意識して学習指導案を作成することができた。生徒の様子を見て時間が必要だと判断し、個人活動の時間を長く設定するなど、柔軟な対応をすることができた。台本を用意しておいたことで、大きな問題なく進行することができた。学習指導案で設定した評価の観点を意識し、生徒の活動や様子に目を向けることはできた。

2．何ができなかったか

私自身が教科書の内容を理解することができていなかった。PowerPoint やワークシートが見づらい構成になってしまったこと、発問を取り入れた授業展開ができず、指導目標や評価規準が曖昧になってしまった。教材内容の理解を深めるための時間が不十分であり、想定される生徒の疑問やつまずきを十分に予測できていなかった。学習指導案上では、どの場面で評価するべきかを示すことはできていたが、実際の授業では評価を意識した指導をすることができなかった。

3．何が課題として残ったか

教科書の内容を十二分に理解することが課題として残った。また、生徒たちに参加できるような授業展開を工夫すること、具体例や事例などを用いて、曖昧な説明は避け、分かりやすく説明すること、台本の作成だけでなく、教材研究の時間を十分に確保し、内容理解を深めること、学習指導案で設定した評価基準を実際の授業の中で生かし、どの場面で何を評価するのかを意識して指導を行えるようにすることがそれぞれの課題として残った。

4．教育実習に向けての抱負

今回の模擬授業を通して、教育実習に向けての改善点は 4 つある。

1つ目に、教材研究を十分に行うことである。なぜなら、教科書に出てくる語句の詳しい意味や、グラフ・表・図形に対する理解が不十分であったため、説明が曖昧になってしまったからである。教育実習に向けては、教科書を繰り返し読み、自分が理解できていない部分や生徒が理解しづらい部分を事前に予測し、生徒の質問に適切に答えられるよう、より丁寧な教材研究を行っていきたい。

2つ目に、生徒が授業に参加しやすい授業を行うことである。模擬授業では発問が少なく、一方的な説明の授業になってしまった。そのため、教育実習に向けては、些細な内容でも生徒に発問を行うなど、生徒が考えたり発言したりする場面を意識的に増やした授業づくりを行っていきたい。

3つ目に、事前準備は念入りに行うことである。教材研究が不十分であったことから、生徒の疑問やつまずきを十分に予測することができなかったり、スライドやワークシートが見づらくなってしまったりするなどの課題が残った。教育実習に向けては、スライドやワークシートの事前確認に加え、台本の作成や用語の整理、生徒の疑問やつまずきの予想を行い、より計画的な授業づくりを

心掛けていきたい。

4つ目に、評価を意識した授業づくりを行うことである。学習指導案上では評価基準を設定していたものの、実際の授業では評価を意識する余裕がなかった。教育実習に向けて、どの場面で何を評価するのかを明確にし、評価を授業に生かせるようにしていきたい。

模擬授業合宿を終えて：
「分かった」「できた」という達成感をもてる授業をめざして

粕 川　京 雅

1．何ができたか

教科書内容を基に、生徒が特につまずきやすい取引の理解や勘定科目の区別に着目して教材研究を行った。具体的には、金額を少額に設定した取引例や、取引の流れを図で示す資料を作成し、生徒がイメージしやすいよう工夫することができた。導入・展開・まとめの流れを意識し、各段階で何を理解させたいのかを明確にした学習指導案を作成することができた。特に導入では、簿記の5要素から授業の仕訳への繋がり意識した。重要語句を繰り返し強調しながら説明することで、仕訳の基本的な考え方を伝えることができた。板書計画やPPTスライドを事前に作成し、時間配分も意識したことで、授業進行が大きく乱れることはなかった。これにより、授業内容を計画通りに提示することができた点は成果であった。演習問題への取り組み状況や解答内容から、生徒の知識・技能の一部が定着していることを確認することができた。特に基本的な取引については、多くの生徒が正しく仕訳できていた。

2．何ができなかったか

生徒の理解度の個人差を十分に想定できず、理解が遅れている生徒への追加説明が不足していた。指導案は作成できたものの、生徒の反応に応じて説明を省略・追加するなど、柔軟に対応する余地を十分に盛り込むことができなかった。説明中心の授業となり、生徒が自ら考え発言する場面を十分に確保できなかった。その結果、生徒の思考過程を把握することが難しかった。生徒から出される可能性のある質問や、誤解しやすいポイントを十分に想定できていなかった。想定質問や誤答例への対応を事前に整理しておく必要性を感じた。主体的に学習に取り組む態度を評価する方法を明確に設定できなかった。

3．何が課題として残ったか

生徒の実態に応じて、段階別の教材や補助資料を準備し、理解の差に対応できる教材研究が必要である。生徒の思考を促す活動や話し合いの時間を意識的に組み込んだ指導案を作成することが課題である。問いかけや発問を工夫し、生徒の思考を引き出す授業展開が求められる。想定質問集の作成が必要である。知識・技能だけでなく、思考・判断・表現や主体的に学習に取り組む態度を評価する具体的手法を検討する必要がある。

4．教育実習に向けての改善点

教育実習に向けては、模擬授業で明らかになった課題を踏まえ、生徒が「分かった」「できた」と実感できる授業づくりをより意識していきたい。

まず教材研究においては、生徒の理解度の差を想定し、基本的な内容を確実に理解できる教材に加えて、理解が遅れている生徒を支援するための補助資料や、理解が進んでいる生徒向けの発展的な課題を準備する必要があると考える。

また学習指導案については、説明中心の構成に偏らないよう、生徒が自ら考え、理由を説明する活動や話し合いの場面を意識的に取り入れたい。そのために、発問を事前に精選し、「なぜこの勘定科目になるのか」「取引によって何が増減したのか」といった思考を促す問いを設定することが重要である。

さらに指導技術の面では、生徒の反応を見ながら授業を進める力を高めたい。生徒の表情や発言、ワークシートの様子などから理解度を把握し、その場で説明の仕方を調整できる柔軟性を身に付けることが課題である。

評価については、演習問題の正誤だけでなく、発言内容や学習への取り組み姿勢などを通して、主体的に学習に取り組む態度や思考の過程を評価できるよう、観点別評価を意識した評価方法を検討していきたい。

「生徒が『分かった』『できた』と思える授業ができるか」というテーマのもと、模擬授業を振り返り、何ができ、何ができず、何が課題として残ったのかを整理してきた。模擬授業を通して、分かりやすく説明することの重要性だけでなく、生徒自身が考え、理解を深めていく授業づくりの難しさを実感した。生徒が「分かった」と感じるためには、内容を理解できることが必要であり、「できた」と感じるためには、自分の力で問題を解決できたという経験が不可欠である。そのためには、教師による説明だけでなく、生徒の思考を引き出す発問や活動、そしてそれを適切に評価する視点が重要であると考える。教育実習では、本模擬授業で得た反省と課題を生かし、生徒一人一人の学びに寄り添った授業を実践したい。そして、生徒が学習に前向きに取り組み、「分かった」「できた」という達成感をもてる授業を目指していきたい。

「大きな声で話す」とは

設樂　咲良

1．何ができたか

教科書を読み、授業で扱う範囲については自分なりに整理することができた。授業の流れを意識した学習指導案を作成し、導入からまとめまでの構成を考えることができた。台本を準備し、授業中に焦らないように工夫した。知識・技術を意識し、練習問題と確認問題を取り入れた。

2．何ができなかったか

かみ砕いて説明することができなかった。時間配分が甘かった。大きな声で授業することができなかった。また、適切なタイミングで机間支援することができず、指示が曖昧になってしまった。重要な点の説明が十分でなく、問題の解説も十分でなかった。さらに、台本に頼りすぎてしまったため、生徒の様子を見る余裕がなかった。わかりやすい資料を作成することができなかった。生徒の理解度を確認することが十分でなかった。

3．何が課題として残ったか

自分の中で理解を深め、生徒にわかりやすく伝える必要がある。生徒の理解度に応じて柔軟に対応できる構成を考える必要がある。大きな声で話すことと声の抑揚をつけることが課題として残った。PowerPoint を有効的に活用し、生徒の理解を助ける分かりやすい資料作成。生徒の理解度を把握する方法を身に付けたい。

4．教育実習に向けての改善点

教育実習に向けて、２つの点を改善したい。まず１つ目は教材研究である。今回の模擬授業では説明が甘かったと感じたため、教科書を徹底して理解し、生徒にわかりやすく簡単に説明できるようになりたい。２つ目は、指導技術である。大きな声で話すことと声の抑揚をつけることが課題として残った。声が小さいと生徒に自信のない印象を与えるだけでなく指示や説明が伝わりにくくなってしまう。そのため、意識的に声量や抑揚を工夫することで、聞き取りやすくメリハリのある授業を目指したい。

以上の改善点を意識しながら教育実習に向けて準備を進め、教育実習では生徒にとって、わかりやすく楽しく理解できる授業ができるようにしたい。「自分で理解していることをどう楽しく伝えることができるか」というテーマのもとに自らの模擬授業の内容を素材として、教育実践・教育実践研究上の課題、特に、声の大きさや抑揚、適切な指示ができていないと強く感じた。自分で理解していることを楽しく生徒に伝えられるように模擬授業で明らかになった課題を生かし、計画的に準備を進めていきたい。

深みのある授業を目指して

須 藤　こもも

1．何ができたか

教科書の内容を事前に理解し、固定資産の意味や種類、取得原価、取得の仕訳といった学習内容を把握した上で授業に臨むことができた。また、エアコンの据え付け費用など身近な具体例を用いて説明することで、生徒が学習内容を具体的にイメージできるよう工夫することができた。授業の流れを「意味→種類→取得原価→取得の仕訳」と段階的に配置し、スライドとワークシートを対応させながら、学習内容が途切れない構成を作ることができた。また、導入で本時のめあてを明示し、展開で具体例・練習問題へつなげ、まとめで学習内容を整理するという基本構造を維持しながら授業を進められた。声の大きさや話す速さを意識し、説明が聞き取りやすいように配慮した。さらに、要点を板書やスライドで視覚化し、口頭説明だけに偏らないよう工夫することができた。また、固定資産の種類を考える場面でペア活動を取り入れ、生徒が自分の考えを出しやすい状況を作り、主体的な学びへの働きかけができた。授業の流れを想定し、ワークシートや振り返りシート、提示用のスライド資料を事前に準備したうえで模擬授業に臨むことができた。特に、ワークシートは学習内容を段階的に構成し、授業中の生徒の思考を支える教材として活用することができた。その結果、教材配布や資料提示に時間を取られることなく、授業を円滑に進めることができた。ワークシートの記入状況や振り返りシートの記述を通して、生徒が学習内容をどの程度理解しているかを把握しようとすることができた。他方、授業中の発言や活動への取り組みの様子から、生徒が主体的に学習に参加しているか。

2．何ができなかったか

教科内容の理解に重点が置かれ、既習内容との関連や簿記の中における本単元の位置付けまで十分に意識した教材研究には至らなかった。授業の流れ自体は十分であったが、時間配分の見通しが不十分で、説明に時間をかけすぎてしまった。その結果、本時の学習内容を生徒自身が振り返り、整理する場面を十分に設けることができなかった。机間支援を行う際に、生徒の理解状況に応じた声掛けを十分に行うことができなかった。どのような問いかけ（発問）や助言をすれば生徒の思考を促せるのかを瞬時に判断することが難しく、結果として支援が表面的な確認にとどまってしまった場面があった。そのため、生徒のつまずきを深く把握し、学びを前に進めるまでに至らなかった。スライド内の誤字や問題文の誤りを十分に確認することができておらず、授業中に修正や口頭での補足説明が必要となった。授業の進行に影響が出るとともに、生徒にとって内容理解に集中しにくい状況を生んでしまった。授業中に生徒の理解度や思考過程をその場で確認し、次の指導に生かす評価活動を十分に取り入れることができなかった。そのため、知識・技術だけでなく、思考力・判断力・表現力をどの場面でどのように評価するのかが曖昧になり、評価しにくい授業構成になってしまった。

3．何が課題として残ったか

学習内容を正確に理解することに加え、既習内容との関連や簿記の中における本単元の位置づけ

を踏まえた教材研究を行うことが課題として残った。学習内容を個別の知識として扱うのではなく、「これまでに学んだ内容とどのようにつながるのか」「この学習が今後どのように生かされるのか」という見通しをもって授業を構成する必要がある。

本時の学習が単元全体の中で果たす役割を明確にし、学習のねらいと各活動とのつながりがよりはっきりと分かる学習指導案を作成することが課題である。また、時間配分を含めた授業全体の設計をより具体的に行い、生徒が学習内容を整理・定着できる構成を考える必要がある。机間支援や発問を通して、生徒の理解状況や思考の過程を的確に捉え、それに応じた声掛けや助言を行う指導技術の向上が課題として残った。特に、生徒のつまずきを一時的な確認で終わらせず、考えを深める問いへとつなげる関わりが求められる。教材の正確性を十分に確認するとともに、生徒の理解の差や想定外の反応を踏まえた複数の展開を準備することが課題である。誤字や問題文の誤りを防ぐための事前チェック体制を整え、授業を円滑に進めるための準備の質を高める必要がある。授業中に生徒の理解度や思考の深まりを把握し、次の指導に生かす評価の在り方を工夫することが課題として残った。ワークシートや振り返りだけでなく、発問や活動の中で生徒の反応を捉え、知識・技術、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度を総合的に見取る視点を身に付ける必要がある。

4．教育実習に向けての抱負

教育実習に向けては、既習内容との関連や簿記の中における本単元の位置づけを意識した教材研究を行い、学習の見通しが生徒に伝わる授業設計を心がけたい。また、机間支援や発問を通して生徒の理解状況を把握し、それに応じた声掛けや助言を行うことで、双方向的な授業を目指したい。さらに、授業中の発言や活動の様子を評価に生かし、指導と評価を往還させることで、学習内容の理解を深める授業を実現したい。「現時点での自身の授業実践力はいかなるものか　」というテーマのもとに自らの模擬授業の内容を素材として、教育実践・教育実践研究上の課題と改善策を提示してきた。模擬授業を通して、学習内容を理解し授業を構成する力や、説明や資料提示といった基本的な指導技術については一定の成果が見られた。一方で、既習内容との関連や単元全体の中での位置づけを意識した教材研究、生徒の理解状況に応じた支援や評価の在り方については、十分とは言えず課題が残った。教育実習では、既習内容とのつながりや学習の見通しを意識した教材研究を行うとともに、机間支援や発問を通して生徒の理解状況を的確に把握できるよう努めたい。そして、評価を授業の終わりだけでなく過程の中に位置づけることで、生徒の学びを支える授業を実践したい。最終的には、既習内容との関連や簿記の中における本単元の位置づけを生徒自身が意識できるような、「深みのある授業」を展開していきたい。

生徒の興味を引き、主体的に取り組める授業を作ることはできるのか

田 村　美 優

1．何ができたか

単語を説明して知識を得るだけにならないよう、内閣官房情報セキュリティセンター『情報セキュリティ自己診断チェックリスト』（以降『実践問題』）を用い、後半はクイズ形式で授業を行うことができた。生徒が楽しそうに取り組む様子が見られ、主体的な参加に繋がったと感じた。また、多くの先生方のアドバイスを受け、パワーポイントで全体向けのクイズ形式にし、複数の問題をリストアップして実施できた。授業の流れを「知識（単語）→ 自分で問題を解く」という形で明確にし、補足説明を入れながら時間配分に注意して作成することができた。導入５～10分、展開30～35分、まとめ３～７分と、授業の状況に合わせて調整できるように構成した。初見では理解しづらい単語について補足説明を入れ、生徒がつまずかないように工夫できた。また、実践問題の数を時間に応じて調整し、「この問題は扱いたい」というものを授業中に判断しながら進めることができた。授業の最後に使用した実践問題紹介する際、実践問題を生徒自身でも使えるよう、スマホやパソコンからすぐアクセスできるか事前に確認し、検索→選択→実践までスムーズに進められるよう準備した。机間支援を行い、生徒がワークシートに記入しているか、クイズに自力または協力して取り組めているかを確認することで、理解度や考え方を把握することができた。

2．何ができなかったか

習得単語→実践問題が直接に結びつくものではなく多少の応用もあったため難しかったのではないだろうかと思った。実践問題は「こんな時どうする？」と言うものが多く単語を習っただけでは難しいと思った。時間配分を意識していたが、まとめの振り返りで少し早く切り上げてしまい、20秒ほど余ってしまった。余った時間で実践問題の使い方を説明したが、もう少し振り返りに時間を使えればよかった。パワーポイントに文字が多いとアドバイスを受けその通りだと思った。パワーポイントは最低限の文字を使用し話しで補い進めるのが好ましいのは分かっていたが伝えたいことが多くありわかりづらいパワーポイントになってしまった。また、緊張で話すスピードが速まってしまいもっと落ち着いて話すべきだと思った。自分のパソコンのメモ、学校のパソコンのパワーポイント、ワークシートを行き来しながら進めてしまい、効率が悪かった。もっと一つにまとめて、生徒の机間支援に時間を使えればよかった。「自力で解けたか」「協力して取り組めたか」は把握できたが、知識としての理解度を成績面で評価するのは難しい授業内容と反省している。

3．何が課題として残ったか

時間的に難しいのもあるが知識→実践問題ではなく知識→応用（学んだ知識の具体例や補足説明）→実践問題の方が理解に繋がりやすいのかと感じた。より生徒が教科書で学んだことを理解できた状態で解けるような問題を探したい。時間配分について柔軟性は持っているため数をこなし、自分で時間配分を覚えて行くしかなと感じた。落ち着いて話すべきだと思う。落ち着いて話せるように、事前にゆっくり、少し早くなど何回もロールプレイをするべきだと思った。それにより緊張せず進めることができると思う。生徒の評価基準がまだ曖昧なところがあるため突き詰めて指導案

を作るべきだと思った。

4．教育実習に向けての抱負

大きく3つあり、1つ目は落ち着いて話す、2つ目は生徒の「わからない」を事前につぶす（補足説明を用いて教員自体が理解する、生徒に伝える）、3つ目は教材研究で理想ではあるができる限り書くだけの授業にならないように具体例や問題を用意する。今回の模擬授業では、自分のできている所、できていない所が明確になった貴重な時間であった。先生に学ぶだけになりやすい情報処理で生徒が興味を引かせたい挑戦的な授業と言っていただき嬉しかった。今回の授業作成ではいかに生徒の興味を引き生徒の理解に繋げられるかであったため少しだが自分の理想の授業ができた。しかし、改善点は多く、まだまだなことは確かであるが自分の課題は明確なため教育実習のために詰めていきたいと考えている。

模擬授業合宿を終え：生徒に寄り添う授業を目指して

山 口　桃 花

1．何ができたか

教材研究については、教科書の内容をそのまま伝えるだけでなく、身近な具体例や生徒の実体験を関連付けて、生徒が興味を持つ内容を選ぶことができた。学習指導案については、本時のねらいを明確にし、生徒の学習状態を予測して授業展開を考えることができた。指導技術については、本時の内容を、生徒が理解しやすい言葉を選びながら説明することができた。また、演習時間についても具体的に指示を出し、時間を意識しながら授業を進行することができた。さらに、机間巡視を行い、理解が遅れている生徒に対して個別に声をかけるなどの支援を行うことができた。事前準備については、スライドの分量や色使いなどを工夫し、視覚的にわかりやすい資料を作成することができた。評価については、特に「知識・技能」を意識し、生徒が内容を正しく理解できるように説明方法を工夫することができた。

2．何ができなかったか

教材研究については、教科書や参考書を十分に掘り下げきれず、表面的な理解にとどまってしまった。そのため、生徒からの想定外の質問などに対応することができなかった。

また、教科書の記述と自分が重要だと考えた内容の整理が不十分であり、取引の流れについても十分に理解できていなかった。学習指導案については、生徒のつまずきを十分に想定した授業展開を考えることができていなかった。

指導技術については、机間支援の際、誤答した生徒に対して適切なヒントを与えることができなかった。また、説明を重要視しすぎるあまり台本に意識が向いてしまい、生徒の表情や作業状況の確認が不十分だった。事前準備については、生徒全員が自分事として理解できる表現にまで落とし込むことができなかった。また、授業内容を自分の中で完全に消化しきれておらず、自信を持って授業に臨むことができなかった。評価については、「知識・技能」に焦点を当てすぎてしまい、「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」を具体的に評価することが難しい授業となってしまった。

3．何が課題として残ったか

教材研究については、商業科目の特徴を改めて整理し、検定試験の内容と実務とのつながりをより深く理解することが課題として残った。知識を暗記するだけでなく、「なぜその処理を行うのか」といった意味を伴った理解を意識した教材研究を行っていきたい。学習指導案については、生徒一人ひとりの理解度の違いを想定した課題設定を行い、授業中に柔軟な対応ができるような構成にすることが課題として残った。指導技術については、台本に頼らずに説明できるほどの準備と練習が不足していた点が課題として残った。説明に意識が向きすぎてしまい、生徒の表情や学習状況を十分に確認しながら授業を進めることができなかったため、生徒の様子を見取りながら授業を進める指導技術を身に付けることが課題として残った。事前準備については、生徒が一目見て意味がわかるスライドや、記入しやすいワークシートなど、生徒目線に立った資料作成が課題として残った。

「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」の評価方法が曖昧であったと考えられる。そのため、ワークシートの記述内容や発問、机間支援での行動観察など、具体的な評価方法を授業に盛り込むことが課題として残った。

4．教育実習に向けての抱負

教育実習に向けての改善点は3つ挙げられる。

1つ目は、「教えるための知識」としての商業科目の再確認である。検定に合格するための方法だけでなく、「なぜその処理をするのか」という意味を生徒に説明できるようにする必要がある。そのためには、教材研究を行い、実務とのつながりを含めた理解ができるように学習していきたい。

2つ目は、生徒一人ひとりの学習速度に焦点を当てた授業展開の作成である。クラスの中には、理解が早い生徒と時間を要する生徒など、さまざまな生徒が存在する。知識を一方的に教えるのではなく、生徒の具体的なつまずきを事前に予測し、生徒の動きを主軸に置いた指導案への改善を図りたい。

3つ目は、自信と余裕を持つことである。教員が自信を持って授業をしなければ、生徒は興味をもって聞いてくれないと分かったので、自信を持って授業ができるように準備をしていきたい。「教科書を軸にした授業展開ができるか」というテーマのもとに自らの模擬授業の内容を素材として、教育実践・教育実践研究上の課題と改善策を考察してきた。模擬授業を通して、全ての生徒に対応する授業づくりの難しさと教員の責任の重さを痛感した。教科書を軸に授業をするためには、教師が教科書の理解に留まらず、生徒が自分事として捉えることができる授業を展開することが重要であると考える。教育実習では、予期せぬ出来事も成長の機会と捉え、生徒に寄り添いながら誠実に授業に臨みたい。

模擬授業を終えて ―最大の課題は声の大きさと話し方―

山 田　桃 花

1．何ができたか

授業の流れ（導入・展開・まとめ）を具体的に考えることができた。どのような授業を展開するかイメージすることができた。

2．何ができなかったか

何を一番伝えたいのかを明確にすることができなかった。内容を教えることに意識を向けすぎて、どう教えたら興味を持ってもらえるか、教え方の工夫まで考えられなかった。

本時の指導案の作成することしか見えていなかったため、全体の流れやつながりを考えられていなかった。机間指導で生徒になんと声を掛けていいのか分からず、苦手であった。簡単なシミュレーションしかしていなかったため、授業の展開が頭に入っていなかったり、どんな説明や問い掛け、声掛けをするかを前もって考えられていなかった。学習指導案に「知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度」をどのように評価するかを記入するだけになり、実際に授業をしているときにどの活動がどの評価に値するのか把握できなかった。

3．何が課題として残ったか

教材を深くまで読み込むこと、そして何を伝えたいのかを明確にすることである。また、どう教えたら質の良い授業になるのかを考えることだ。学習指導案を書く意義を念頭に置き、単元全体と本時のつながりを考えながら作成することである。大きな声で自信を持つこと、机間指導の見立てを立てておくことである。細部まで事前に考えておくことである。考えた評価規準を授業をしているときに結びつけることである。

4．教育実習に向けての抱負

教育実習に向けて改善するべく、教材研究においては、教材を読み込み、なぜ？どうして？を繰り返し自分に問い、理解を深める。自分が生徒だったどんなふうに教えてもらったらわかりやすく、興味をもって授業参加できるかを考える。学習指導案では、作成を目的にせず、単元や単元の中における本時がどんな位置づけなのかを可視化し、理解するために作成する。そして、学習指導要領をしっかりと確認した上で授業構成を考える。最も課題である指導技術に関しては、自信がないことが声の大きさに比例しているため、自信をつけるために教材研究や事前準備を徹底的に行う。また、私は演者と思い込んで授業をするよう心掛けたい。事前準備では台本を作成し、シミュレーションを怠らない。生徒を評価することも大切であると理解し、授業をする際に評価規準を頭に入れておく、もしくは手元に確認できるものを用意しておこうと思う。模擬授業での成果を基にできたこと、できなかったことを考え、自身の課題発見へとつなげ、教育実習に向けた課題点への改善策を考えた。模擬授業を振り返る中で、最も課題であったのは、授業をするときの声の大きさや話し方であった。これは、今までの自分を振り返り、自信がないときに見られる傾向であり、自信をつける努力をすれば、改善可能であると考える。

Ⅲ　現役教員の講評

「授業研究会（模擬授業合宿）に参加して」

群馬県立板倉高等学校
教 諭　遠 藤　真 美

はじめに

今年度も授業研究会（模擬授業合宿）に参加させていただき、感謝申し上げます。これから教育実習に向かう2名の学生さんの授業を拝見し、共通して気づいた点を中心に以下にまとめてみました。参考になれば幸いです。

1．学習指導案について

「指導と評価の一体化」が求められるようになって以来、授業における評価規準を授業者がしっかりと決めたうえで指導案等を作成する必要性が強くなった。実際の授業を拝見して、2名の学生さんは指導案に記載された評価をできる場面の設定があまり見られなかった。もちろん、授業後にワークシートなどを回収して評価をすることも可能である。しかし、今回作成されたワークシートは、スライドに表示された単語などを穴埋めするような形式になっており、生徒の活動を評価できるような部分が少なかった。

まずは、自分の授業で何を生徒に身につけさせたいのかをしっかりと把握し、それを評価できるようにするべきである。何となく、自分が高校生時代に受けてきた授業を真似て指導案を作成するだけではなく、自分が教師であったらどのようなことを評価したいかを考えて指導案を作成してみてほしい。もちろん、自分の好きなことを評価してはいけないため、「単元の評価規準」「本時の評価基準」「授業の展開過程での評価と観点の方法」に授業者（評価者）の一貫性を持たせて作成すると、より良くなると考える。

2．教材研究とワークシートの作り方について

授業を拝見し、教科書や問題集の内容を織り交ぜたワークシートとパワーポイントを中心に授業が展開されていた。自分でワークシートを作成すると言うことは、自分がしたい授業の流れを表せていることでもある。

一方で気をつけてもらいたいのは、ワークシートとパワーポイントは教師が楽するためのツールではないということだ。パワーポイントによって板書の量を削減した分は、机間巡視の時間に充ててみるとよい。実際の授業を拝見して、授業者はほとんど教壇の場所から動くことがなく、パワーポイントが映し出されたものを見ながら授業をしており、生徒の様子をしっかりとうかがえていないように感じた。そのため、生徒が書き切ってないのにもかかわらず、次に進んでしまい、作業が遅れがちな生徒はどんどんと置き去りにされていってしまうような状態であった。帳票などを教えるときは、白紙の帳票をあえて黒板に写しながら、生徒と一緒に書いてみるのも良いだろう。

また、教材研究については毎年のように述べているが、やり過ぎと思うくらいやってみると良い。「このやり方・方法しか教わってないから分からない」と思うかもしれないが、実際には自分が生徒のころに教わってない内容が沢山ある。そのときに「教わってないから」をやらない理由にすることはできない。自分がすでに教わって知っていることにも、もっと沢山の知識・技術が隠されて

いることもあるため、ぜひとも教材研究は、妥協することなくやってみてほしい。それが、いずれ授業するときの自信に繋がってくるからだ。

3．話法等指導技術について

今回の授業では、授業者がパワーポイントを使って説明をしながら授業を進めていく形態であった。そのため、生徒は「説明を聞いて書く」という動作が授業のほとんどを占めていた。生徒は集中して書くことができる反面、授業に集中しなくてもパワーポイントの内容を写していれば良いだけになってしまう可能性もある。そのため、授業が作業にならないように注意する必要がある。例えば「買った商品は、何個？単価いくら？金額にすると？」や「この勘定科目が増えるということは借方と貸方どっちかな？」など、問題文を見れば誰にでもわかるようなことでも、生徒に問いかけをして授業展開を考えてみると良い。

また、新しい単元にはいって初めての仕訳問題は、丁寧にやってあげるとよい。「仕訳をする」という作業に慣れてはいても、登場する勘定科目は初めてものものだ。仕訳に苦手意識を持つ生徒を置いていかないように、できる生徒にあわせた指導方法ではなく、置いていかない指導を心がけて欲しい。

4．評価の仕方について

評価については「1．学習指導案について」で記載させていただいた通りである。「単元の評価規準」「本時の評価基準」「授業の展開過程での評価と観点の方法」に授業者（評価者）の一貫性を持たせて考えてみるとよい。また「ワークシートに記入している」や「ちゃんと挨拶ができている」などの評価が本時の授業展開の部分であったが、これらは評価すべきものではない。「単元の評価規準」「本時の評価基準」にあるものに則って評価を記載すべきである。商業高校では、検定に向けて授業が進められているため、なかなかグループワークなどをする時間は取れないかもしれない。しかし、ちょっとした工夫をすればわずかな時間でも「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」を見とる時間を確保することはできる。ぜひ、模擬授業合宿でのたくさんのアドバイスを参考に考えてみてほしい。

おわりに

教育実習に行けば、模擬授業合宿での授業よりも緊張もするし、うまくいかないことのほうがほとんどです。しかし、自信がなさそうに教壇に立ってしまうと、それは生徒にも気づかれてしまいます。教壇に立つときは1人の教師として、そのときの自分にできる最大限のことを頑張ってきてください。そして、ぜひ過去の省察集を読んでみてください。過去の模擬授業合宿でのアドバイスが細かく書かれています。それを参考にすると、もっと良い授業にできるかもしれません。

沢山のアドバイスを真摯に受け止め、教育実習に臨んでください。応援しています。

「『固定資産の取引』の授業実践に対する授業研究会に参加して」

桐生市立桐生商業高校
教 諭　六本木　多美子

はじめに

近年、授業形態の在り方が日々変化している中で、毎年開催されている授業研究会に参加し、教育実習を控えた実習生の思考や工夫を凝らした授業を拝見させていただいた。その中で、Aさんの授業実践においての所感をまとめたので、今後の参考となれば幸いである。

1．本時のねらいと学習指導案について

本時は、固定資産の意味や種類の理解と、取得に関する基本的な仕訳の習得を目的として構成されている。これまでに学習してきた仕訳の基礎的な知識を踏まえ、新たな学習内容へと段階的に発展させていくことが求められる場面である。

Aさんは固定資産の意味を簡潔に説明した後、仕訳の流れへと移行していたが、生徒の理解の実態を踏まえると、もう少し丁寧な導入があると良かったように感じる。現段階の生徒は、「買い入れ＝仕入」と捉える傾向があるため、「営業用」、「買い入れる」という用語について、教科書の表現に加えて具体的な例を用いて説明することができると、固定資産の理解をより深めることができたのではないかと考える。

また、学習指導案における評価規準についても気になる点があった。本時の評価規準が、授業の展開過程の中で適切に評価されているかについては、やや不明確であるように感じられる。例えば、用語をワークシートに記入させる活動のみでは、「知識・技術」を十分に評価することは難しいのではないだろうか。生徒の学習状況を多面的に把握しようをする工夫は見られるものの、「知識・技術」の評価については、ペーパーテストなどを活用し、より適切に行う必要があると考える。

さらに学習活動の中で、特に重要視する評価規準を明確にしていくと、一貫性のある授業構成になっていくのではないかと考えられる。このような評価の工夫は、生徒自身が理解の状況を振り返る機会にもなり、学習意欲の向上にもつながるため、学習活動と評価方法の一貫性を意識することがとても重要である。

2．教材研究とワークシートの作り方について

本時の授業では、教科書に基づいた説明に加え、ワークシートやスライドを活用することで、視覚的に理解を促す工夫がなされていた。特にスライドに視覚的な情報を入れることで、固定資産の内容理解をスムーズに進めようとする意図が感じられた。

また、ワークシートを用いた活動を通して、生徒が自ら考えながら学習を進める場面が設定されており、単なる知識のインプットにとどまらない点も評価できる。さらに、ペアでの確認活動を取り入れている点も特徴的であり、生徒同士で解答を確認したり、考えを共有したりすることで、理解をより確かなものにする工夫が見られた。

加えて、基本的な仕訳の説明から演習問題、確認テストへと進む流れも段階的に構成されており、「理解→練習→確認」という学習のサイクルが意識されている点も評価できる。受動的な学習にと

どまらない工夫が随所に見られる授業であった。

3．話法等指導技術について

Aさんの授業で特に印象的であったのは声量である。今までのAさんの様子から声が出ているようには感じられるが、40人の生徒に対して「伝わる声」となると、さらに意識する必要があると感じた。「何を伝えたいのか」、「どこが重要なのか」を明確にし、それがしっかりと伝わるような声量や話し方を意識することが求められる。

一方で、声量以外の点については、全体としてスムーズに授業が進められていた。今後は、生徒一人ひとりの理解度の違いを踏まえ、理解が早い生徒への対応と、理解に時間を要する生徒への支援の両方を意識した説明を準備しておくことで、より充実した授業になると考える。

おわりに

以上のことから、本授業は、基礎的・基本的な知識や技術の習得を大切にしながら、生徒が段階的に理解を深めていけるよう丁寧に構成された授業であったといえる。全体としてバランスの取れた授業であるが、評価方法や発問の工夫、学習の振り返りの場面をさらに充実させていくと、より一層質の高い授業へと発展していくことが期待される。

全体として、丁寧な授業設計がなされているため、様々な先生方のアドバイスに耳を傾けながら自信を持って教育実習に挑んでほしい。

テンポの良い授業

長野県小諸義塾高等学校
教 諭　笠 井　昭 宏

1．教材研究

教材研究は十分であると見て取れた。板書計画、スライド、ワークシートを作成し、生徒が理解しやすく、深められるように準備されていた。スライドの作成では、1つのスライドの情報量も多すぎず、アニメーションも適切に使用されていた。また、スライドは要点を簡潔に示し板書は生徒の発言内容や練習問題が書かれており、スライドと板書の役割分担が明確でバランスが良かった。ワークシートについてはフォント、フォントサイズ、構成もよく練られていた。少し残念なのは、説明文の漢字間違いや問題数と解答欄の不一致があり、ワークシートは作成して終わりではなく、自分で一度解答してみると良いでしょう。また、ワークシートの穴埋め欄には番号を付けると、生徒が迷わず取り組め答える時もどこかが明確になる。

2．指導技術

授業全体を通して良かった点が3つある。1つ目は、展開1でペア学習を行い、その後固定資産の種類を確認しそれぞれの勘定科目について説明がなされおり良い流れとなっていた。また、ペア学習を取り入れたことにより生徒が主体的に学ぶことができた。2つ目は、展開2の練習問題を解く際、発問に対して答えた生徒に「素晴らしい」と即座に肯定的な声かけを行い、このやり取りが次の発問でも行われ授業全体に良いテンポが生まれていた。そして3つ目は、生徒への指示が適切で今どこを学習しているのか、今何をしなければならないのかが明確になっていた。さらにペア学習や問題を解く際も、先時間を伝えてから活動内容を説明しその時間内で活動を区切るなど、時間管理もできていた。

3．単元と過去の学習との関連性

これまでの学習は、現金預金や商品売買のように代金支払時に費用を計上する処理が中心であった。この単元では資産の価値が変化する過程を学ぶ。具体的に言うと、購入額を一度資産として計上し、売却時にその時点の帳簿価額と売却額を比較して損益を算出する内容が加わる。

4．実習に行くまでにやっておいてほしいこと

やはり教材研究です。一度作成した板書計画とワークシートが最良であるとは限りません。1．教材研究でも述べましたが、自分で一度解答するほか、友人にアドバイスをもらうのも良いでしょう。より良い板書計画とワークシートとしてください。教壇実習の時は、指導案（板書計画やワークシート含む）を指導教諭の先生に見ていただいて再考することが多いので、対応できるように万全の準備をしておいてください。

会計の奥深さを感じる

高崎商科大学附属高等学校
教 諭　桑 原　良 典

はじめに

本稿は、眼前に教育実習を控え、期待と不安の渦中にいる同志への応援歌として位置付けたい。加え、現職の教員として生徒との対話や授業実践の中から学んだことを整理し、後輩たちがより充実した教育実習を迎えられるよう教科・科目の学習内容を教員の立場から再構築することを目的とする。

1．教材研究

私は、Ｙさんの簿記「掛け取引の記帳」の授業を拝見した。教材研究として売掛金の実際、主要簿と補助簿の役割、売掛金明細表の意義について押さえておきたい。

2．指導技術

売掛金はお互いの信用によって成り立っている。その売掛金の実際についても指導していきたい。パワーポイント等を駆使して生徒に十分イメージが伝わるようにしたい。またこの「掛け取引の記帳」という単元は「掛け取引」を学習するのではなく、「主要簿と補助簿の関係性」を中心に指導したい。そのために、前述したからを意識して授業を構成する必要がある。

3．単元と過去の学習との関連

掛け取引の概要はすでに学習している。しかし、具体的なイメージや残高等の把握の仕方などは初めて学習する内容であるため、指導の濃淡をつけて指導していきたい。

4．実習に行く前にやっておいてほしいこと

授業を拝見した限りでは、計算方法や仕訳、転記などは十分に理解しているように感じた。しかし、教科書全体の章立ての中で、本単元がどういった立ち位置なのかを意識することが不十分であると感じた。教育実習前までには簿記等の教科書を概観しておく必要がある。

おわりに

この「掛け取引の記帳」は、タイトルが掛け取引であるため、売掛金と買掛金の指導を中心に構成してしまう。しかしこの単元は、主要簿と補助簿を中心に指導したい。そのためにまず掛け取引がお互いの信用があって初めて成立する取引であること、その信用をさらに強固のものにするために残高を把握する。最後に商店ごとに明細を作成し、正確な回収ができるようにするという掛け取引を取り巻く一連の流れを意識して授業を構成していきたい。教科書全体の中での単元の位置づけを意識して、授業を構成し、生徒の理解が深化できるように教材研究に励んでほしい。

簿記・会計の指導の濃淡

高崎商科大学附属高等学校
教 諭　桑 原　良 典

はじめに

本稿は、眼前に教育実習を控え、期待と不安の渦中にいる同志への応援歌として位置付けたい。加え、現職の教員として生徒との対話や授業実践の中から学んだことを整理し、後輩たちがより充実した教育実習を迎えられるよう教科・科目の学習内容を教員の立場から再構築することを目的とする。

1．教材研究

私は、Ｉさんの簿記「商品売買の取引」の授業を拝見した。教材研究としてなぜ3分法があるのか、仕入諸掛の会計処理、売上にかかるの諸費用の会計処理について押さえておきたい。

2．指導技術

指導するうえで注意したいことは、指導の濃淡を明確にし、活動の時間をつくることにあると私は考えている。検定や実務を想起すると分記法はやや重要度は低いように感じている。各学校の実態に即した指導が求められる指導内容であるため、授業の構成においては淡々とした授業にならないような工夫を考えておく必要がある。例えば問題演習の時間を増やしたり、生徒同士で教え合う場面をつくると、より主体的な授業になるのではないかと考える。

3．単元と過去の学習との関連

商品取引は、概要はすでに学習している。本単元は改めて商品取引に関する理論や会計処理を学習する。過去の学習内容と関連はあるものの、各学校の実態によっては、切り離して理解させることも考えおく必要がある。

4．実習に行く前にやっておいてほしいこと

授業を拝見した限りでは、教材研究の甘さ、授業準備の不備、パフォーマンスの不足など、現場の教員としては非常に心配なところが数多く見受けられた。この商品売買は指導において非常に気を遣う単元であるため、入念な教材研究と準備が必要であることは間違いない。教育実習までには教科書を読み込んでおく必要があると感じた。教材研究の中で、授業に必要なものが見えてくるので、生徒に指導するという意識をもって教材研究をしてほしい。

おわりに

商品売買の取引は、現場の教員も気を遣う非常に大切な単元であるため、教材研究は万全を期したい。授業のイメージが持てなければ現在の教科書にはＱＲが付してある。そういったものも活用しながら授業のイメージをつくってほしい。また同志の意見等も参考にさせてもらいながら、洗練された授業を目指していきましょう。

指導の順序と授業の山場を考える

利根沼田学校組合立利根商業高等学校
教 諭　夏 目　智 明

はじめに

筆者は教職課程のOBとして、2025年度授業研究会（模擬授業合宿）に参加させていただいた。本稿では、春日遥さんの共通教科・情報科「情報Ⅰ」の授業について、第1に教材研究の視点から、第2に学習評価の視点から、2点について講評したい。

1．教材研究と授業

本単元は「情報デザインと表現の工夫」である。「情報デザイン」については、パソコンやタブレットでイラスト等を作成するというイメージが強いように感じる。実際には、フォントや配色を工夫することにより、同じ文字でも異なる印象を与えるものである。春日さんの授業の導入部分では、怖いイメージのイラストとかわいいイメージのイラストを映し出し、生徒にそれぞれの印象を問うところから始まった。導入の掴みの部分として、情報デザインを考える上で効果的な導入であった。

本時の授業では、①情報デザインの概要、②文字とフォント、③配色、④図解の4つについて扱われていた。この4項目は、教科書では直接的なつながりが示されていないが、作品等を制作するには全ての要素を考えなければならないため、授業の組み立て方が難しい内容である。

春日さんとの授業づくりで、考える活動を取り入れたいという意見があった。そこで、情報デザインの指導の部分で、どの生徒も気軽にでき、かつ、授業後の学習評価もしやすい題材として「フローチャート」を採用した。情報分野でフローチャートというと、プログラミングの要素が強いイメージがあるが、本時の授業では、例題として「モーニングルーティン」を示し、それに倣い、「帰宅後から寝るまでの生活ルーティン」を考えさせる活動を行った。身近な話題から自分事として考え、フローチャート作りを実践できる展開は適切であった。また、意図してはいなかったと思うが、ワークの説明の際に、必ず1つは条件分岐（IF）を入れる指示があり、これから学ぶプログラミングの指導につながる点が良かった。

2　学習評価

本時の授業の学習評価は、フローチャートの成果物を確認することから、「思考・判断・表現」が重点項目であった。評価の際、生徒ごとに異なるフローチャートを評価しなければならないため、評価規準を作成するのが大変であると感じた。数値化またはABCで評価できるよう、ルーブリックを事前に準備し、授業に臨む必要があると考えられる。

このようなワークを行った後、筆者自身、明確な評価規準を作成したとしても、ABC評価をつけるのに迷うときがある。そのため、筆者は、なぜその評価をつけたのか生徒に説明できるよう、一言コメントを残し、ワークシートを返却している。

おわりに

春日さんの授業は、情報デザインという身近な題材を扱っているが、実際に説明するには難しい内容である。春日さんは、教科書をしっかり読み込み、１つ１つ用語を調べる丁寧な教材研究を行い、模擬授業では堂々と授業を展開していた。情報Ⅰは、2単位という限られた時間で非常に多くの指導項目を扱わなければならない科目である。今回の模擬授業を通じた授業づくりで学んだことを活かし、充実した教育実習に臨んでほしい。

授業の流れを考え、新しいスタイルの授業を構築する

利根沼田学校組合立利根商業高等学校
教 諭　夏 目　智 明

はじめに

筆者は教職課程卒業生として、2025年度授業研究会（模擬授業合宿）に参加させていただいた。本稿では、山田桃花さんによる共通教科・情報科「情報Ⅰ」の模擬授業について、第1に教材研究と授業設計、第2に学習評価の2つの観点から講評する。

1．教材研究と授業設計

本単元「Webページと情報デザイン」は、Webページおよびサイトの構成、HTMLとCSSの基礎について学習する。本単元は実習中心で構成されることが多く、Webサイトの完成までに10時間程度を要する。実際の学校現場では、パソコン室で実施されることが一般的な単元である。一方、山田さんの授業は教室における座学形式を採用している。これは、教育実習先において必ずしもパソコン室が利用できるとは限らない現状を踏まえ、実施環境に依存しない授業設計を目指したものである。

筆者自身がHTMLの授業を行う場合も、生徒にコードを入力させ、その変更がWebページにどう反映されるかを一つ一つ確認しながら進める。これがHTML、Webページ制作授業の定石である。山田さんの授業は、座学形式でありながらスライド資料を効果的に活用し、1枚のスライドの右側にHTMLのソースコード、左側に実際のWebページの画面を提示しながら指導を行った。パソコン上での実習で行うことをスライド上で再現したため、定石通りの授業を実現しており、筆者は感心した。

また、授業後半には確認として、自作プリントを用い、プリントを1枚のWebページとして捉え、Webページのどの位置で、どのHTMLタグが使われているのかを考えさせる活動を行った。これは、非常に効果的であった。ここでHTMLタグの適切な利用方法を身に付けておくことで、次時以降のWebページ制作実習が円滑に進むと考えられる。このような教材の工夫により、実習環境に制約がある場合でも、HTMLの構造理解という学習目標を達成できる可能性が示された。

2，学習評価

本時は、「知識・技能」と「思考・判断・表現」が評価項目となる授業である。特に、Webページでどの HTMLタグが使われているかを考えさせるワークの評価については、具体的な評価基準として、例えば「〇個以上のHTMLタグを正確に識別できればA評価」といった数値基準を設定することで、評価の客観性が担保されるだろう。

さらに、本時の評価を形成的評価として位置づけることで、次時以降のWebページ制作実習において、学習者の理解度に応じた授業づくりが可能となる。それを踏まえた上で、ゼロベースでWebページを作らせるのか、HTML文書のベースをあらかじめ作成しておいて穴埋め形式で作らせるのか、授業の方向性が決まってくるだろう。

おわりに

山田さんの授業実践は、従来「実習形式」が前提とされてきたHTML学習において、座学による概念理解を重視する新たなアプローチを提示するものであった。筆者自身も、情報科授業の新しい可能性を再確認することができた。

本単元で扱うHTML学習は、大学入学共通テスト（2026年1月時点）では出題範囲外である。このことは、本単元の本質的な学習目標を再考する契機となる。筆者は、HTMLを用いたWebページの作成を通して、コンテンツ制作の企画から運用までの流れを学習し、グループワークを通して他者とのコミュニケーション能力を育成することが、本単元の本質であると考える。

山田さんには、今回の実践で示された革新性を発展させ、従来の授業様式にとらわれない授業デザインの探究を期待したい。

〈巻末資料〉

高崎商科大学教職研究年報発行規則

令和５年４月１日制定

教員養成カリキュラム検討委員会承認

（発行の目的）

第１条　高崎商科大学教職研究年報（以下「教職年報」という。）は、高崎商科大学（以下「本学」という。）教職課程に関する教育諸科学およびその隣接学問等に関する論文・学習指導案・調査報告・資料・書評・図書紹介・翻訳・「教職履修生の学びの記録」等を掲載、発信することを目的として発行する。

（発行回数）

第２条　教職年報は、原則として年１回以上発行することを原則とする。

２　教職年報はインターネットで公開する。

（運営・編集）

第３条　教職年報の編集・発行は、高崎商科大学教員養成カリキュラム検討委員会（以下「委員会」という。）が行う。

２　教職年報の編集代表者は、委員会の委員長をあてる。

（原稿の種類）

第４条　教職年報の投稿原稿（以下、「原稿」という。）に掲載する原稿の種類は、教職研究に関わる教育諸科学およびその隣接学問等に関する論文・学習指導案・調査報告・資料・書評・図書紹介・翻訳・「教職履修生の学びの記録」等とする。

２　原稿は、未発表のものに限る。

（執筆者の資格）

第５条　教職年報に執筆できる者は、以下の各号に規定する者とする。

（１）本学教職課程に設置された科目を担当する専任教員

（２）本学教職課程に設置された科目を担当する兼任教員

（３）本学３年次生以上の教職履修生でありかつ編集代表者もしくは委員会の承認を得た者

（４）本学の専任教員が研究代表を務める、教職課程に関連する研究を行う組織の構成員

（５）その他、編集代表者もしくは委員会が認めた者

（掲載制限）

第６条　各号における掲載は、原則として単独で２篇、連名で２篇までとする。ただし、編集代表者もしくは委員会が認める場合は、この限りではない。

（手続き）

第７条　原稿は、編集代表者が定めた締め切り日までに、完全原稿として編集代表者に提出する。

（審査・校正）

第８条　原稿の審査および校正については、以下各号の規定による。

（１）閲読は、編集委員が行い、原稿の採択は編集代表者が主催する会議の議を経て決定する。

（２）修正が必要とされた場合は、その修正原稿を編集代表者に提出しなければならない。

（３）校正は原則として著者が行うものとし、必要に応じて編集代表者が行う場合がある。

（著作権）

第９条　教職年報に掲載された全ての原稿の著作権は、本学に帰属するものとする。

２　著者が教職年報に掲載された原稿を他の著作に転載する場合には、事前に本学の許諾を必要とし、所定の書式に記載の上、委員会あてに提出するものとする。

３　委員会は、前項の申請に基づき審査の上、許諾を与えることができる。

（不正行為の防止）

第10条　他の学会誌等へ既に掲載されたもの、または投稿中のものと類似した内容の原稿は受け付けない。また、教職年報への掲載可否決定前に他の学術誌等へ重ねて投稿することを禁止する（二重投稿の禁止）。

２　研究あるいは執筆において重要な貢献をしていないものを著者とすることはできない。また不適切なオーサーシップの疑義があると編集代表者もしくは委員会が認めた原稿は掲載しない。

３　その他の事項については「高崎商科大学研究倫理規程」に準ずる。

（規則の改廃）

第11条　本規則の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長の承認を必要とする。

附則

この規則は、令和５年４月１日より施行する。

高崎商科大学教職研究年報執筆要項

令和５年４月１日制定

教員養成カリキュラム検討委員会承認

（投稿の条件）

第１条　高崎商科大学教職研究年報（以下「教職年報」という。）に投稿を希望する者は、以下の内容に承諾することを必要とする。投稿原稿（以下、「原稿」という。）は、次について承諾することを前提とする。

（１）高崎商科大学（以下「本学」という。）本学が行う、教職年報に掲載された論文等著作物の複製、翻訳および本学が管理するホームページへの掲載、当該著作物の複製、譲渡、貸与。

（2）本学が行う、他の非営利団体等の管理するリポジトリ等の電子データベースへの当該著作物の掲載及び公開の承諾。

（原稿の種類）

第２条　原稿は、教職課程に関する教育諸科学およびその隣接学問等に関する論文・学習指導案・調査報告・資料・書評・図書紹介・翻訳・「教職履修生の学びの記録」等とし、未発表のものに限る。

（原稿の仕様）

第３条　原稿の仕様は以下のとおりとする。

（１）原稿は、Microsoft Word で作成し、Ａ４判、縦・横書き40字×38行の仕様とする。

（２）論文：17頁以内（注記・引用参考文献・URL リスト、図表を含む）

（３）論文以外：15頁以内（注記・引用参考文献・URL リスト、図表を含む）

（４）体裁は和文「MS 明朝」、タイトル「18pt」、それ以外は「10.5pt」とする。余白は上下20㎜、左右30㎜とする。

（５）図表等は原稿の中に挿入する。図表等のタイトルとナンバーを付す。なお、「教職年報」はカラー印刷を行わないため、図表等はモノクロとする。

（６）引用・参考文献を文末に一括し、記載する。

（７）提出はＡ４判用紙に印刷したものと Word ファイルをデータの状態で提出する。

（参考文献・引用文献・注釈・書誌情報等）

第４条　参考文献・引用文献・注釈・書誌情報等は、「『高崎商科大学紀要』執筆要項」の「７．文献」に準ずる。

（研究助成費等による執筆）

第５条　研究助成費等による研究成果を発表する場合には、論文にその旨を明記する。

（掲載論文の抜き刷り）

第６条　抜刷は作成しない。

（改廃）

第７条　本執筆要項の改廃は、教員養成カリキュラム検討委員会の承認を必要とする。

附則

この執筆要項は、令和５年４月１日より施行する。

執筆者紹介

雨宮　和輝　　高崎商科大学・商学部・専任講師

下山　寿子　　高崎商科大学・商学部・教授

菅原　亮芳　　高崎商科大学名誉教授（博士（教育学））

あとがき

本書が未来の教育に多少なりとも、また教員になる者には、この書を使い未来の子どもたちの学びと発達のための礎に、さらによりよい教育や社会の発展のためにいくらかでも寄与し、公益のためになることができたならば編者たちの望外の喜びです。

2026年度 高崎商科大学教職研究年報（前期号）

2026年8月31日初版第1刷発行　〔検印省略〕

編著者　雨宮和輝　下山寿子

発行者　教員養成カリキュラム検討委員会

発行所　高崎商科大学

製　本　群馬県高崎市小八木町2030-7
株式会社　ダイワプリント

ISBN978-4-903099-65-1